資料１－１

静岡市こども計画（案）

令和９年３月

静岡市

はじめに

目　次

第1章　計画の策定にあたって……1
1　計画策定の趣旨……1
2　計画の位置付け……2
3　計画の期間……3
4　計画の対象……3
5　こどもの権利……4

第2章　計画策定の背景……5
1　各種データ・調査からみる静岡市の現状……5
（1）少子化をめぐる状況……5
（2）こども・若者の育ちを支える家庭・地域環境……8
（3）こども・若者が直面する困難と支援課題……18
（4）各種調査・意見聴取結果……24
2　前プランの評価……54
（1）静岡市子ども・子育て・若者プラン目標達成状況……54
（2）静岡市子どもの貧困対策推進計画目標達成状況……58
3　課題の整理……61

第3章　計画の基本的な考え方……63
1　基本理念（目指すべき未来像）……63
2　基本方針（5つの視点）……64
3　施策の体系……66
4　各主体の役割……68

第4章　こども施策の展開 69
Ⅰ　ライフステージを通した施策 71
施策の柱１　こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 71
施策の柱２　多様な遊び・体験や活躍できる機会づくり 73
施策の柱３　こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 80
施策の柱４　こどもの貧困の解消に向けた対策 83
施策の柱５　障害児支援・医療的ケア児等への支援 88
施策の柱６　児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 92
施策の柱７　こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 96
Ⅱ　ライフステージ別の施策 102
施策の柱１　こどもの誕生前から幼児期まで 102
施策の柱２　学童期・思春期 105
施策の柱３　青年期 112
Ⅲ　子育て当事者への支援に関する施策 117
施策の柱１　子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減 117
施策の柱２　地域における子育て支援 119
施策の柱３　共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画推進・拡大 122
施策の柱４　ひとり親家庭への支援 124

第5章　こども施策を推進するために必要な事項 129
1　こども・若者の社会参画・意見反映 129
2　こども施策の共通の基盤となる取組 130
3　施策の推進体制等 130
4　計画の進捗管理及び成果指標の設定 131

第6章　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に 関する量の見込み・確保方策 135
1　提供区域の設定 135
2　幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策 139
3　乳児等通園支援の量の見込みと確保方策 159
4　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 160
5　幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の円滑な利用と質の向上のための取組 194

資料編 199
1　庁内会議（静岡市こども施策推進会議）組織図 199
2　児童福祉専門分科会委員一覧 200
3　計画策定の経過 201
4　用語集 204

第1章

計画策定にあたって

第１章　計画の策定にあたって

1　計画策定の趣旨

静岡市では、これまで関係法令に基づき「静岡市子ども・子育て・若者プラン」を策定し、こども・若者及び子育て当事者への支援施策を総合的に推進してきました。

「静岡市子ども・子育て・若者プラン」は令和８年度をもって期間満了を迎えますが、少子化の進行に加え、児童虐待、不登校、ヤングケアラー、貧困、生きづらさや孤独・孤立の問題など、こども・若者を取り巻く課題は多様化・複雑化しています。また、共働き世帯の増加や働き方・ライフスタイルの変化に伴い、子育て支援に対するニーズも一層多様化しており、こども・若者及び子育て当事者への支援を切れ目なく継続的に推進していく必要があります。

また、令和５年に施行されたこども基本法では、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が基本理念として掲げられました。国は同法に基づき「こども大綱」を策定し、こども施策を分野横断的かつ一体的に推進するとともに、こども・若者の意見を施策に反映することを重視しています。市町村においても、その趣旨を踏まえた「こども計画」の策定が求められています。

こうした状況を踏まえ、静岡市では、全てのこども・若者が心身ともに健やかに成長し、自分らしく幸せに暮らすことができる社会の実現を目指し、関連する個別計画を包含する新たな「静岡市こども計画」を策定します。

本計画に基づき、こども・若者及び子育て当事者への支援施策を総合的かつ一体的に推進するとともに、こども・若者の視点を大切にしながら、「こどもまんなか」のまちづくりを進めていきます。

2 計画の位置付け

（１）法的な位置付け

この計画は、こども基本法第10条第２項に基づき、本市におけるこども・若者及び子育て当事者への支援施策を総合的に推進するための「静岡市こども計画」として策定するものです。

本計画は、次に掲げる各法に基づく計画を一体的に策定したものとするとともに、これらに係る施策を総合的に推進するための基本的な計画として位置付けます。

	計画名	根拠法	定める内容（概要）
1	市町村こども計画	こども基本法 第10条　第２項	市町村内のこども施策の基本方針、各年代の支援、貧困対策、子育て支援、社会参画、他計画との統一的整理
2	市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第61条　第１項	教育・保育・地域子育て支援の「量の見込み」と提供体制の整備方針を定める計画
3	市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法第８条　第１項	子育てと仕事の両立、住環境整備、地域の子育て支援など総合的な次世代育成施策
4	市町村子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法 第９条　第２項	子ども・若者の成長支援（教育・福祉・就労支援・社会参加等）を総合的に定める
5	ひとり親家庭等自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法　第12条	ひとり親家庭の生活安定・自立支援（就業支援・生活支援・子育て支援など）
6	こどもの貧困対策市町村計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 第10条　第２項	こどもの貧困改善のための教育支援・生活支援・就労支援・経済的支援など

（２）本市における他計画との関係

本計画は、第５次静岡市総合計画との整合を図るとともに、こども大綱及び静岡県こども計画を踏まえ、関連分野の各種計画と連携しながら推進します。

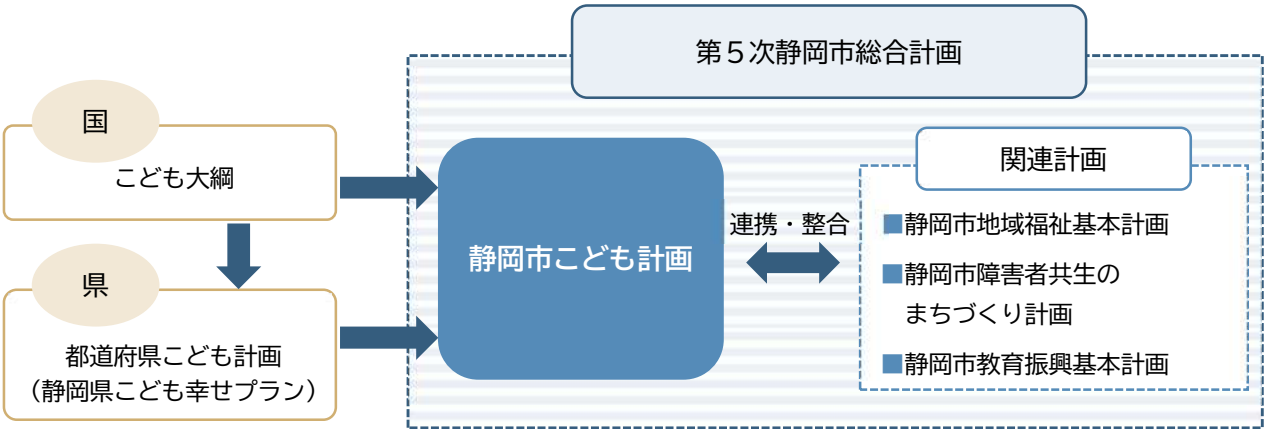

3　計画の期間

第５次静岡市総合計画の終期に合わせ、令和９年度（2027年度）から令和17年度（2035年度）までの９年間を計画期間とします。

ただし、市町村子ども・子育て支援事業計画については法定の計画期間に基づき、令和７年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの５年間とします。

なお、計画の進捗状況や社会環境に大きな変化があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

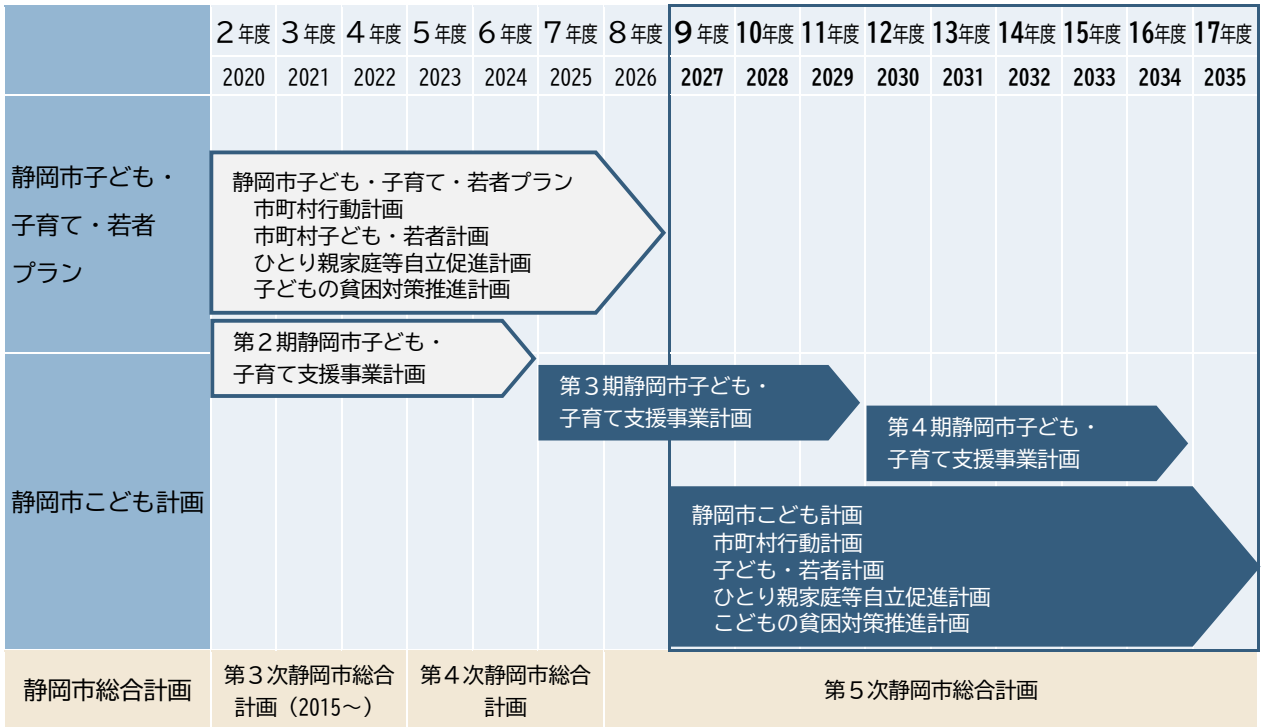

4　計画の対象

市内のすべてのこども・若者、子育て当事者、こども・若者を取り巻く社会のすべての構成員（家庭、地域、学校、職場等）を対象とします。

本計画における「こども」の対象年齢は、「こども基本法」と同様に、特定の年齢で必要なサポートが途切れることのないよう、心と身体の発達過程にある者を広く「こども」とします。

また、「若者」の定義は、思春期のうち高校生年代と青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満）及び施策によってはポスト青年期（青年期を過ぎ、40歳未満）の者とします。

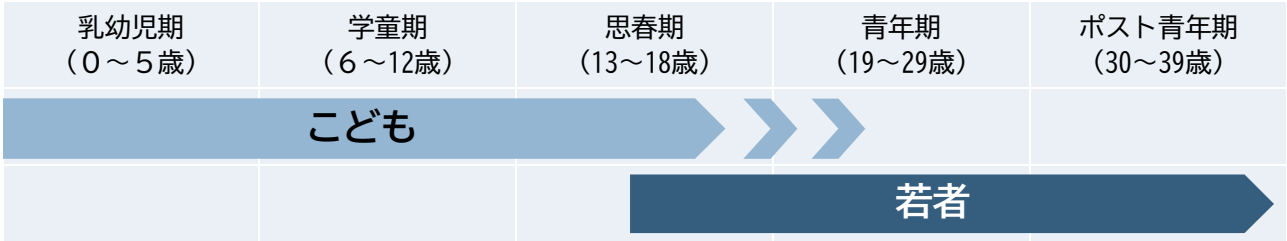

（※）こども・若者には、国籍や障がいの有無等にかかわらず、全ての方を含みます。

5 こどもの権利

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、世界中すべてのこどもたちが持つ人権（権利）を定めた条約です。この条約は1989年11月20日に国連総会で採択され、日本を含む世界196の国・地域が締結しています。

「子どもの権利条約の４つの原則」である「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」は、こども基本法にも取り入れられています。

本計画においても、子どもの権利条約及びこども基本法の考え方に基づき、施策を推進します。

子どもの権利条約　４つの原則	
差別の禁止（差別のないこと） すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。	**子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）** 子どもに関係することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。
生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること） すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。	**子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）** 子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

出典：（公財）日本ユニセフ協会「子どもの権利条約」ウェブサイト

第2章

計画策定の背景

第２章　計画策定の背景

1　各種データ・調査からみる静岡市の現状

（１）少子化をめぐる状況

①こども・若者の割合

静岡市の総人口は、2025年12月31日時点で667,503人となっており、減少傾向にあります。

また、年齢３区分別では年少人口と生産年齢人口が減少する一方、高齢者人口は増加しており、少子高齢化が一段と進行しています。これに伴い、小・中学校の児童生徒数についても、ともに減少が続いています。

●静岡市の将来推計人口

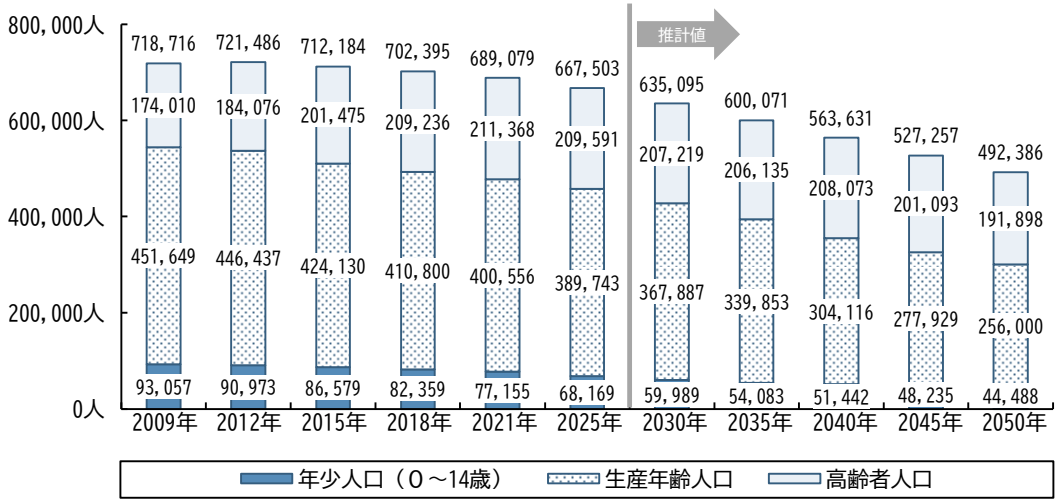

資料：住民基本台帳　各年12月31日時点
「住民基本台帳」を基に静岡市総合政策課が作成、2030年以降は各年12月末時点の推計値

●静岡市の小学校児童数・中学校生徒数の推移

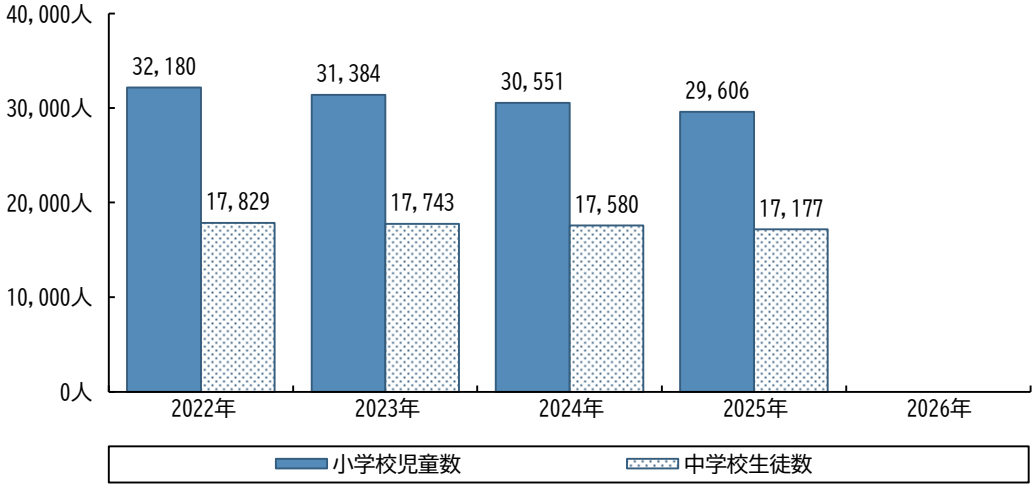

資料：静岡県学校統計
※市内にある国公私立小学校の児童数・中学校の生徒数で、各年５月１日現在の数値

②出生数の推移

静岡市の出生数は減少傾向にあり、2018年の4,658人から2023年には3,704人へと約20%減少しています。合計特殊出生率についても、静岡県・全国ともに低下傾向が続いていますが、静岡市はこれらをさらに下回っており、2023年には1.17（県1.25、全国1.20）となっています。

また、第１子出産時の母親の平均年齢は31歳前後で推移しています。

●静岡市の出生数・県・国の合計特殊出生率の比較

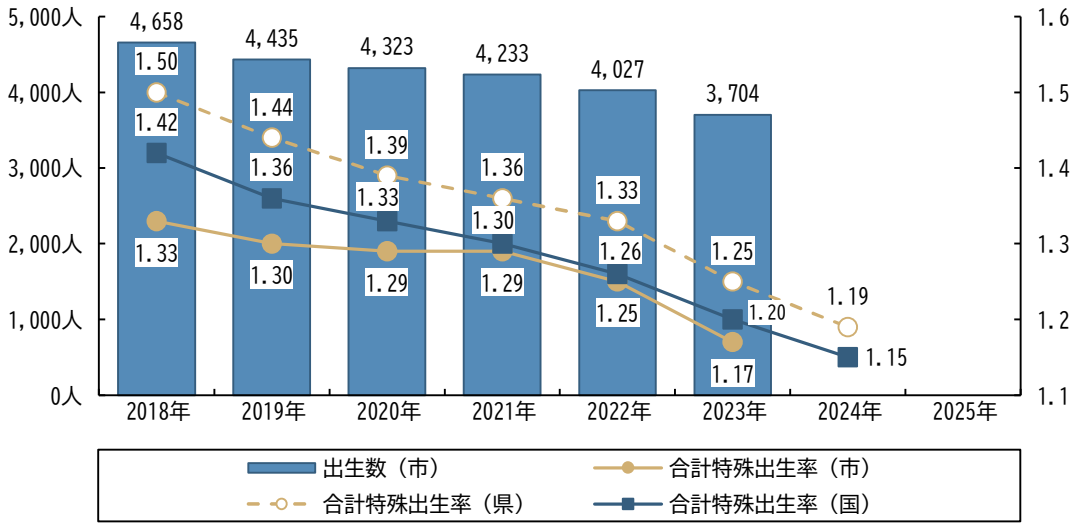

資料：静岡市統計書、住民基本台帳、人口動態統計

●静岡市の平均出産年齢の推移（母親の年齢）

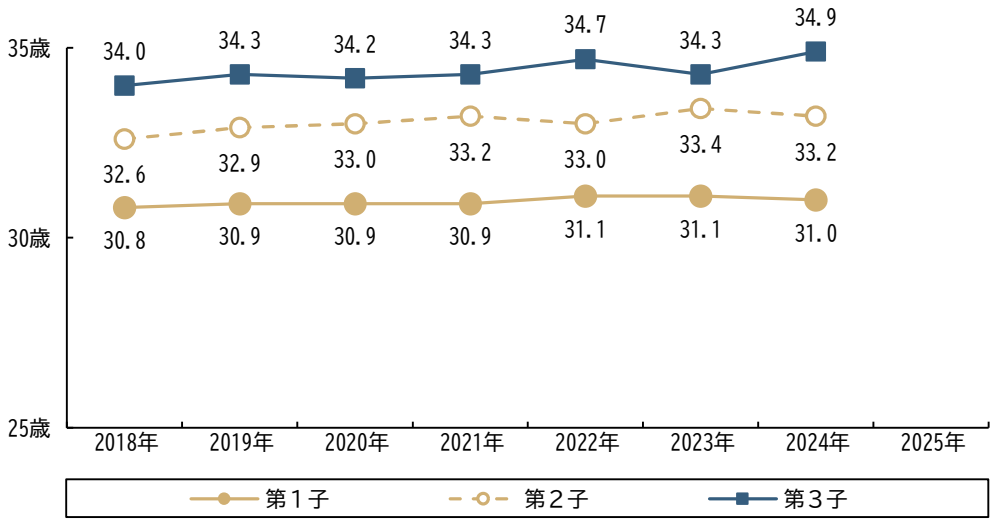

資料：人口動態統計

③婚姻・離婚数の推移

静岡市の婚姻数は、2018年の3,261件から2023年には2,587件へと約21%減少しています。離婚数についても、2018年の1,176件から2023年には936件へと減少傾向にあります。

平均初婚年齢は、静岡市では男性が約31歳、女性が約29歳で推移しており、全国とほぼ同水準となっています。婚姻数の減少は出生数の減少にも影響を与えており、少子化対策として結婚支援の充実が求められています。

●静岡市の婚姻・離婚数の推移

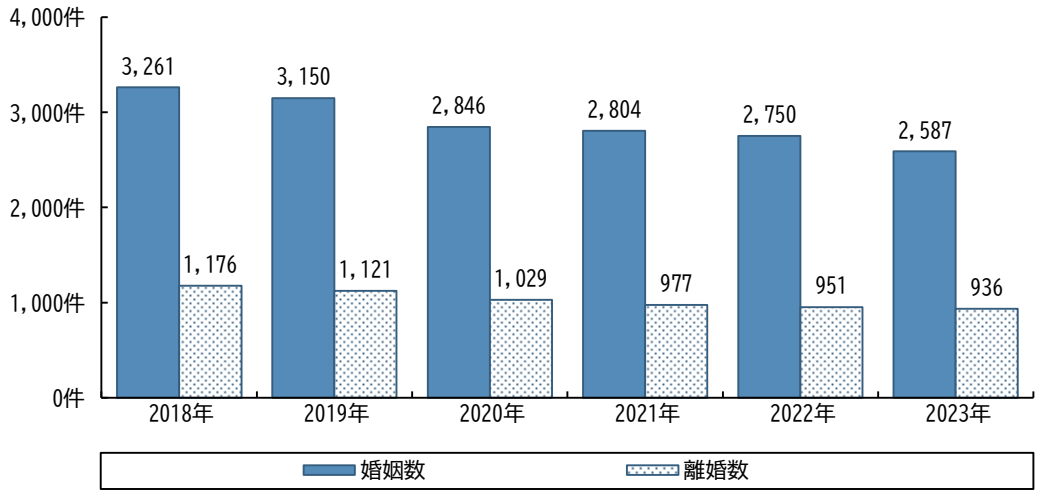

資料：静岡市統計書

●平均初婚年齢の推移

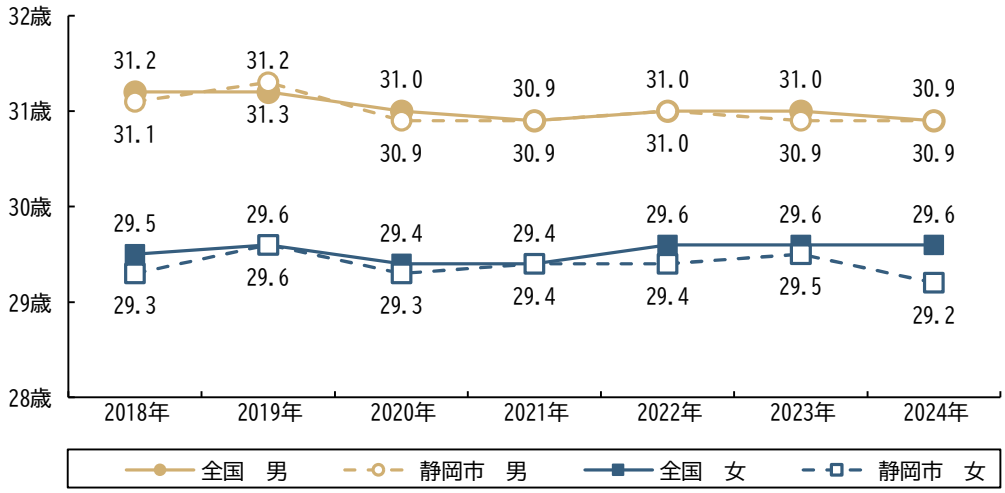

資料：人口動態統計

（２）こども・若者の育ちを支える家庭・地域環境

①核家族化の進展

静岡市の世帯構成をみると、６歳未満の親族がいる世帯の割合は2000年の11.6%から2020年には7.3%へ、18歳未満の親族がいる世帯の割合は28.3%から19.3%へと、ともに減少しています。

世帯数については、総世帯数は増加傾向で推移しているものの、その内訳をみると世帯の小規模化が進んでいます。単独世帯が増加する一方、三世代世帯は減少するなど、核家族化や単身世帯化が進行しています。その結果、平均世帯人員についても2.75人（2000年）から2.33人（2020年）へと低下傾向にあります。

●静岡市のこどもがいる世帯の状況の推移

単位：世帯

	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年
一般世帯数	260,963	263,414	278,644	285,626	296,944	
６歳未満の親族がいる世帯数	30,150	27,814	26,459	24,614	21,807	
18歳未満の親族がいる世帯数	73,851	67,171	66,102	62,711	57,450	
６歳未満の親族がいる世帯比率	11.6	10.6	9.5	8.6	7.3	
18歳未満の親族がいる世帯比率	28.3	25.5	23.7	22.0	19.3	

資料：国勢調査

●静岡市の世帯数と平均世帯人員の推移

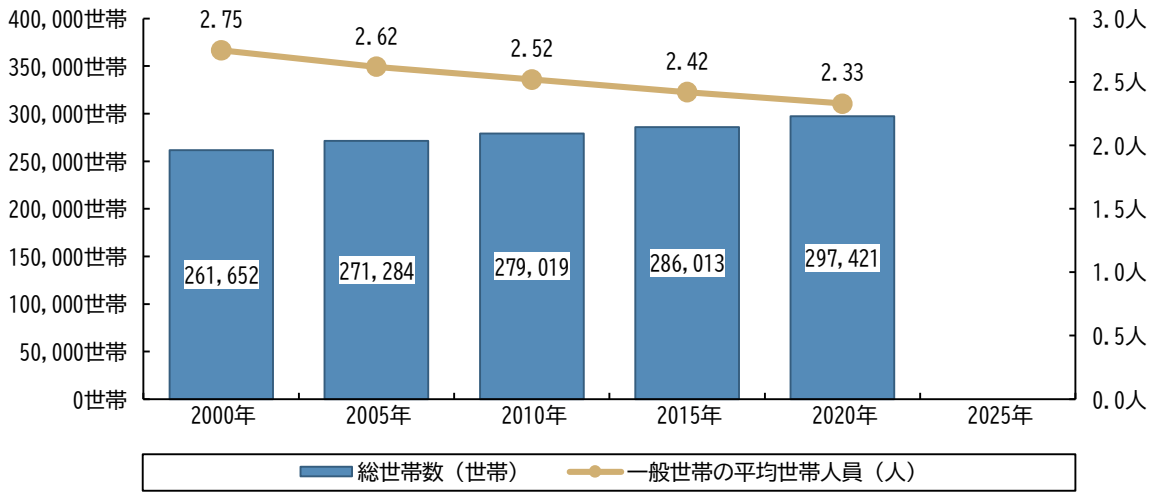

資料：国勢調査

※総世帯数：一般世帯のほか施設等の世帯全てを含む

●静岡市の世帯種別・核家族の世帯構成の変化

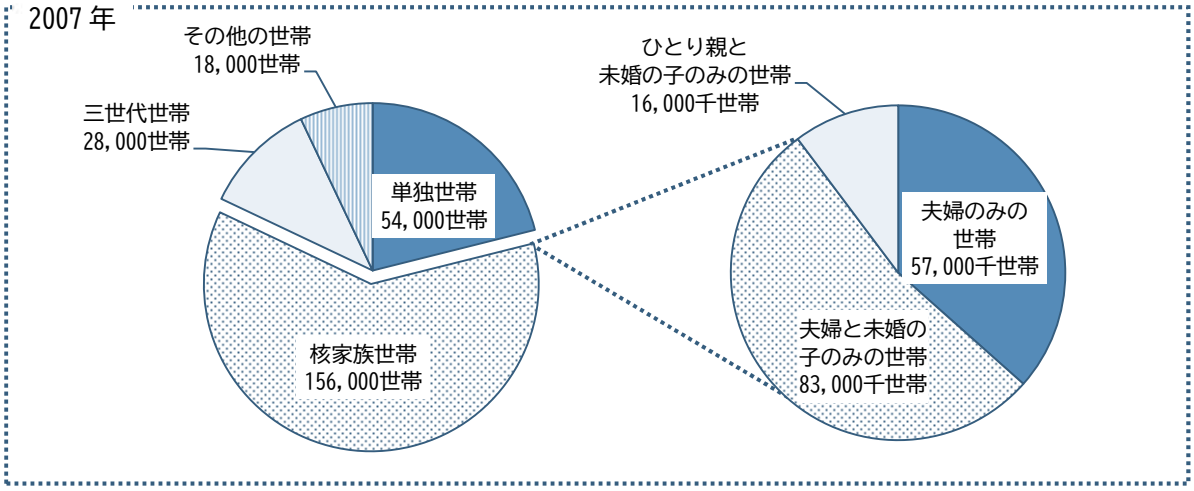

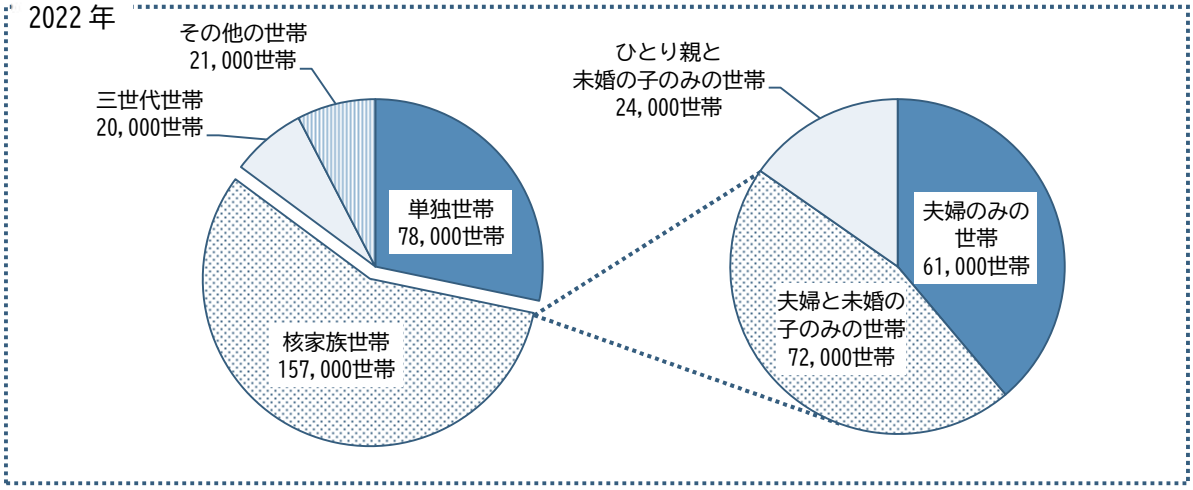

資料：国民生活基礎調査

②仕事と子育ての両立

女性の年齢階級別労働力率をみると、2020年では2000年と比較して30代の労働力率が大幅に上昇し、いわゆる「M字カーブ」の底が浅くなってきていることを示しています。

また、女性の就業者数は2000年からほぼ横ばいで推移する一方、男性の就業者数は減少傾向にあります。

●静岡市の年齢階級別労働力率（15歳以上）2000年静岡市

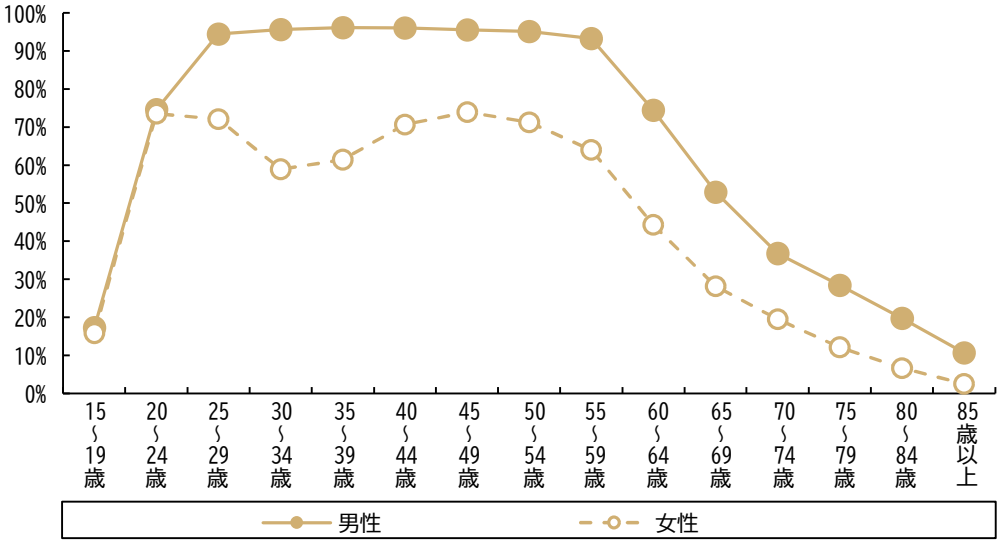

資料：国勢調査

●静岡市の年齢階級別労働力率（15歳以上）2020年静岡市

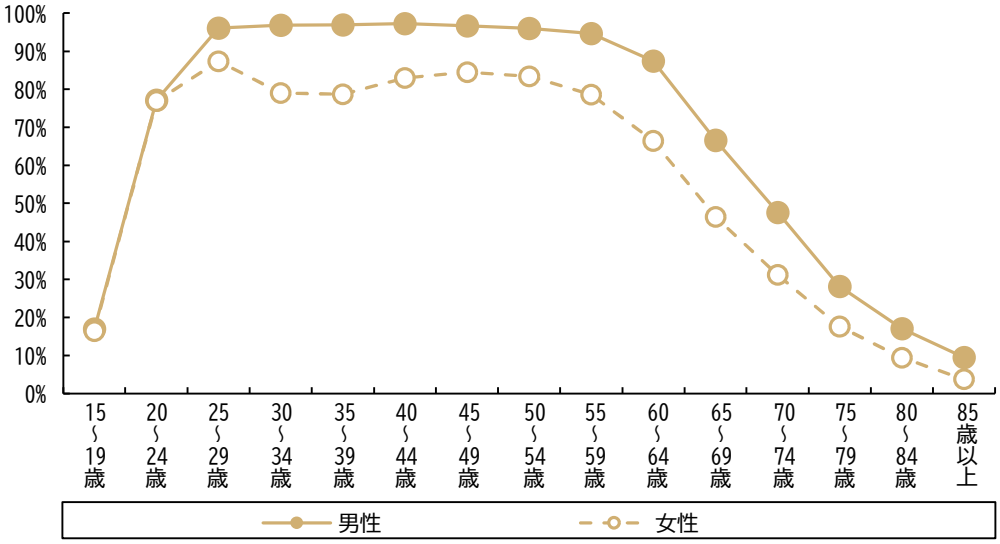

資料：国勢調査

●静岡市の就業・非就業人口の推移（男女別）

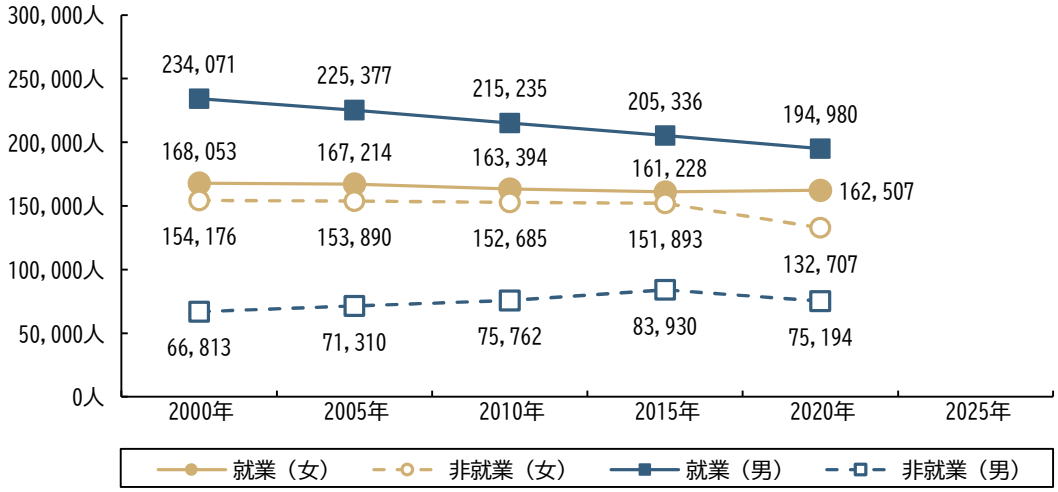

資料：国勢調査

※就業には、失業者（就職活動中）を含む

●静岡市の女性の年齢別就業率

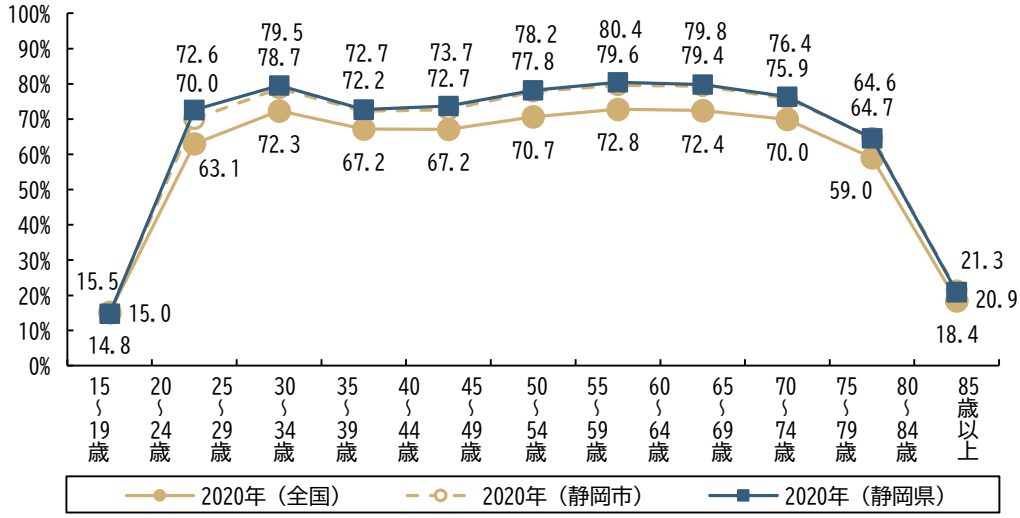

資料：国勢調査

●静岡市の女性就業率の推移

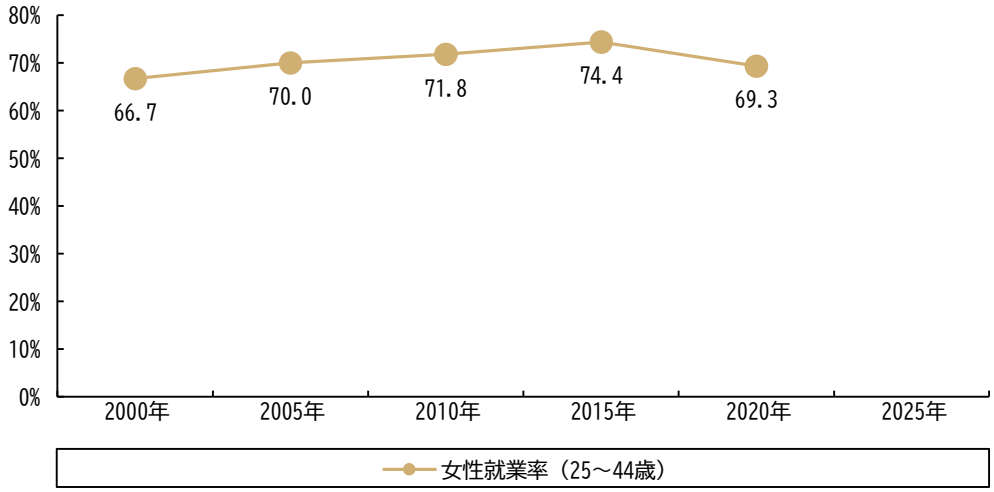

資料：国勢調査

静岡市のこどものいる夫婦の共働きの割合は、2000年の49.75%から2020年には60.12%へと増加しており、共働き世帯が増加しています。

また、保育所等の利用状況をみると、幼稚園児童数は減少傾向にある一方、認定こども園児童数は増加しており、保育ニーズの変化がみられます。放課後児童クラブの入会児童数についても、こどもの総数が減少している一方で増加傾向にあり、2026年には5,656人となっています。

●静岡市のこどものいる夫婦の共働きの割合

	2000年	2020年
両親とも就業者	49.75%	60.12%
男親のみ就業者	40.33%	23.85%
女親のみ就業者	2.84%	3.25%
両親とも非就業者	6.17%	10.59%

資料：国勢調査

●全国調査における１日に行う家事・育児時間

男		2006年	2011年	2016年	2021年
総平均時間	家事	34分	37分	40分	44分
	育児	6分	7分	7分	7分
行動者率	家事	33.1%	36.2%	39.0%	41.9%
	育児	5.8%	6.6%	5.8%	6.1%
行動者平均時間	家事	103分	101分	102分	104分
	育児	99分	94分	105分	112分

女		2006年	2011年	2016年	2021年
総平均時間	家事	182分	179分	177分	169分
	育児	23分	23分	25分	22分
行動者率	家事	83.2%	82.2%	81.4%	80.7%
	育児	16.0%	15.5%	15.0%	12.9%
行動者平均時間	家事	219分	218分	218分	210分
	育児	146分	146分	169分	168分

資料：総務省「社会生活基本調査」

※行動者率は、調査日の平日１日のうち家事（育児）を行った人の割合

総平均時間＝行動者平均時間×行動者率

●静岡市の保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園等の児童数及び保育所の待機児童数の推移

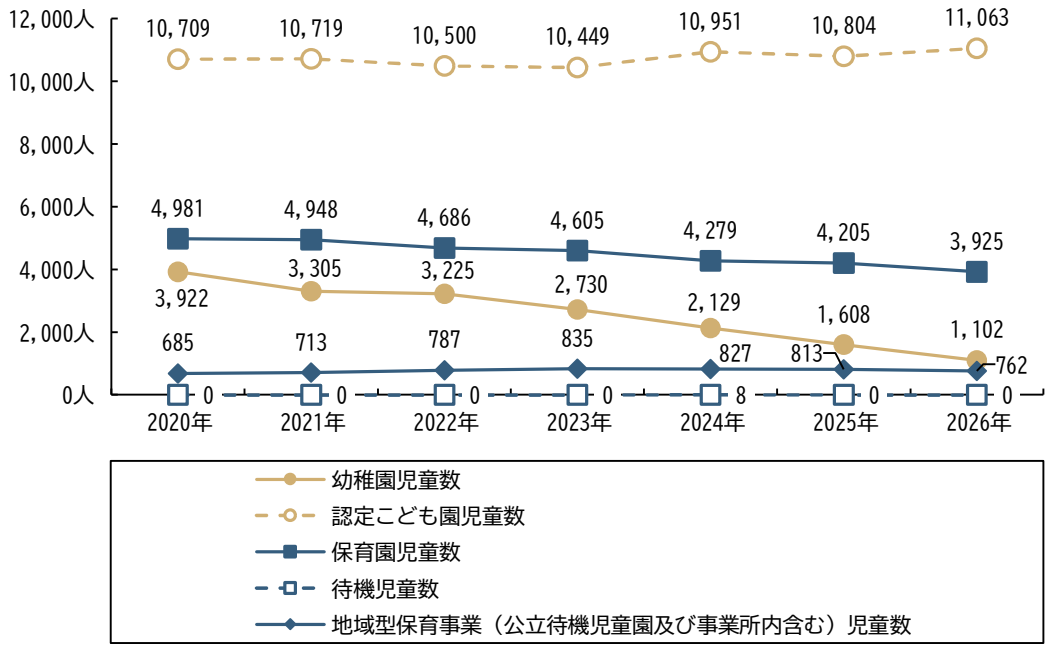

資料：静岡市こども未来課

※各年４月１日現在

●静岡市の放課後児童クラブの入会児童数・待機児童数の推移

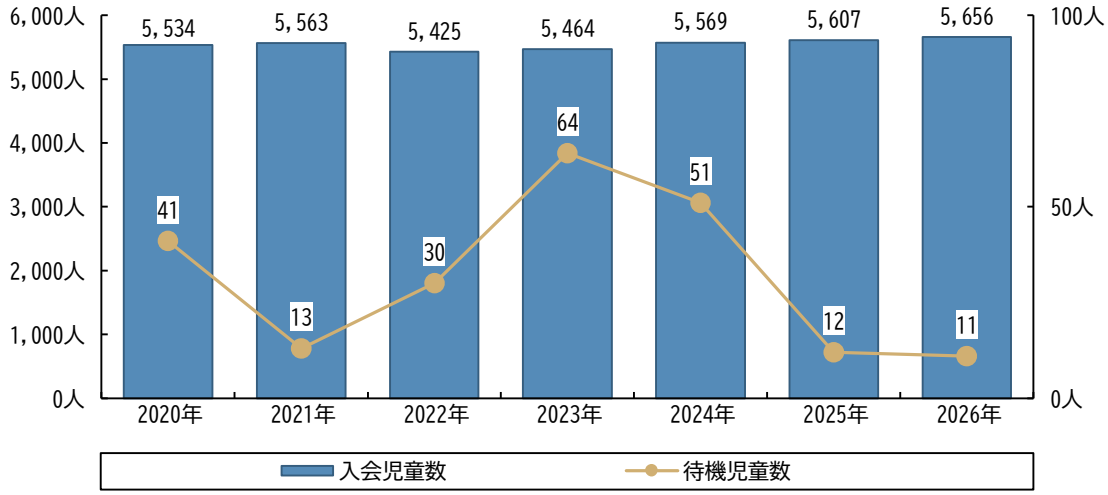

資料：静岡市こども若者応援課

※各年５月１日現在

③こどもの貧困問題

一定の所得以下の世帯で暮らすこどもの割合を示す「こどもの貧困率」は、改善傾向にありますが、およそ９人に１人のこどもが貧困状態にあるとされています。とりわけ、「大人が１人の世帯」のこどもの貧困率は半数近くに及んでいます。

●全国調査における貧困率の年次推移

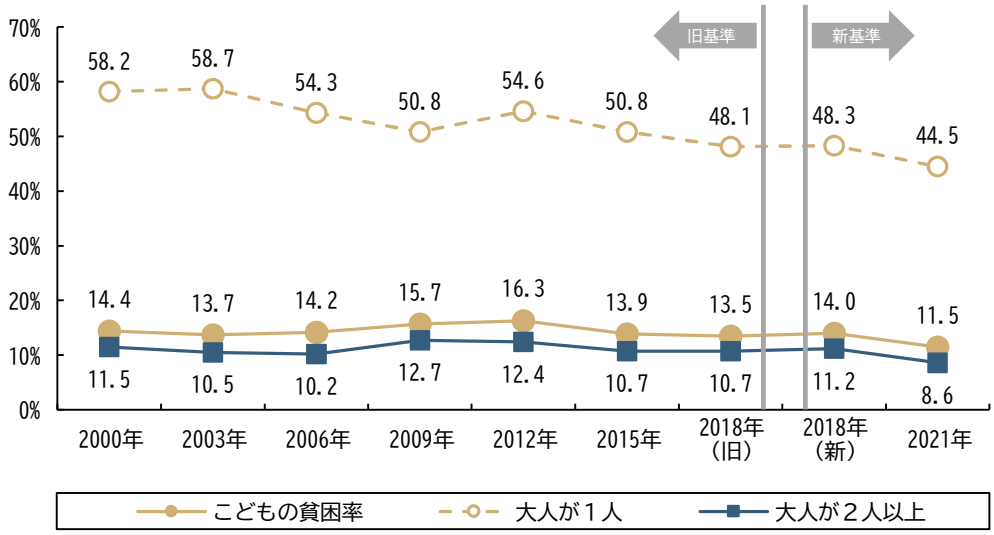

資料：国民生活基礎調査

●静岡市の中学卒業後の進路の比較（2024年）

	進学率	就職率	その他	その他の内容
全中学校卒業者（n=5882）	99.22%	0.17%	0.61%	－
生活保護世帯に属する中学校卒業者（n=65）	89.6%	2.6%	7.8%	傷病等により非就学・非就労

資料：文部科学省　学校基本調査、福祉総務課

●静岡市のひとり親家庭のこどもの状況

	2010年	2015年	2020年	2025年
母子家庭	3,706世帯	3,741世帯	3,365世帯	
父子家庭	433世帯	443世帯	363世帯	

資料：国勢調査

※母子家庭：未婚、死別または離別の女親と、その未婚の20歳未満のこどものみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）

※父子家庭：未婚、死別または離別の男親と、その未婚の20歳未満のこどものみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）

●静岡市の児童扶養手当受給世帯数の推移

単位：世帯

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
全国	939,262	900,673	877,702	854,540	817,967	789,521	777,962	
静岡市	4,363	4,139	4,033	3,930	3,733	3,581	3,467	

資料：福祉行政報告例（各年度末現在）

●静岡市内の児童扶養手当受給世帯の児童数の推移

単位：人

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
19歳以下のこどもの数	113,296	111,139	108,668	106,182	103,940	101,461	98,722	
児童扶養手当受給世帯のこどもの数								
19歳以下のこどもに占める割合								

資料：福祉行政報告例（各年度末現在）、静岡市人口動態統計（翌年度４月１日現在）

●静岡市の就学援助認定者数及び全児童生徒に占める認定率

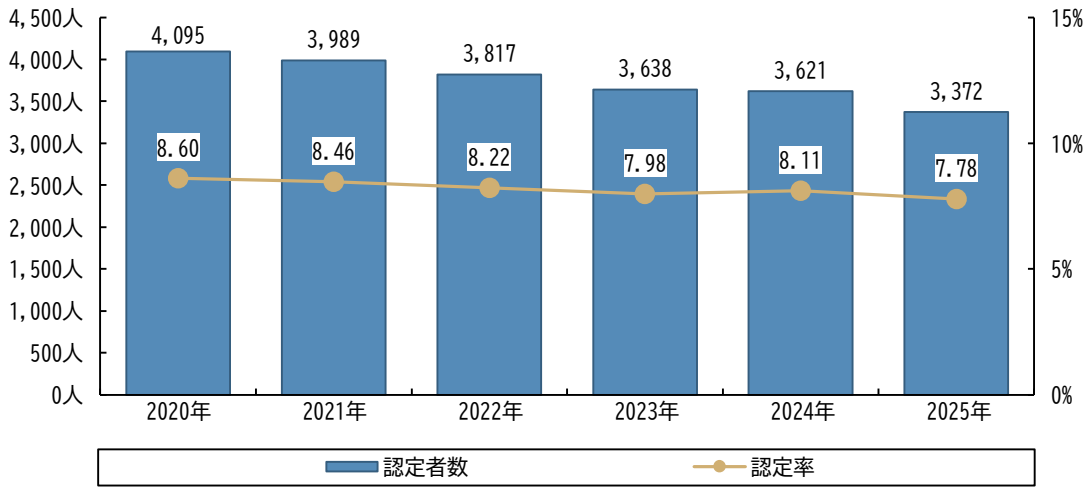

資料：静岡市児童生徒支援課

④児童虐待の増加

児童虐待相談対応件数は、各区役所子育て支援課では2022年から急増し、2025年には2,862件となっています。

また、社会的養護を必要とするこどもの人数は、年間120～130人程度となっており、依然として支援を必要とするこどもが一定数存在しています。

全国調査によると、児童養護施設児童の高校卒業後の大学等進学率は24.2%と、全高卒者の57.9%と比較して大きな差があり、進学支援の充実が求められています。

●静岡市の児童虐待相談対応件数

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
全国児童相談所	205,044	207,600	214,843	225,509	223,691	
児童相談所	2,433	2,319	2,322	2,913	2,498	2,199
各区役所子育て支援課	2,047	2,060	3,443	3,188	2,871	2,862

資料：福祉行政報告例、こども家庭庁家庭福祉課、静岡市こども家庭福祉課

●静岡市の児童相談所・各区役所子育て支援課における相談内容別にみた相談件数の推移

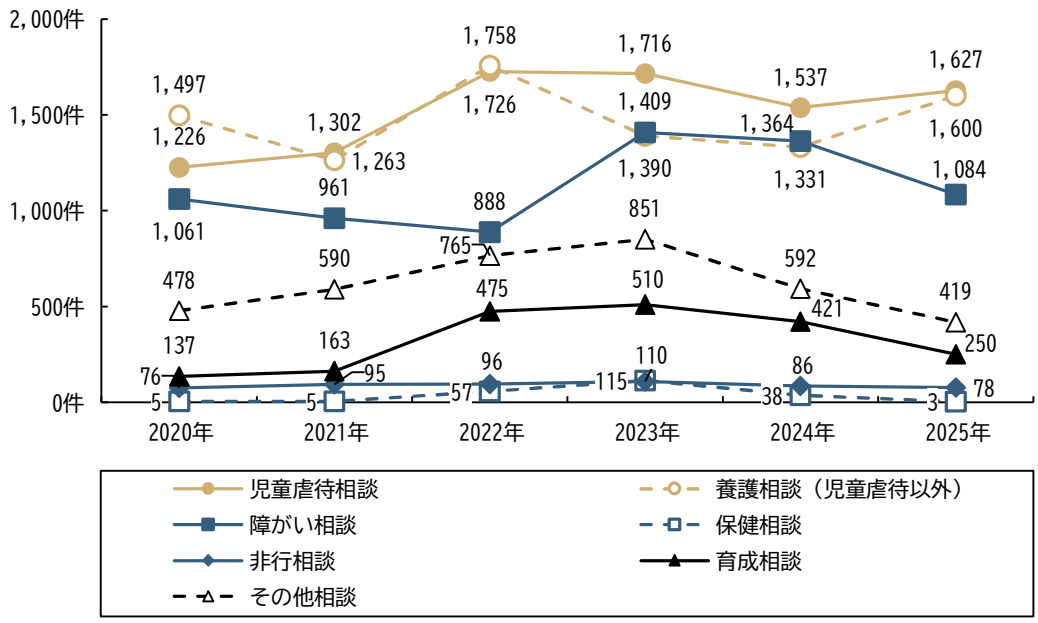

資料：静岡市児童相談所、静岡市こども家庭福祉課、「福祉行政報告例」「こどもの福祉と保健に関する状況報告」

●静岡市の社会的養護のこどもの人数

単位：件

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
里親委託	60	57	54	55	48	44	
施設入所	69	75	84	82	80	74	

資料：福祉行政報告例

●全国調査における社会的養護のこどもの高卒後の進路状況（2023年度）

	進学【大学等】	進学【専修学校等】	就職	その他
全高卒者	57.9%	19.4%	15.0%	7.7%
児童養護施設児童	24.2%	17.2%	48.7%	9.8%
里親委託児童	39.7%	18.2%	30.3%	11.8%

資料：こども家庭庁家庭福祉課　資料集「社会的養育の推進に向けて（令和８年３月）」

（３）こども・若者が直面する困難と支援課題

①ヤングケアラー

●●●

●家族のお世話（ケア）をすることがあるこどもの割合　　単位：％

	いる
全体	
小学５・６年生	
中学生	
高校生	

資料：令和８年度静岡市ヤングケアラー実態把握調査

②こども・若者の自殺の状況

静岡市の自殺者数のうち30歳未満の若者が占める割合は、年によって増減が見られるものの、２割近くに達する年もあるなど、引き続き若者の心の健康支援が重要な課題となっています。

●静岡市の自殺者数　　単位：人

		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
全年齢（総数）	男性	68	61	94	82	60	74
	女性	37	40	31	35	33	21
	計	105	101	125	117	93	95
自殺者のうち、30歳未満の若者	男性	14	10	8	9	11	9
	比率	20.6%	16.4%	8.5%	11.0%	18.3%	12.2%
	女性	5	3	7	7	7	5
	比率	13.5%	7.5%	22.6%	20.0%	21.2%	23.8%
	計	19	13	15	16	18	14
	比率	18.1%	12.9%	12.0%	13.7%	19.4%	14.7%

資料：地域における自殺の基礎資料

③いじめ認知件数の推移

市立小中学校におけるいじめ認知件数は、2020年の2,508件から2024年には2,119件へとやや減少傾向にあります。

●市立小中学校のいじめ認知件数の推移

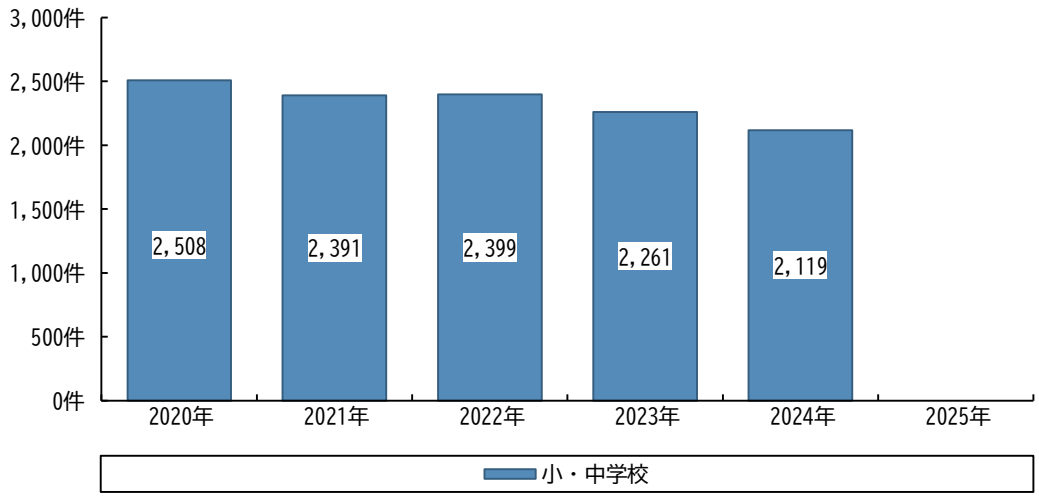

資料：静岡市児童生徒支援課

④不登校

不登校児童生徒数は増加傾向にあり、小学校では2020年の353人から2024年には828人へ、中学校では774人から1,238人へと大幅に増加しています。

●市立小中学校の不登校児童生徒数の推移

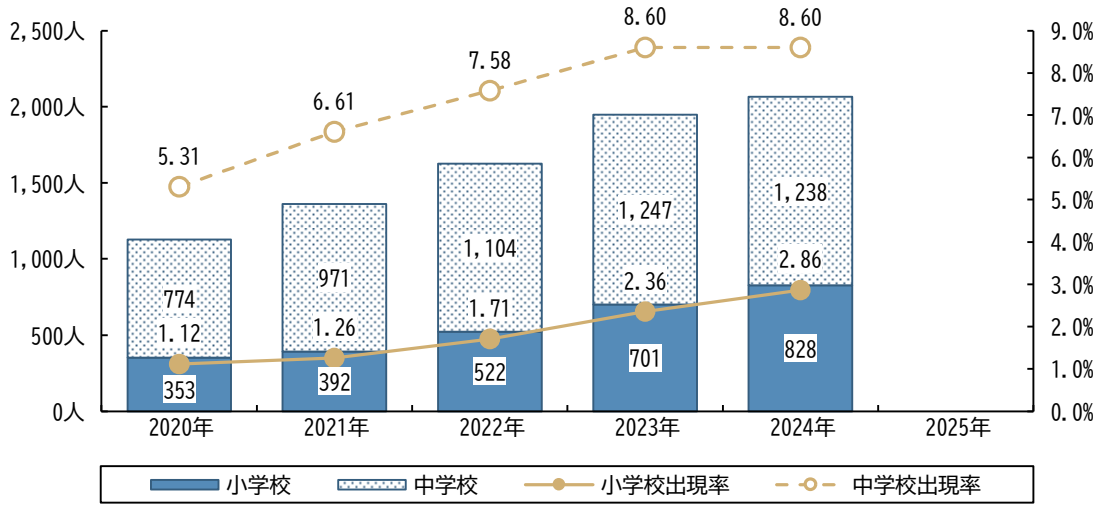

資料：静岡市児童生徒支援課

⑤障がいのあるこども

市立小中学校の特別支援学級在籍児童生徒数は、2020年の1,149人から2025年には1,778人へと増加し、全児童生徒数に占める割合も2.5%から4.2%へと上昇しています。

また、発達障害者支援センターにおける発達相談件数も増加傾向にあり、発達障がいに関する相談ニーズの高さがうかがえます。

さらに、児童発達支援の利用人数が2019年の5,095人から2025年には14,466人へと約2.8倍に急増しているほか、放課後等デイサービスの利用人数も17,954人から35,792人へと約２倍増加しており、障がいのあるこどもへの支援に関するニーズが高まっています。

●市立小中学校の特別支援学級在籍児童生徒数の推移

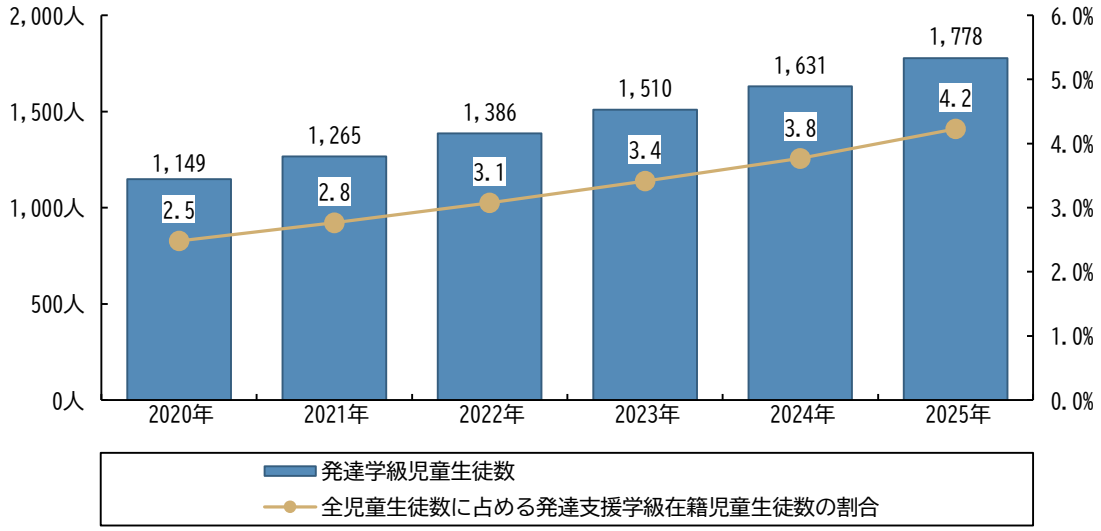

資料：静岡市児童生徒支援課、静岡市学校教育課（特別支援教育センター）

●静岡市の発達障害者支援センターにおける発達相談件数の推移

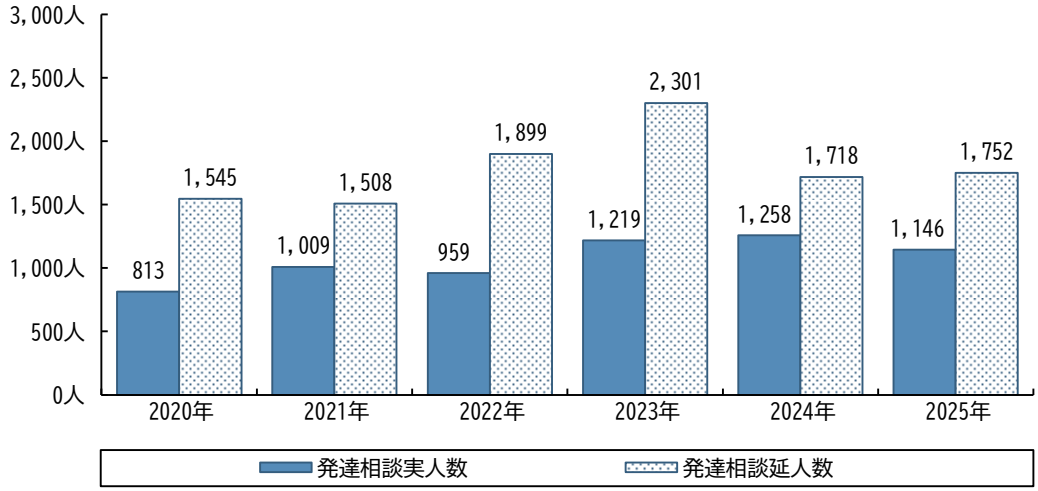

資料：静岡市障害福祉企画課

●静岡市の児童通所サービスの利用人数の推移

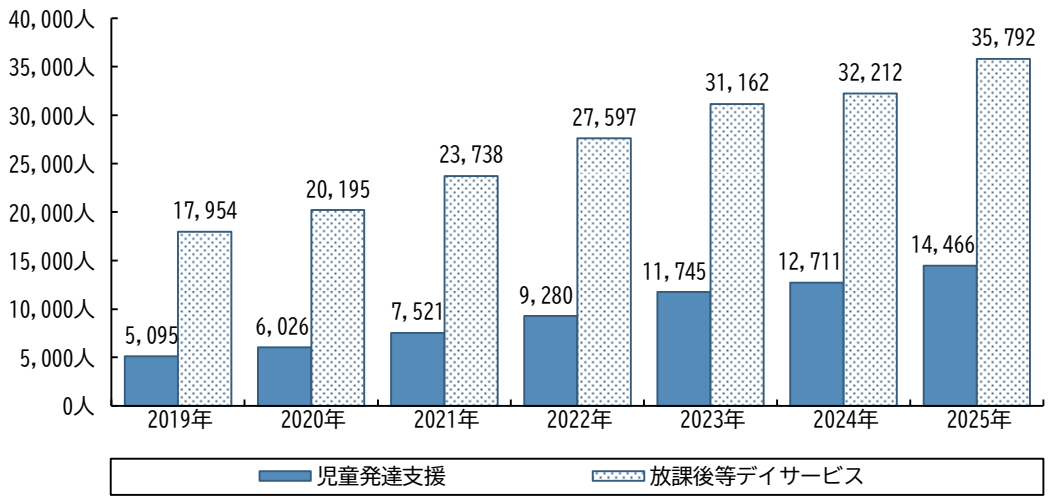

資料：静岡市障害支援推進課

⑥外国にルーツのあるこども

静岡市の公立小中学校における外国人のこどもの就学人数は、2021年の322人から2025年には394人へと増加傾向にあり、多文化共生の視点からの教育支援の充実が求められています。

●静岡市公立小中学校における外国人のこどもの就学人数の推移

単位：人

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
公立小中学校	322	324	359	388	394

資料：静岡市児童生徒支援課（各年５月１日現在）

※市内公立小中学校に在籍している人数（年齢相当以下の学年に通っている児童生徒含む）

⑦フリーター

全国のフリーターの人数は2014年の178万人から2022年には132万人へと減少傾向にあります。若年無業者数については、新型コロナウイルス感染症の影響による非正規雇用の雇い止めが発生したほか、感染不安等による求職活動の停滞がみられ、一時的に若年無業者数が押し上げられたものと推察されます。

●全国調査におけるフリーターの人数の推移

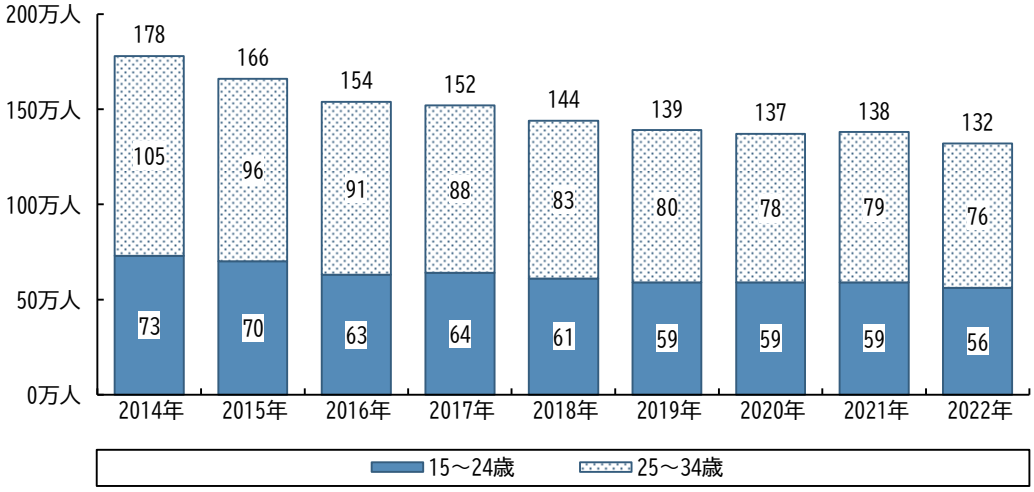

資料：総務省統計局「労働力調査」

●全国調査における若年無業者数の推移

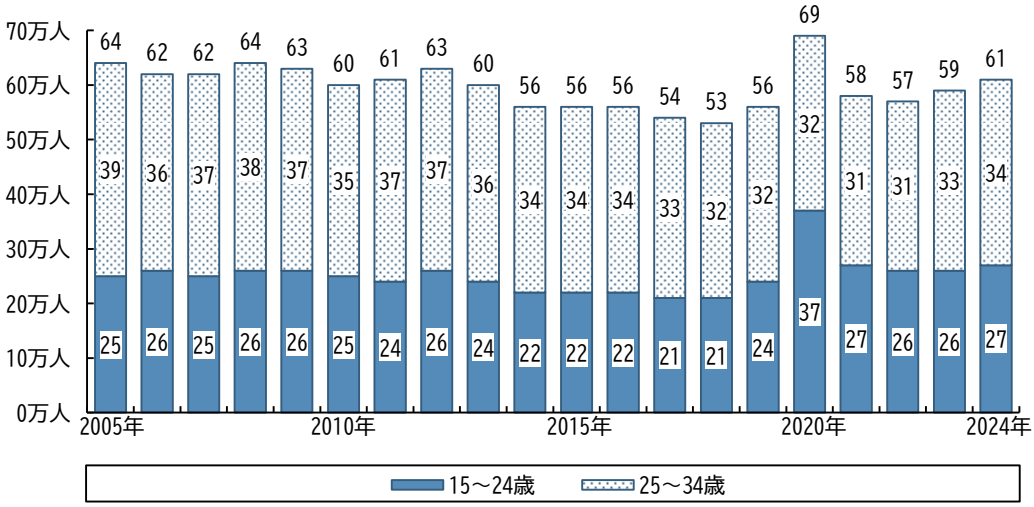

資料：厚生労働省「若年者雇用対策の現状について」

⑧ひきこもりの現状

ひきこもり地域支援センター「DanDanしずおか」の相談者数は2019年の263人から2025年には256人と横ばいで推移しており、改善率は70%前後を維持しています。

●ひきこもり地域支援センター「DanDanしずおか」の相談者数とひきこもり改善率

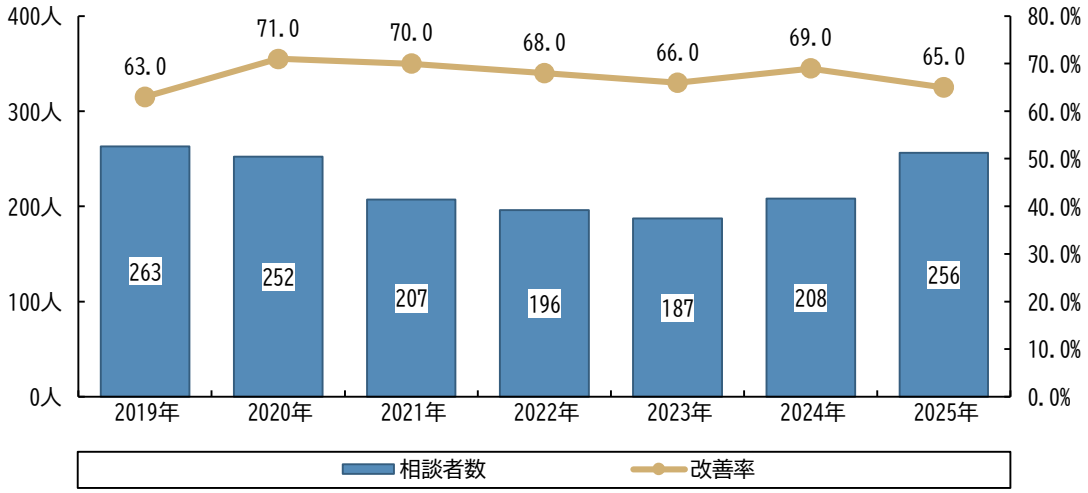

資料：ひきこもり地域支援センター「DanDanしずおか」

（4）各種調査・意見聴取結果

調査の概要

本計画の策定にあたり、静岡市のこども・若者、子育て家庭の生活状況や意識、取り巻く環境等を把握するため、下表のとおり、アンケート調査や聞き取り調査等を行い、約●●人に回答をいただきました。

	実施内容	回答方法	実施期間	対象者	調査数	回答数	回答率
1	子ども・子育て支援に関するニーズ調査	郵送・ＷＥＢ	2023年12月～2024年１月	就学前児童の保護者	5,000	2,411	48.2%
				小学生の保護者	2,000	923	46.2%
2	こども・若者実態調査	ＷＥＢ	2025年10月～11月	市内小学生（5・6年生）	500	465	93.0%
				市内中学生（1～3年生）	500	298	59.6%
				市内高校生（1～3年生）	500	444	88.8%
				市内保護者（小・中・高）	1,500	643	42.9%
				市内青年（18歳～39歳）	1,000	280	28.0%
3	ひとり親家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査	ＷＥＢ	2025年11月	児童扶養手当受給者	960	489	48.9%
				寡婦	40		
4	こどもの生活実態調査	ＷＥＢ	2025年11月～12月	保護者	8,364	3,251	38.9%
				こども	6,131	1,847	30.1%
5	静岡市版出生動向基本調査	ＷＥＢ	2025年４月～５月	独身男女	3,000	373	12.4%
				既婚女性	3,000	688	22.9%
6	児童養護施設、生活支援利用者へのアンケート	郵送・ＷＥＢ	2026年３月～４月	施設利用者（３歳～17歳）	－	62	－
7	こども・子育て当事者によるワークショップ	直接記入	2026年度実施予定				
8	市民アンケート	ＷＥＢ	2026年度実施予定				
9	フリーボード	直接記入	2026年度実施予定				
10	大学生との意見交換	聞取り	2026年度実施予定				
11	５歳児インタビュー	聞取り	2026年度実施予定				
合計					回答数　●●人		

①子ども・子育て支援に関するニーズ調査

●相談相手（場所）の有無

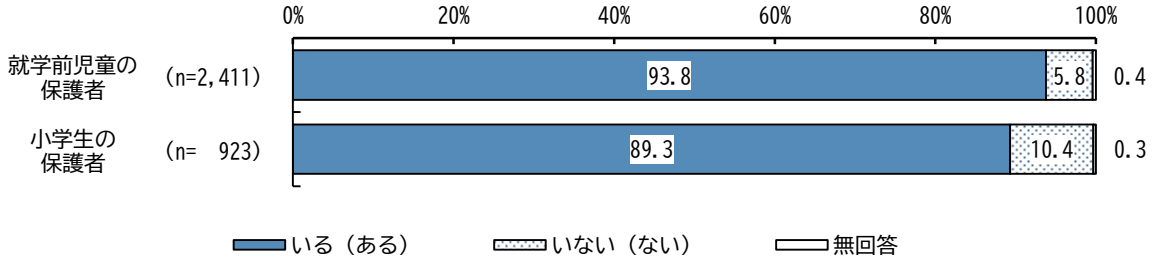

●相談相手（場所）

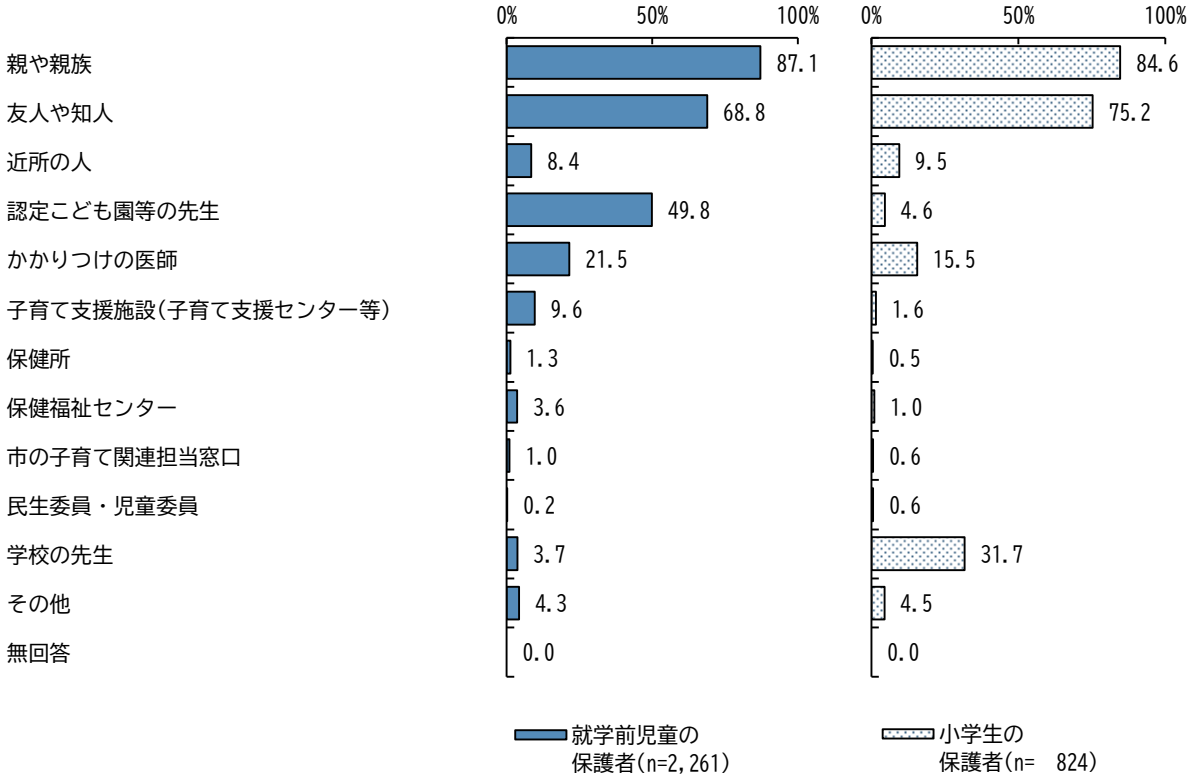

相談相手（場所）の有無については、就学前児童の保護者では、「いる（ある）」が93.8%、「いない（ない）」が5.8%となっています。

小学生の保護者では、「いる（ある）」が89.3%、「いない（ない）」が10.4%となっています。

相談相手（場所）については、就学前児童の保護者では、「親や親族」が87.1%と最も多く、次いで「友人や知人」が68.8%、「認定こども園等の先生」が49.8%などとなっています。

小学生の保護者では、「親や親族」が84.6%と最も多く、次いで「友人や知人」が75.2%、「学校の先生」が31.1%などとなっています。

●子育てを頼める親族や友人・知人の有無

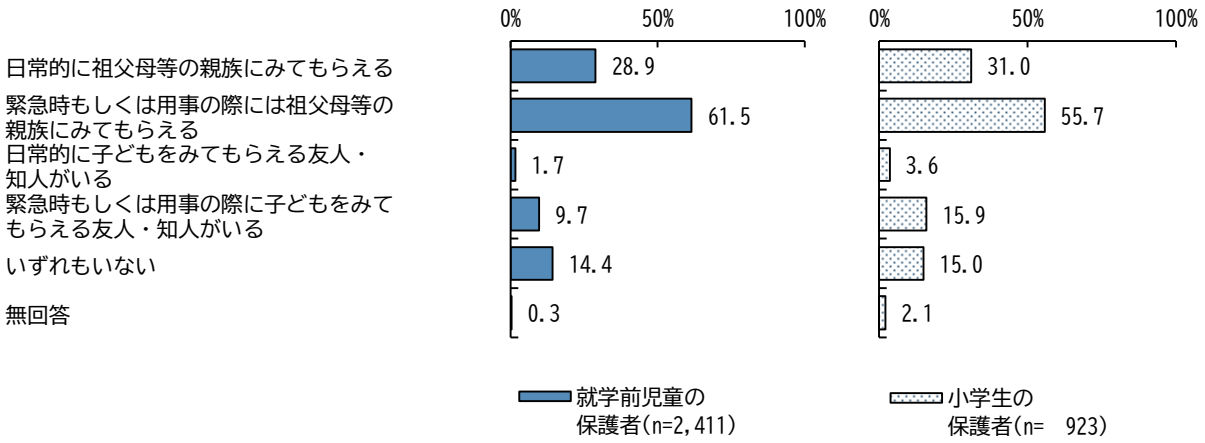

●母親の就労状況

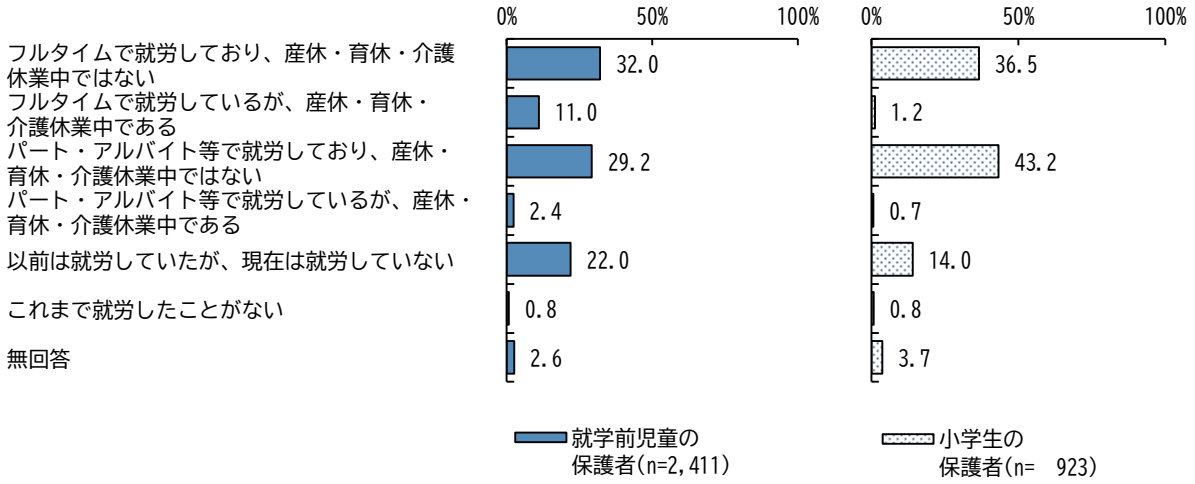

子育てを頼める親族や友人・知人の有無については、就学前児童の保護者では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が61.5%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が28.9%、「緊急時もしくは用事の際に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が9.7%などとなっています。また、「いずれもいない」が14.1%となっています。

小学生の保護者では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が55.7%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が31.0%、「緊急時もしくは用事の際に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が15.9%などとなっています。

母親の就労状況については、就学前児童の保護者では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が32.0%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が29.2%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が22.0%などとなっています。

小学生の保護者では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が43.2%と最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が36.5%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が14.0%などとなっています。

●利用している事業

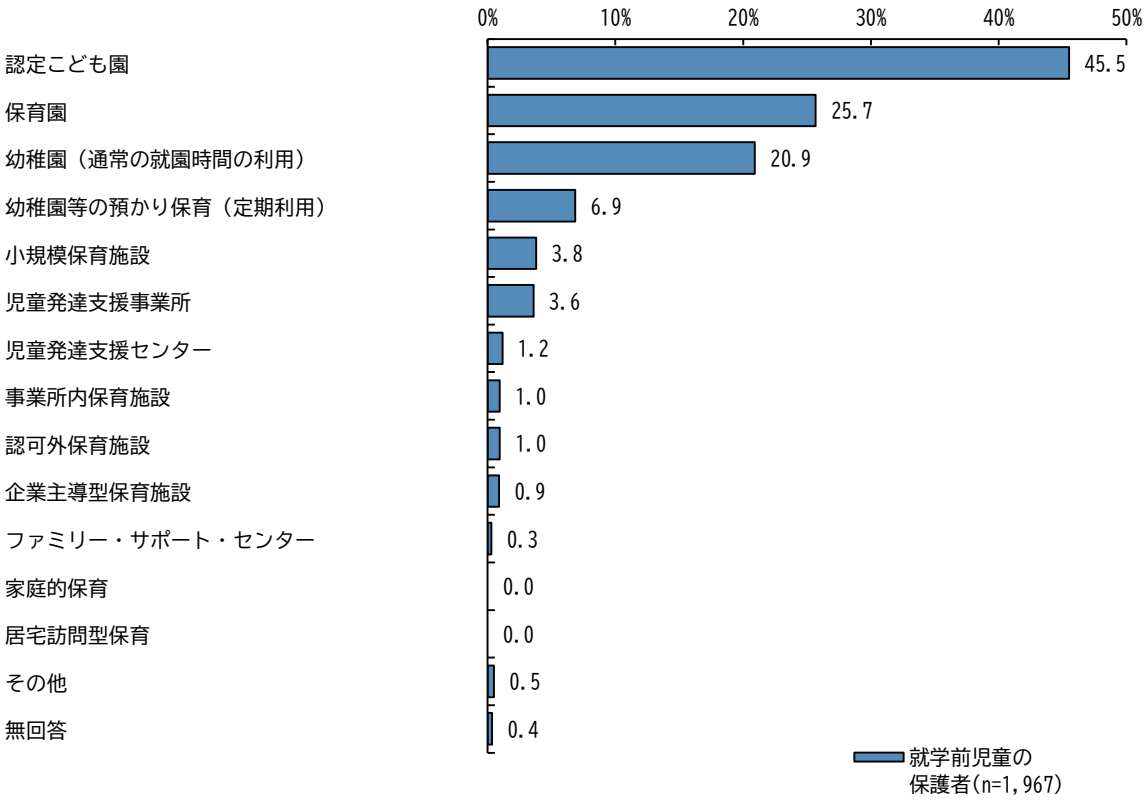

●今後定期的に利用したい事業

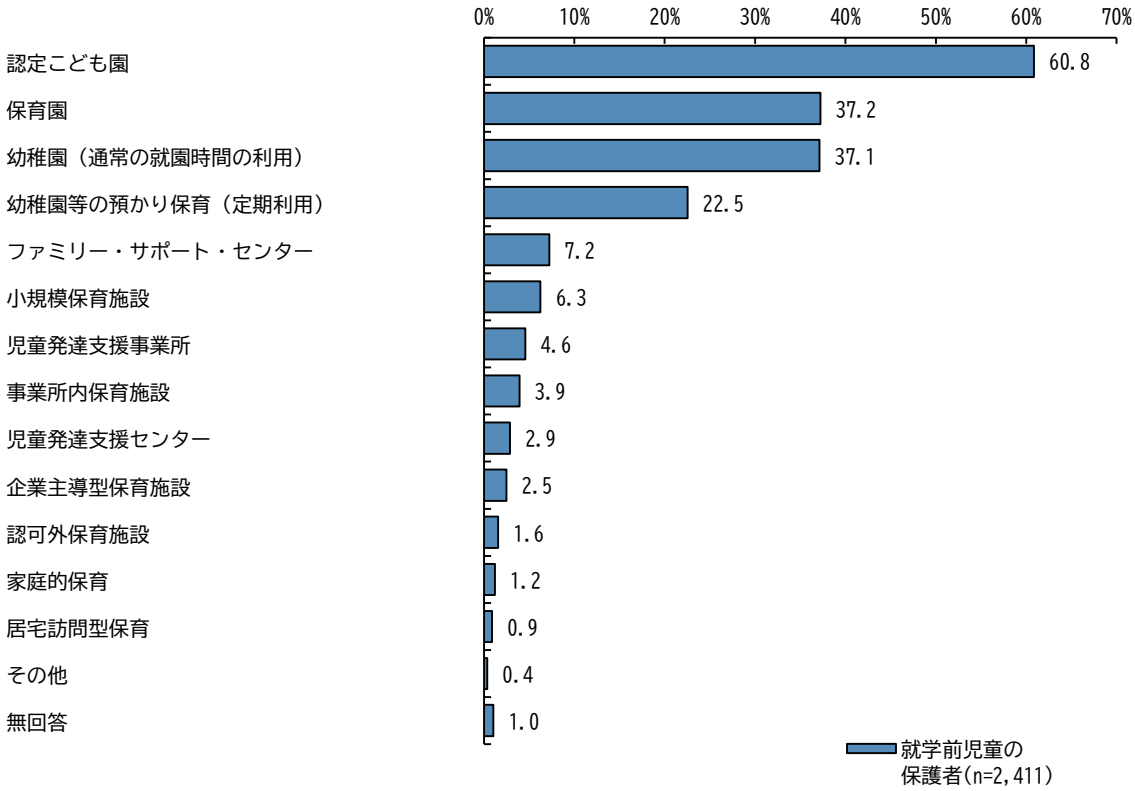

利用している事業については、「認定こども園」が45.5%と最も多く、次いで「保育園」が25.7%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が20.9%などとなっています。

今後定期的に利用したい事業については、「認定こども園」が60.8%と最も多く、次いで「保育園」が37.2%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が37.1%などとなっています。

●放課後の過ごし方

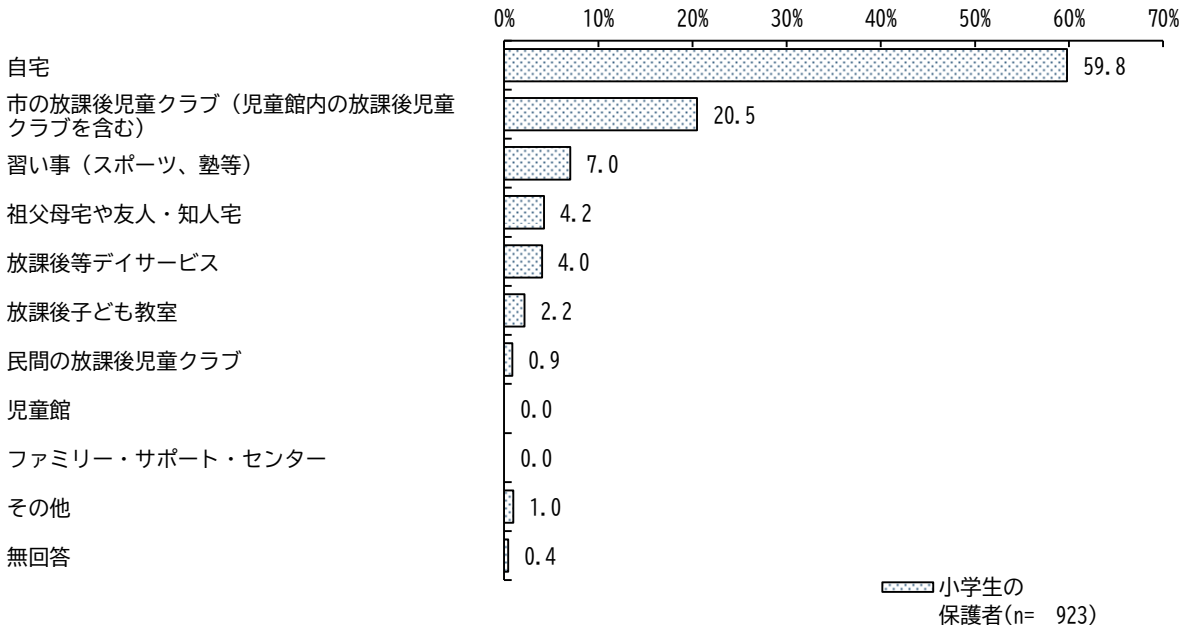

●就学後の放課後の過ごし方

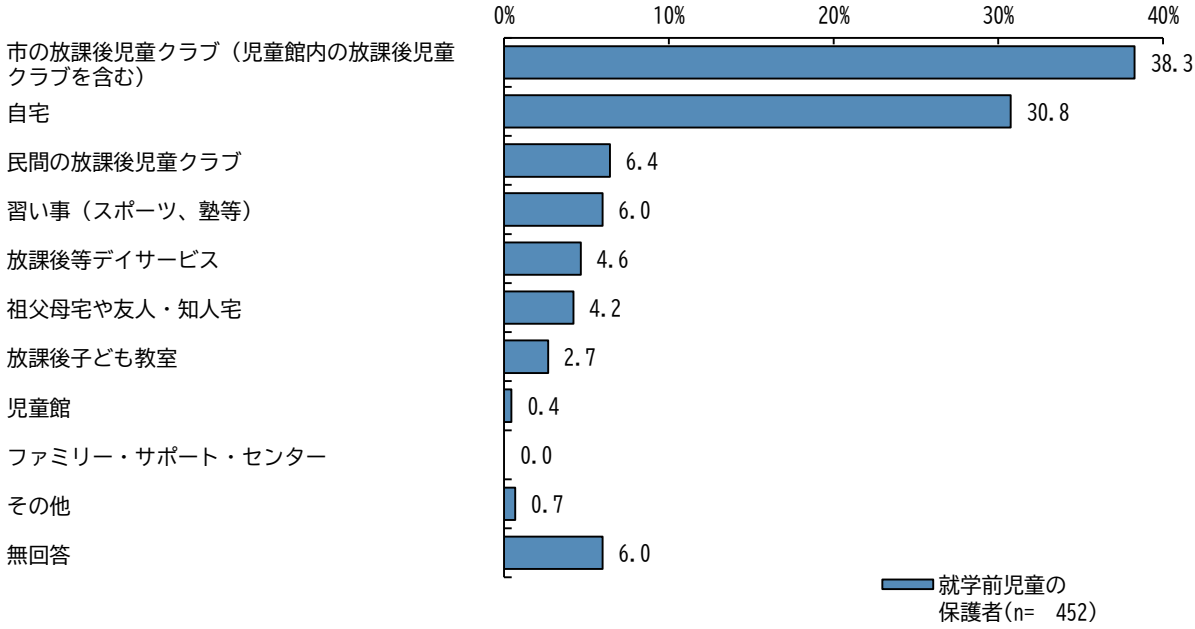

放課後の過ごし方については、「自宅」が59.8%と最も多く、次いで「市の放課後児童クラブ（児童館内の放課後児童クラブを含む）」が20.5%、「習い事（スポーツ、塾等）」が7.0%などとなっています。

就学後の放課後の過ごし方については、「市の放課後児童クラブ（児童館内の放課後児童クラブを含む）」が59.8%と最も多く、次いで「自宅」が30.8%、「民間の放課後児童クラブ」が6.4%などとなっています。

●各種事業の認知度・利用状況

就学前児童の保護者

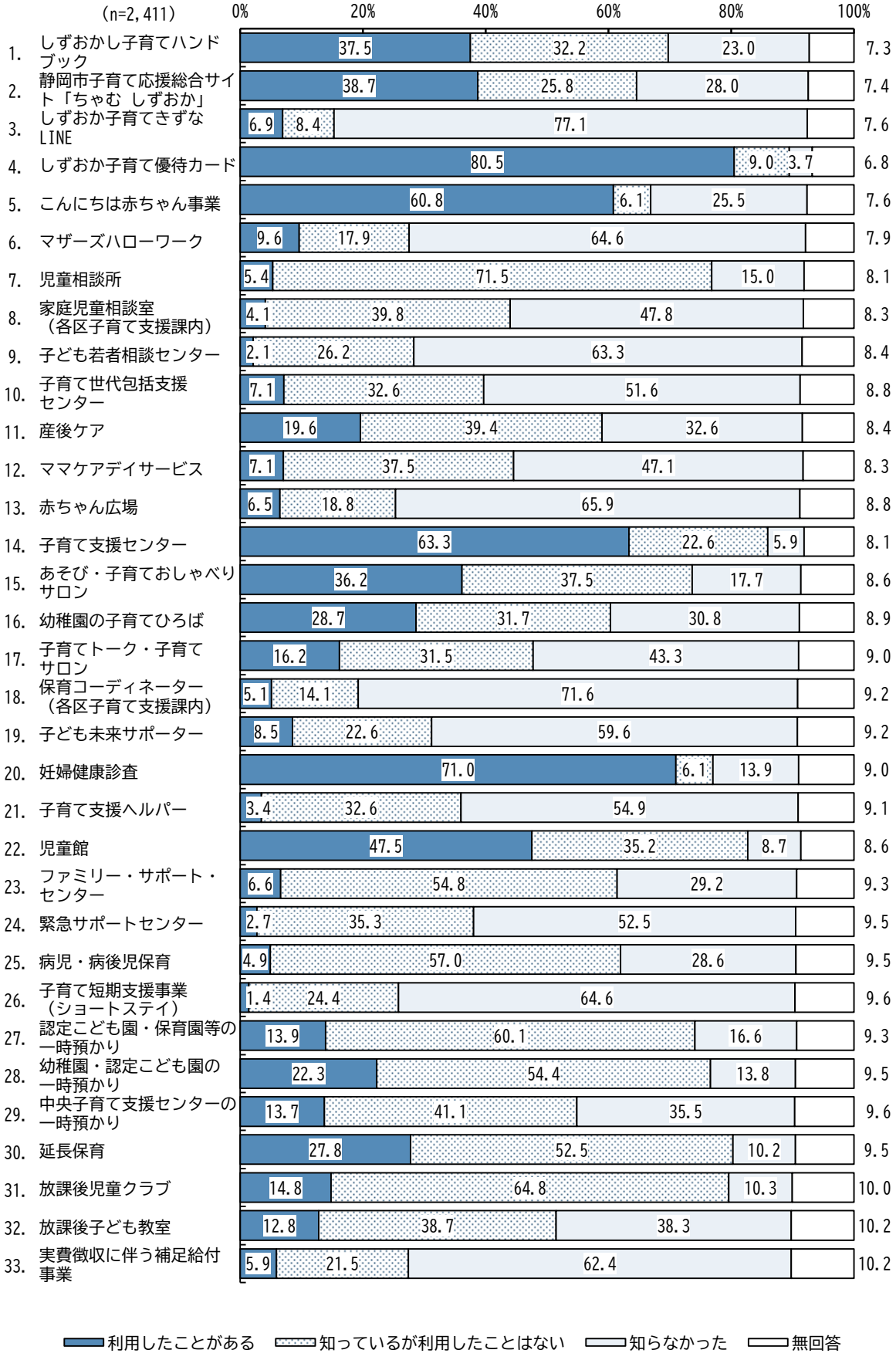

小学生の保護者

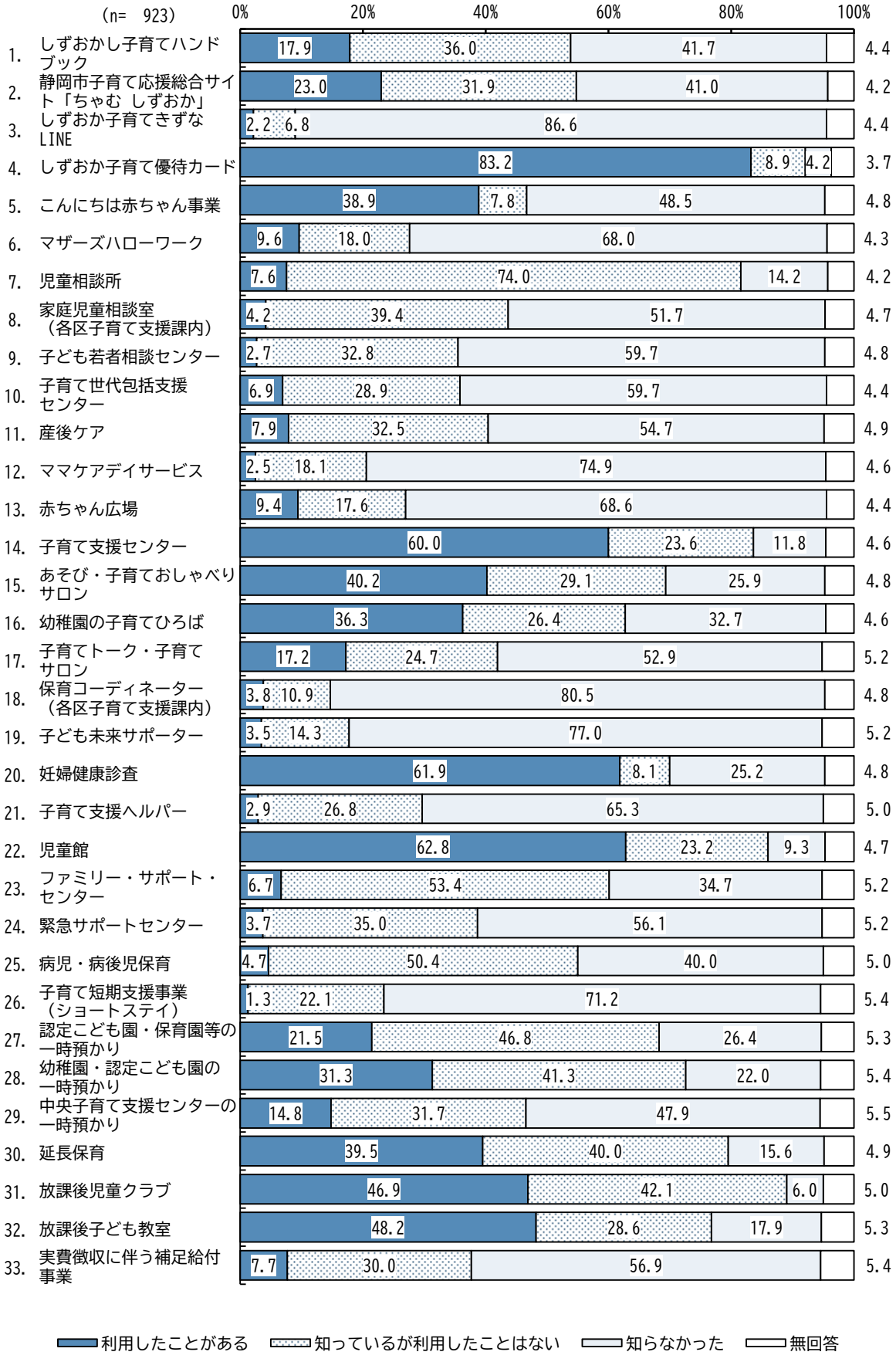
(n= 923)
0%
20%
40%
60%
80%
100%
1. しずおかし子育てハンドブック 17.9 36.0 41.7 4.4
2. 静岡市子育て応援総合サイト「ちゃむ しずおか」 23.0 31.9 41.0 4.2
3. しずおか子育てきずなLINE 2.2 6.8 86.6 4.4
4. しずおか子育て優待カード 83.2 8.9 4.2 3.7
5. こんにちは赤ちゃん事業 38.9 7.8 48.5 4.8
6. マザーズハローワーク 9.6 18.0 68.0 4.3
7. 児童相談所 7.6 74.0 14.2 4.2
8. 家庭児童相談室（各区子育て支援課内） 4.2 39.4 51.7 4.7
9. 子ども若者相談センター 2.7 32.8 59.7 4.8
10. 子育て世代包括支援センター 6.9 28.9 59.7 4.4
11. 産後ケア 7.9 32.5 54.7 4.9
12. ママケアデイサービス 2.5 18.1 74.9 4.6
13. 赤ちゃん広場 9.4 17.6 68.6 4.4
14. 子育て支援センター 60.0 23.6 11.8 4.6
15. あそび・子育ておしゃべりサロン 40.2 29.1 25.9 4.8
16. 幼稚園の子育てひろば 36.3 26.4 32.7 4.6
17. 子育てトーク・子育てサロン 17.2 24.7 52.9 5.2
18. 保育コーディネーター（各区子育て支援課内） 3.8 10.9 80.5 4.8
19. 子ども未来サポーター 3.5 14.3 77.0 5.2
20. 妊婦健康診査 61.9 8.1 25.2 4.8
21. 子育て支援ヘルパー 2.9 26.8 65.3 5.0
22. 児童館 62.8 23.2 9.3 4.7
23. ファミリー・サポート・センター 6.7 53.4 34.7 5.2
24. 緊急サポートセンター 3.7 35.0 56.1 5.2
25. 病児・病後児保育 4.7 50.4 40.0 5.0
26. 子育て短期支援事業（ショートステイ） 1.3 22.1 71.2 5.4
27. 認定こども園・保育園等の一時預かり 21.5 46.8 26.4 5.3
28. 幼稚園・認定こども園の一時預かり 31.3 41.3 22.0 5.4
29. 中央子育て支援センターの一時預かり 14.8 31.7 47.9 5.5
30. 延長保育 39.5 40.0 15.6 4.9
31. 放課後児童クラブ 46.9 42.1 6.0 5.0
32. 放課後子ども教室 48.2 28.6 17.9 5.3
33. 実費徴収に伴う補足給付事業 7.7 30.0 56.9 5.4
利用したことがある
知っているが利用したことはない
知らなかった
無回答

各種事業の認知度・利用状況については、就学前児童の保護者では、『知っている』(「利用したことがある」＋「知っているが利用したことはない」）が、33事業のうち19事業で50%以上となっています。「しずおか子育て優待カード」が89.5%と最も多く、次いで「子育て支援センター」が85.9%、「児童館」が82.7%などとなっています。

利用状況をみると、「利用したことがある」では、「しずおか子育て優待カード」が80.5%と最も多く、次いで「妊婦健康診査」が71.0%、「子育て支援センター」が63.3%などとなっています。

小学生の保護者では、『知っている』(「利用したことがある」＋「知っているが利用したことはない」）が、33事業のうち16事業で50%以上となっています。「しずおか子育て優待カード」が92.1%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ」が89.0%、「児童館」が86.0%などとなっています。

利用状況をみると、「利用したことがある」では、「しずおか子育て優待カード」が83.2%と最も多く、次いで「児童館」が62.8%、「妊婦健康診査」が61.9%などとなっています。

●子育て支援や子育て環境の満足度

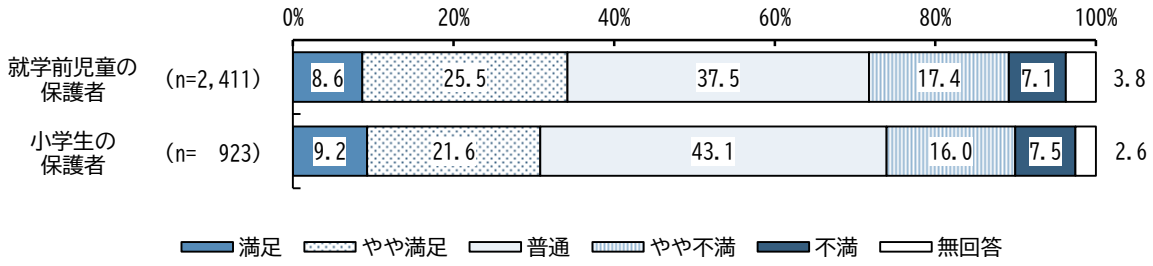

●男性の育児休業取得状況

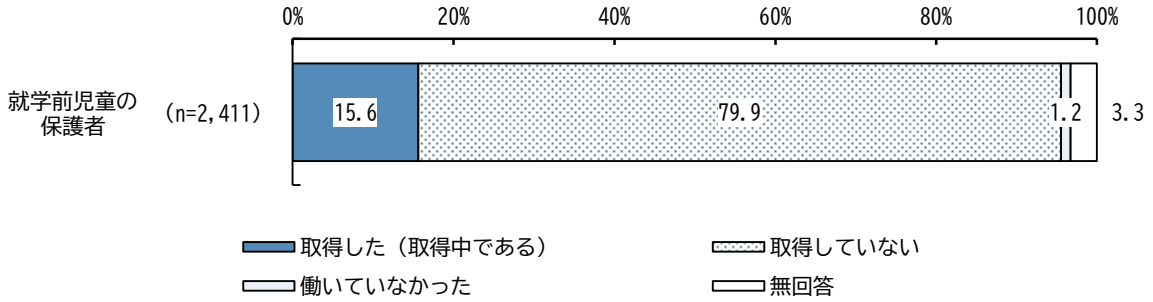

子育て支援や子育て環境の満足度については、就学前児童の保護者では、「普通」が37.5%と最も多く、次いで「やや満足」が25.5%、「やや不満」が17.4%などとなっています。

小学生の保護者では、「普通」が43.1%と最も多く、次いで「やや満足」が21.6%、「やや不満」が16.0%などとなっています。

男性の育児休業取得状況については、就学前児童の保護者では、「取得した（取得中である）」が15.6%、「取得していない」が79.9%、「働いていなかった」が1.2%となっています。

●効果が高いと考えられる施策または充実を図ってほしいと期待する施策

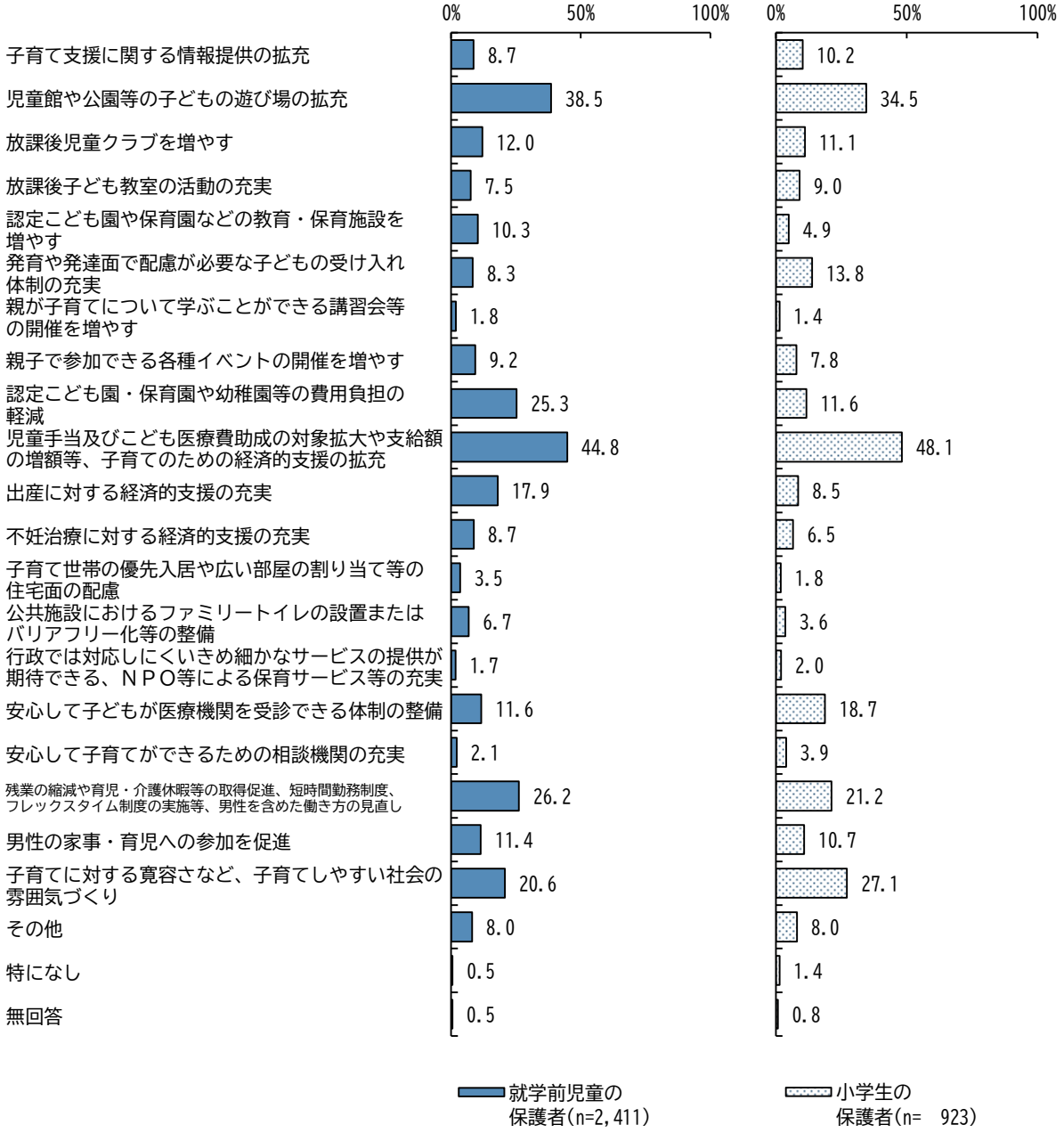

効果が高いと考えられる施策または充実を図ってほしいと期待する施策では、就学前児童の保護者では、「児童手当及びこども医療費助成の対象拡大や支給額の増額等、子育てのための経済的支援の拡充」が44.8%と最も多く、次いで「児童館や公園等の子どもの遊び場の拡充」が38.5%、「残業の縮減や育児・介護休暇等の取得促進、短時間勤務制度、フレックスタイム制度の実施等、男性を含めた働き方の見直し」が26.2%などとなっています。

小学生の保護者では、「児童手当及びこども医療費助成の対象拡大や支給額の増額等、子育てのための経済的支援の拡充」が48.1%と最も多く、次いで「児童館や公園等の子どもの遊び場の拡充」が34.5%、「子育てに対する寛容さなど、子育てしやすい社会の雰囲気づくり」が27.1%などとなっています。

●子育てについて日ごろ悩んでいることや不安なこと

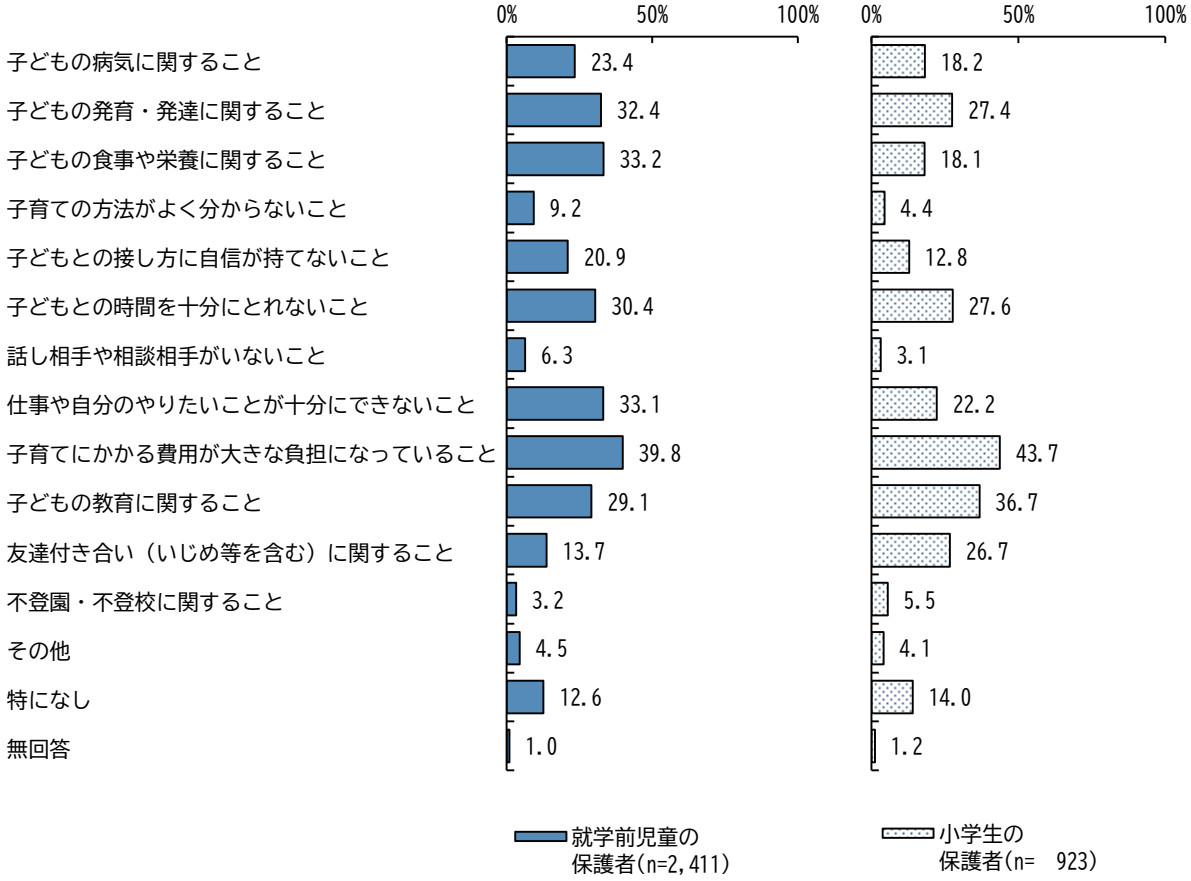

子育てについて日ごろ悩んでいることや不安なことについては、就学前児童の保護者では、「子育てにかかる費用が大きな負担になっていること」が39.8%と最も多く、次いで「子どもの食事や栄養に関すること」が33.2%、「仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと」が33.1%などとなっています。

小学生の保護者では、「子育てにかかる費用が大きな負担になっていること」が43.7%と最も多く、次いで「子どもの教育に関すること」が36.7%、「子どもとの時間を十分にとれないこと」が27.6%などとなっています。

②こども・若者実態調査

●悩みごとの有無

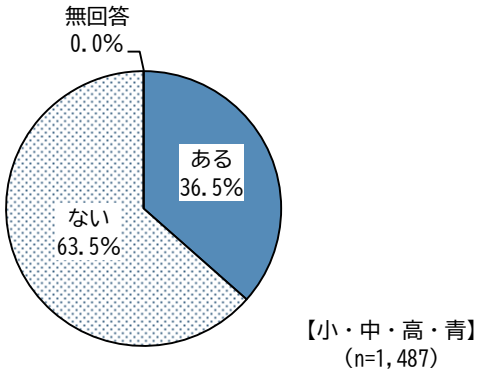

●悩みごとの内容

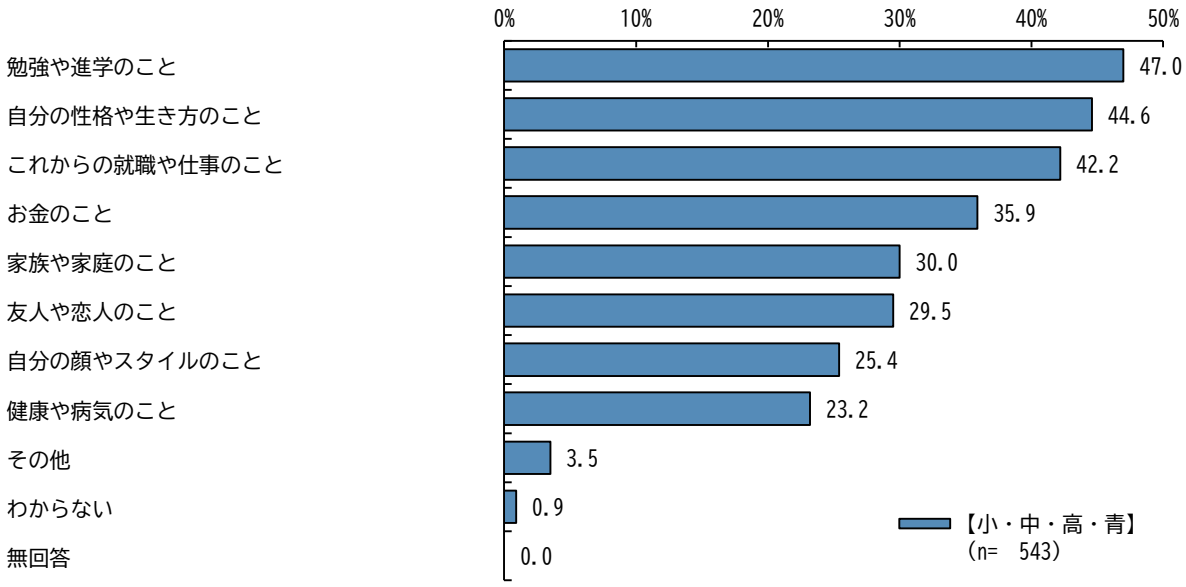

悩みごとの有無については、「ある」が36.5%、「ない」が63.5%となっています。

悩みごとの内容については、「勉強や進学のこと」が47.0%と最も多く、次いで「自分の性格や生き方のこと」が44.6%、「これからの就職や仕事のこと」が42.2%などとなっています。

●相談相手

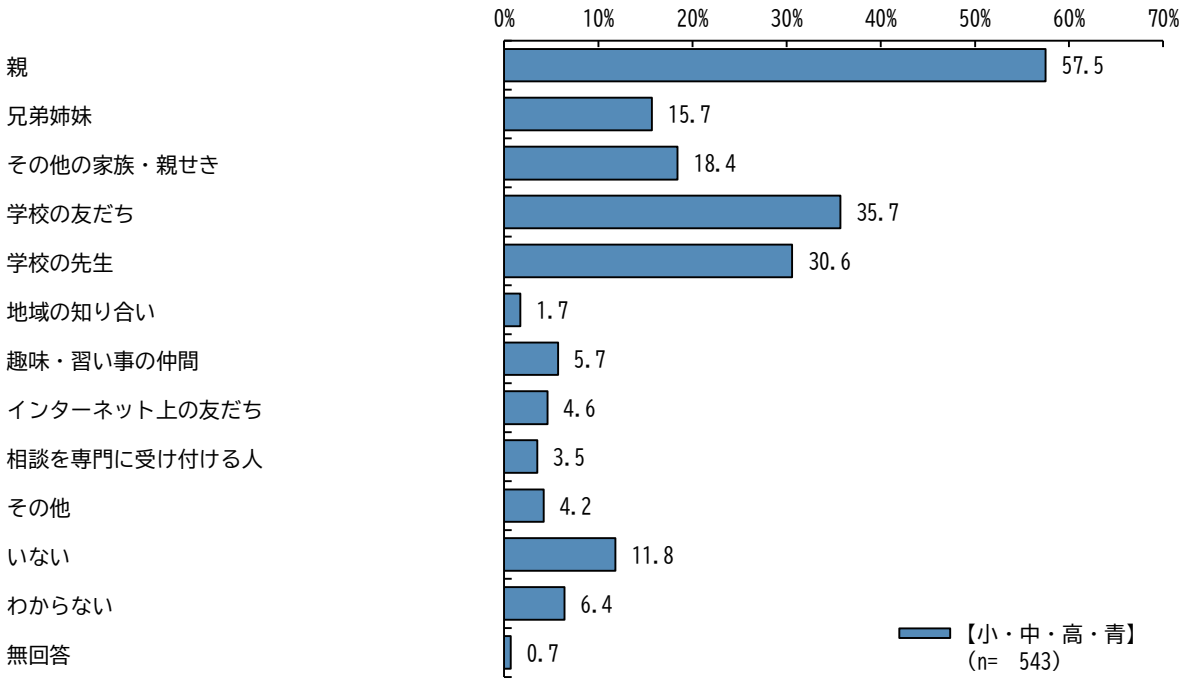

●相談機関の認知

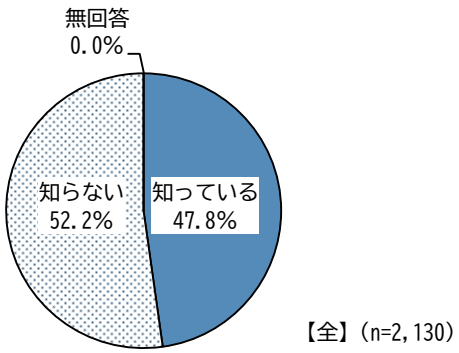

相談相手については、「親」が57.5%と最も多く、次いで「学校の友だち」が35.7%、「学校の先生」が30.6%などとなっています。

相談機関の認知については、「知っている」が47.8%、「知らない」が52.2%となっています。

●お世話をしている家族の有無

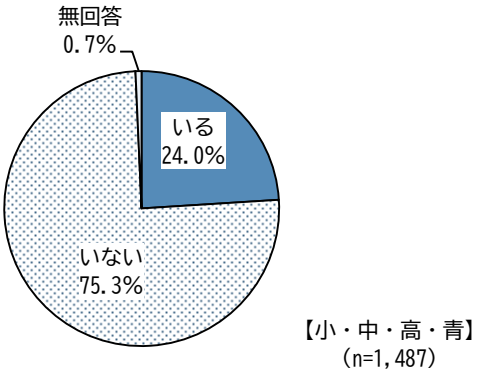

●お世話がきついと感じるか

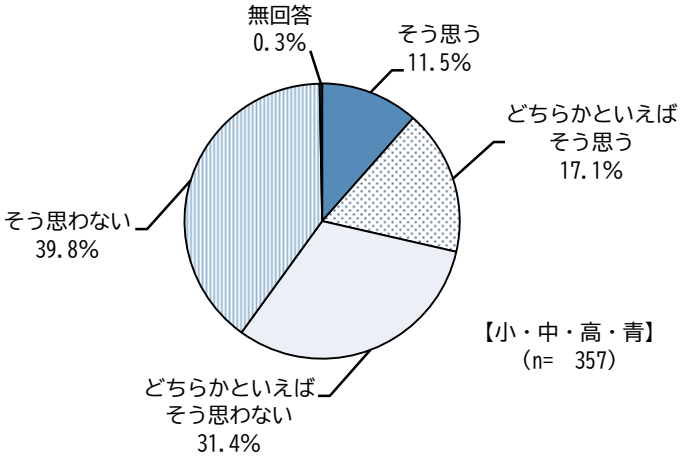

●今の自分が好きか

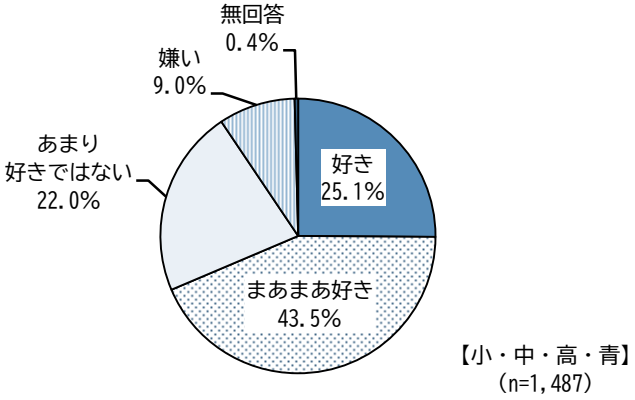

お世話をしている家族の有無については、「いる」が24.0%、「いない」が75.3%となっています。

お世話がきついと感じるかについては、「そう思う」が11.5%、「どちらかといえばそう思う」が17.1%、「どちらかといえばそう思わない」が31.4%、「そう思わない」が39.8%となっています。

今の自分が好きかについては、「好き」が25.1%、「まあまあ好き」が43.5%、「あまり好きではない」が22.0%、「嫌い」が9.0%となっています。

●大人や社会が意見を聴いてくれていると思うか

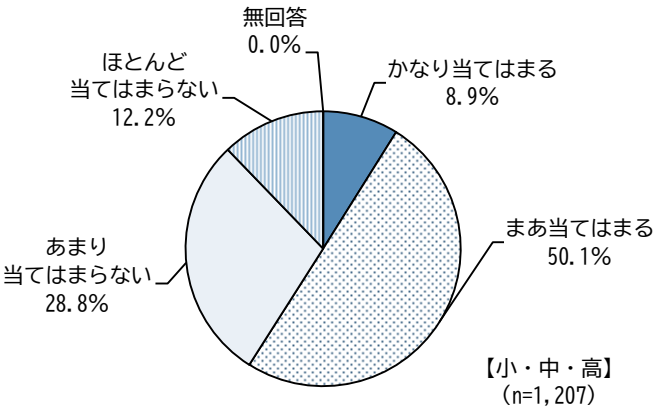

大人や社会が意見を聴いてくれていると思うかについては、「かなり当てはまる」が8.9%、「まあ当てはまる」が50.1%、「あまり当てはまらない」が28.8%、「ほとんど当てはまらない」が12.2%となっています。

③ひとり親家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査

●現在、収入のある仕事についていますか

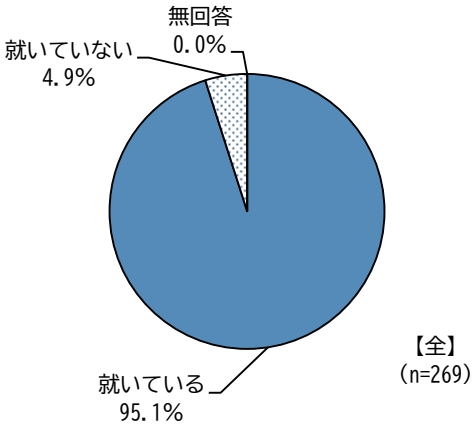

●雇用形態

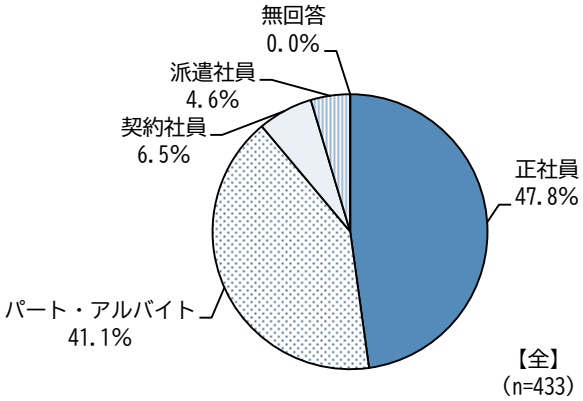

現在、収入のある仕事についていますかについては、「就いている」が95.1%、「就いていない」が4.9%となっています。

雇用形態については、「正社員」が47.8%、「パート・アルバイト」が41.1%、「契約社員」が6.5%、「派遣社員」が4.6%となっています。

●世帯の令和６年中の収入額

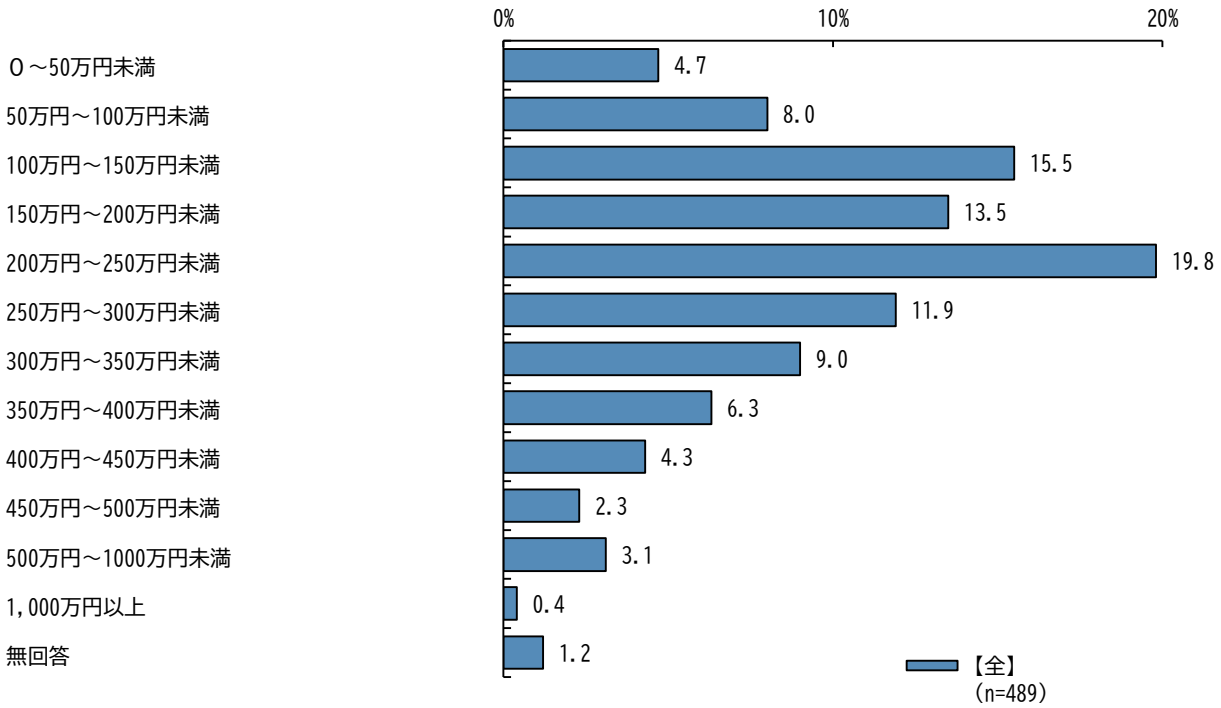

世帯の令和６年中の収入額については、「200万円～250万円未満」が19.8%と最も多く、次いで「100万円～150万円未満」が15.5%、「150万円～200万円未満」が13.5%などとなっています。

●悩んでいることの有無

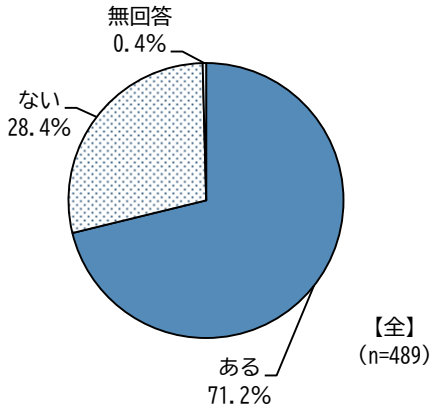

●悩んでいること

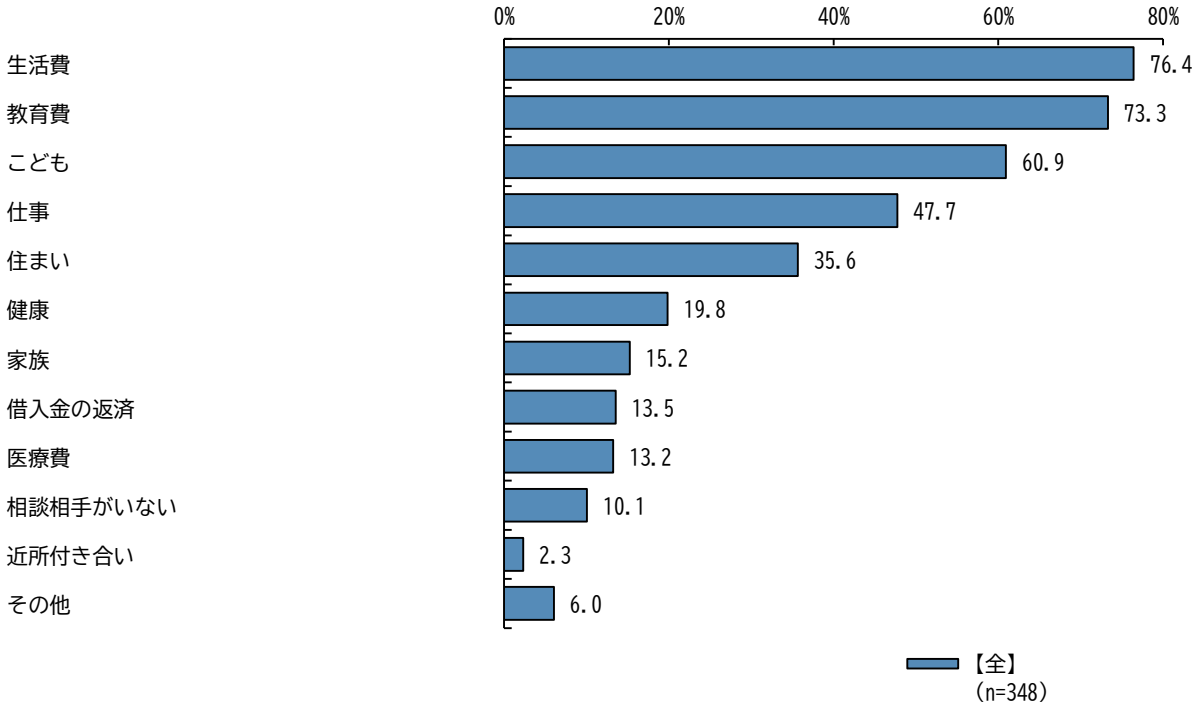

悩んでいることの有無については、「ある」が71.2%、「ない」が28.4%となっています。

悩んでいることについては、「生活費」が76.4%と最も多く、次いで「教育費」が73.3%、「こども」が60.9%などとなっています。

●だれか、どこかに相談しましたか

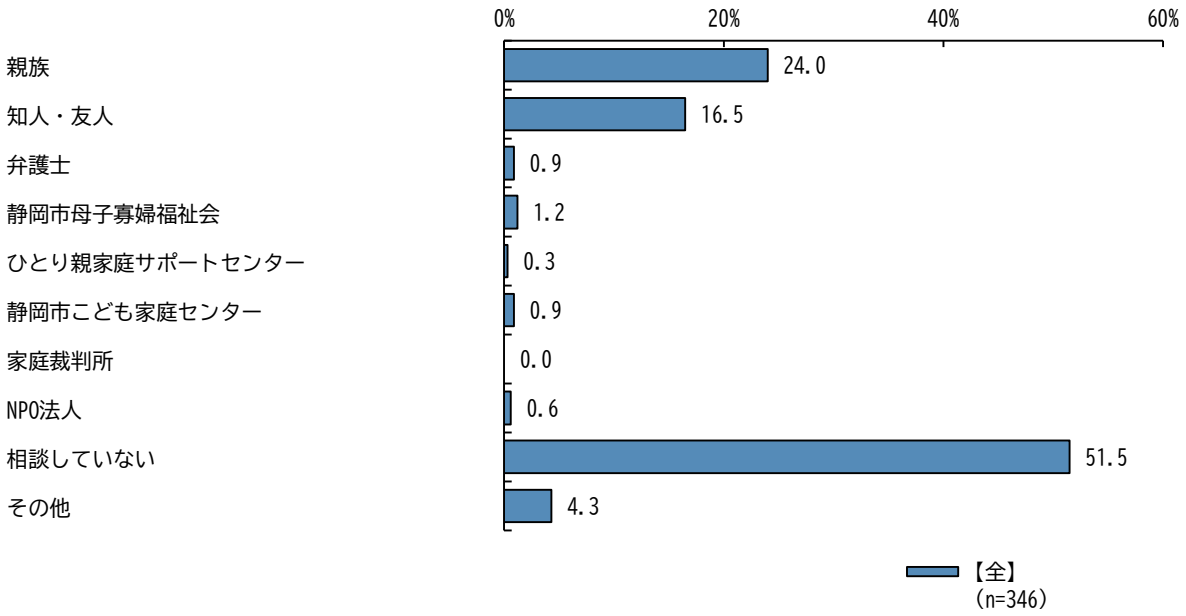

だれか、どこかに相談しましたかについては、「相談していない」が51.5%と最も多く、次いで「親族」が24.0%、「知人・友人」が16.5%などとなっています。

④こどもの生活実態調査

●塾や習い事に通っているか

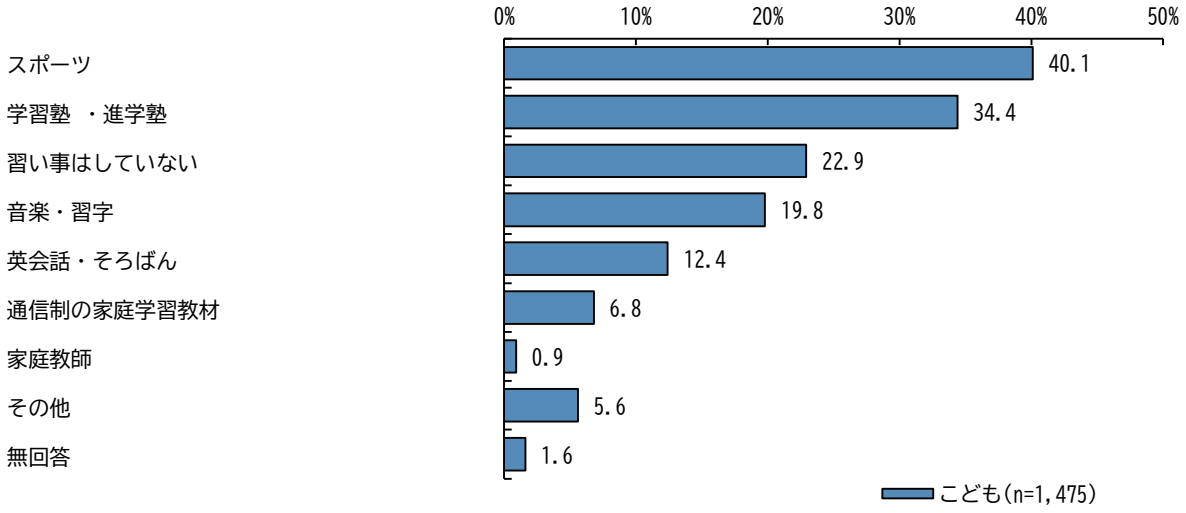

●どこまで進学したいか

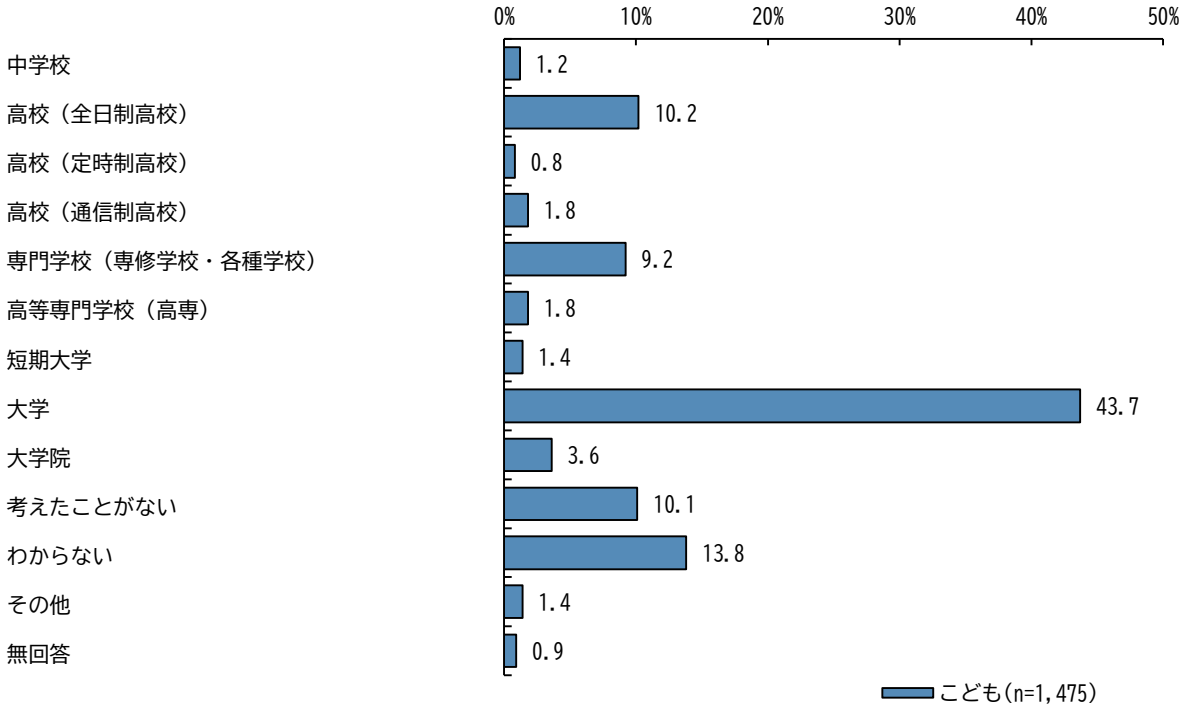

塾や習い事に通っているかについては、「スポーツ」が40.1%と最も多く、次いで「学習塾・進学塾」が34.4%、「習い事はしていない」が22.9%などとなっています。

どこまで進学したいかについては、「大学」が43.7%と最も多く、次いで「わからない」が13.8%、「高校（全日制高校）」が10.2%などとなっています。

⑤静岡市版出生動向基本調査

●未婚者の生涯の結婚意思

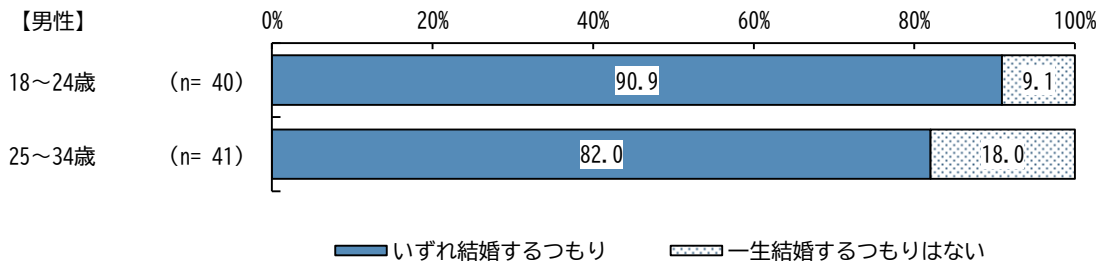

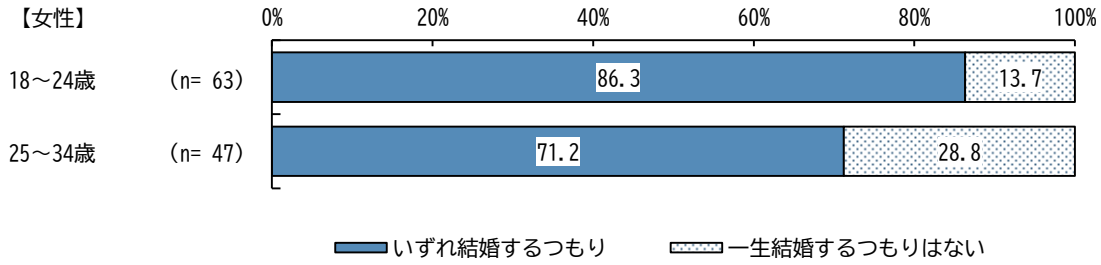

未婚者の生涯の結婚意思については、男性18歳～24歳では、「いずれ結婚するつもり」が90.9%、「一生結婚するつもりはない」が9.1%となっています。

男性25～34歳では、「いずれ結婚するつもり」が82.0%、「一生結婚するつもりはない」が18.0%となっています。

女性18～24歳では、「いずれ結婚するつもり」が86.3%、「一生結婚するつもりはない」が13.7%となっています。

女性25～34歳では、「いずれ結婚するつもり」が71.2%、「一生結婚するつもりはない」が28.8%となっています。

●独身でいる理由

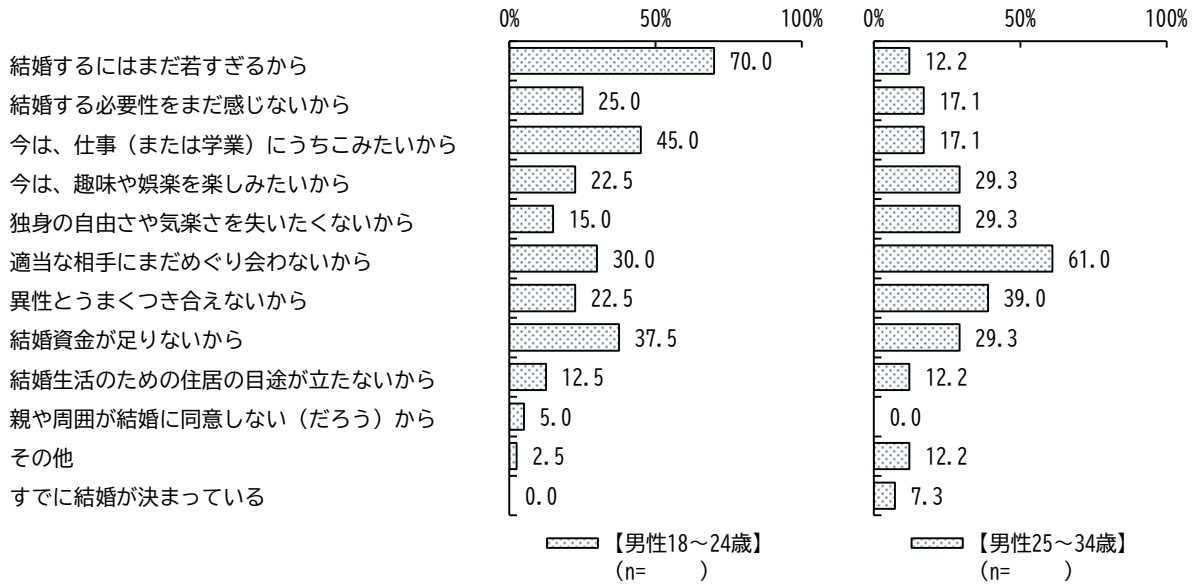

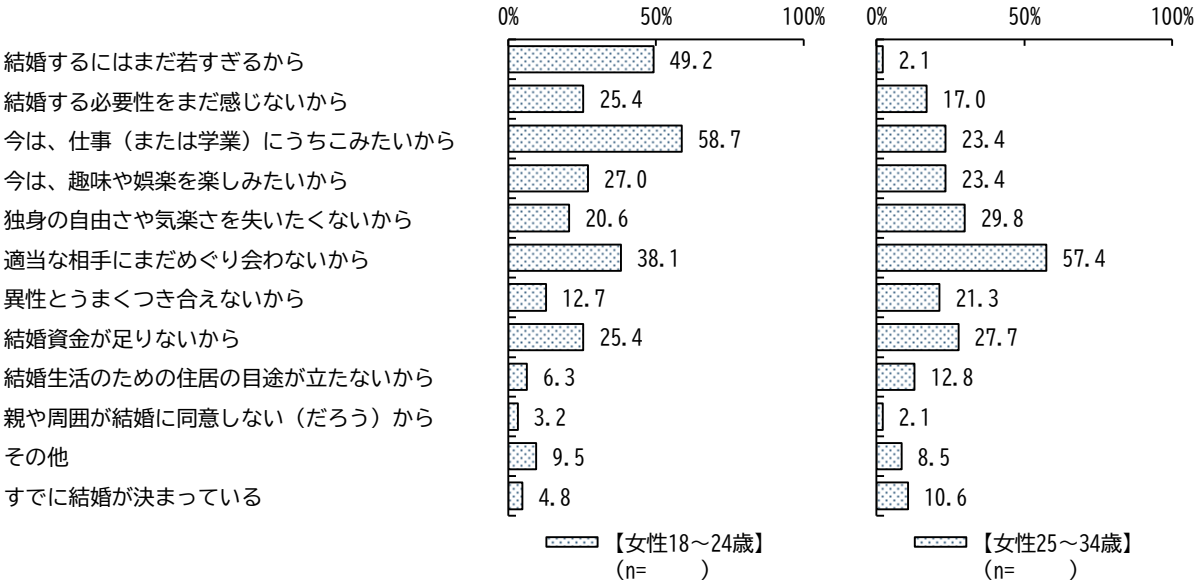

独身でいる理由については、男性18～24歳では、「結婚するにはまだ若すぎるから」が70.0%と最も多く、次いで「今は、仕事（または学業）にうちこみたいから」が45.0%、「結婚資金が足りないから」が37.5%などとなっています。

男性25～34歳では、「適当な相手にまだめぐり会わないから」が61.0%と最も多く、次いで「異性とうまくつき合えないから」が39.0%、「今は、趣味や娯楽を楽しみたいから」、「独身の自由さや気楽さを失いたくないから」、「結婚資金が足りないから」が29.3%などとなっています。

女性18～24歳では、「今は、仕事（または学業）にうちこみたいから」が58.7%と最も多く、次いで「結婚するにはまだ若すぎるから」が49.2%、「適当な相手にまだめぐり会わないから」が38.1%などとなっています。

女性25～34歳では、「適当な相手にまだめぐり会わないから」が57.4%と最も多く、次いで「独身の自由さや気楽さを失いたくないから」が29.8%、「結婚資金が足りないから」が27.7%などとなっています。

●女性の理想・予定のライフコース

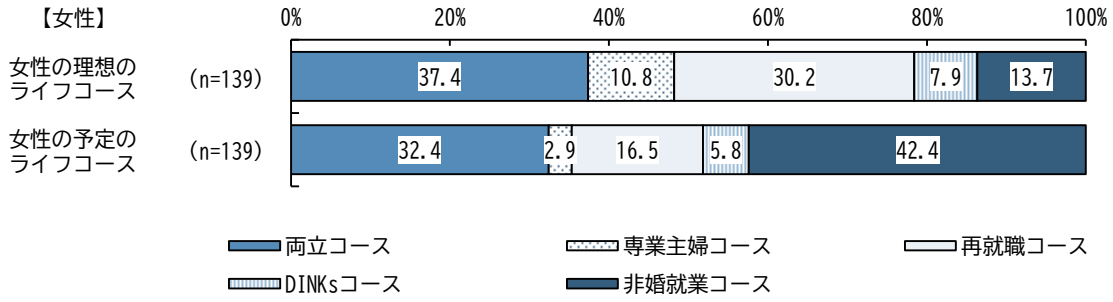

女性の理想・予定のライフコースについては、女性の理想のライフコースでは、「両立コース」が37.4%と最も多く、次いで「再就職コース」が30.2%、「非婚就業コース」が13.7%などとなっています。

女性の予定のライフコースでは、「非婚就業コース」が42.4%と最も多く、次いで「両立コース」が32.4%、「再就職コース」が16.5%などとなっています。

●夫婦の理想子ども数・予定子ども数

初婚どうしの夫婦	静岡市（2024年度）
平均理想子ども数	2.21人
平均予定子ども数	1.95人

●夫婦が理想の数の子どもを持たない理由

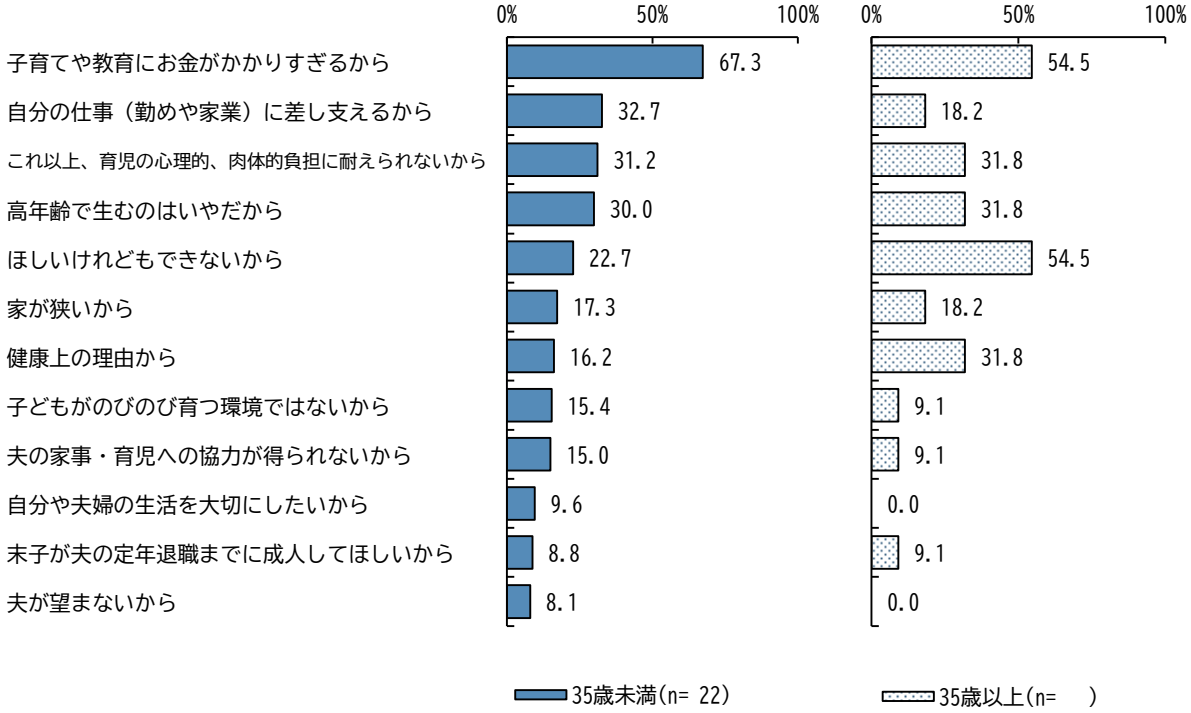

夫婦の理想子ども数・予定子ども数については、平均理想子ども数2.21人に対して、平均予定子ども数は1.95人となっています。

夫婦が理想の数の子どもを持たない理由については、35歳未満では、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が67.3%と最も多く、次いで「自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから」が32.7%、「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」が31.2%などとなっています。

35歳以上では、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」、「ほしいけれどもできないから」が54.5%と最も多く、次いで「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」、「高年齢で生むのはいやだから」、「健康上の理由から」が31.8%、「自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから」、「家が狭いから」が18.2%などとなっています。

⑥児童養護施設、生活支援利用者へのアンケート

●目的

声をあげづらい困難を抱えるこども一人ひとりの声を把握し、その思いやニーズを把握するとともに、今後の施策検討の参考とする。

●対象者

児童養護施設、生活支援の利用者（３歳～17歳）

●実施方法

施設内にアンケート用紙及びアンケート回収ボックスを設置した。

●実施期間

2026年３月～４月

●主な意見

日常で「楽しい」と感じること

友だちや家族と一緒に過ごす時間を楽しいとする記述があり、ゲームや音楽、絵、カラオケなど趣味・余暇活動を挙げる回答も見られました。

日常の困りごと・不安

住まいや生活の不便さに関する記述のほか、おこづかいや物価、給付金・制度に関する意見が挙がっていました。友人関係の悩みや家族との関わりについての記述も見られました。

困ったときに相談できる人や場所

家族、施設職員、学校、児童相談所などを相談先に挙げる回答がある一方で、「相談できる人がいない」「わからない」「あるが話しにくい」と記す回答も見られました。

学校・学習・進路についての声

学校行事や部活動を楽しむとの記述がある一方で、勉強や進路に不安を示す声もありました。

「こうなったらいいな」と思っていること

おこづかい・給付金に関すること、スマホやWi-Fiなどのデジタル環境、居住や設備の改善などの希望が挙がっていました。

こどもの声

「友達と遊んでいるときが楽しい」
「おこづかいが足りない／給付金を増やしてほしい」
「困ったときに相談できる場所や人はあるけど、話しにくい」

⑦こども・子育て当事者によるワークショップ

●目的

こども・若者・子育て当事者と対話しながら、生の声や思いを把握するとともに、今後の施策検討の参考とする。

●参加者

・こども向けワークショップ：
市内在住または在学の小学５・６年生、中学１～３年生　●名

・子育て当事者向けワークショップ：
市内在住の未就学児から高校生までのお子さんがいる子育て中の方　●名

●実施方法

・公募により参加者を募集し、少人数のグループワーク形式で実施した。
・ファシリテーターを配置し、発言しやすい雰囲気づくりに配慮する。
・常葉大学と連携し、学生もワークショップ運営へ参加することで、年齢の近いこどもの発言のしやすさの確保及び若者世代の視点も取り入れながら実施した

●開催日・実施内容

〇〇〇〇

●主な意見

〇〇〇〇

●計画への反映

〇〇〇〇

詳細は実施後に作成します

⑧市民アンケート

●目的

（仮称）静岡市こども計画の成果指標値となる項目に関する市民の意識、こども施策に関する市民ニーズ、計画策定の方向性に関する意見を把握するとともに、今後の施策検討の参考とする。

●対象者

令和８年４月１日時点で18歳以上の市民（外国人登録者含む）　3,000人

●実施方法

対象者に調査依頼票を郵送し、オンラインで回答

●実施時期

令和８年７月24日（金）～令和８年８月７日（金）　15日間

●調査結果

〇〇〇

詳細は実施後に作成します。

⑨フリーボード

●目的

　ワークショップ参加者以外の幅広い世代から意見を収集するとともに、気軽に意見聴取に参加できる機会を設け、多様な声を把握し、今後の施策検討の参考とする。

●参加者

　〇〇〇〇　●名

●実施方法

・市内公共施設等へ意見聴取ボードを設置

・付せんによる自由記載及び二次元コードによるオンライン回答を実施

●開催期間・実施内容

　〇〇〇〇

●主な意見

　〇〇〇〇

●計画への反映

　〇〇〇〇

詳細は実施後に作成します。
また、事業名がわかりにくいため、変更を検討中です。

⑩大学生との意見交換

●目的

・こども計画策定に向け、青年期世代（大学生）の意見を聴取する。

・授業の枠組みを活用し、若者の生活実感や将来像に関する意見を把握するとともに、今後の施策検討の参考とする。

●参加者

常葉大学　法学部　３・４年生「地域と福祉分野」受講者　●名

●実施方法

既存授業の枠組みを活用し、静岡市の子育て施策の説明とグループワークを組み合わせた意見交換型の授業として実施した。

●開催期間・実施内容

〇〇〇〇

●主な意見

〇〇〇〇

●計画への反映

〇〇〇〇

詳細は実施後に作成します。

⑪５歳児インタビュー

●目的

こども計画策定に向け、就学前のこどもから、日常生活の中で感じていることや困っていること、好きなこと、まちや生活について思っていることなどを直接聴き、こどもの視点を把握するとともに、今後の施策検討の参考とする。

●参加者

市立〇〇こども園　５歳児　●名

●実施方法

・〇〇こども園を訪問し、５歳児のこどもたちと対話形式で意見聴取を実施
・こどもが答えやすいよう、日常生活や遊び、園での生活、地域での暮らし等、身近なテーマについて問いかけ、こどもたちが自由に話す形で意見を聴取

●開催期間・実施内容

〇〇〇〇

●主な意見

〇〇〇〇

●計画への反映

〇〇〇〇

詳細は実施後に作成します。

2 前プランの評価

（１）静岡市子ども・子育て・若者プラン目標達成状況

①目標に対する達成状況（全体）

前プランに登載されている事業は、392事業でした。これらの事業について、目標達成状況を評価した結果、計画目標に対して８割以上を達成している事業は全体の75.8%となっており、おおむね計画どおり実施されたと評価しました。（下表参照）

●静岡市子ども・子育て・若者プラン目標達成状況（2026年３月31日時点）　単位：件

基本目標・施策目標	事業数	目標に対する達成状況				
		A	B	C	D	評価対象外
基本目標１ すべての子ども・若者の成長を支援するまちの実現 【子ども・若者支援】	279	200	26	2	2	49
施策目標１ 子どもの心身の健やかな育ちを支える環境づくり	66	43	6	1	0	16
施策目標２ 知・徳・体のバランスのとれた子ども・若者をはぐくむ教育環境づくり	63	42	8	1	0	12
施策目標３ 困難を抱えた子ども・若者を支える環境づくり	84	72	7	0	0	5
施策目標４ 地域に愛着を持ち、すすんで行動する若者を創出する環境づくり	66	43	5	0	2	16
基本目標２ 子育てに喜びや生きがいを感じることができるまちの実現 【子育て支援】	78	68	1	0	0	9
施策目標１ 喜びと安心感をもって生み育てることができる環境づくり	61	54	1	0	0	6
施策目標２ 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり	17	14	0	0	0	3
基本目標３ 地域全体で子ども・子育て・若者を支援するまちの実現 【地域による支援】	35	29	2	1	0	3
施策目標１ 地域全体で子ども・子育て・若者を支える環境づくり	35	29	2	1	0	3
合計	392	297	29	3	2	61
全体に占める割合	100.0%	75.8%	7.4%	0.8%	0.5%	15.6%

※各事業の「令和８年度末目標値」に対する「令和７年度末の達成状況」により、次に示すＡ～Ｄの達成基準に基づき評価したもの。
Ａ：計画目標に対し、現時点で８割以上達成している。
Ｂ：計画目標に対し、現時点で５割以上８割未満達成している。
Ｃ：計画目標に対し、現時点で２割以上５割未満達成している。
Ｄ：計画目標に対し、現時点で２割未満達成している。
対象外：目標値を定めないもの、すでに終了した事業、令和８年度新規事業、令和７年度実績なし等

②成果指標に対する達成状況

前プランに登載されている成果指標は34指標（42項目）でした。直近の状況では、目標を達成している項目は18項目で、全体の42.9%にとどまっています。（下表参照）

基本目標１　すべての子ども・若者の成長を支援するまちの実現【子ども・若者支援】						
施策目標１　子どもの心身の健やかな育ちを支える環境づくり						
	成果指標	区分	令和８年度（2026年度）目標	プラン策定時 令和元年度（2019年度）現状値	令和７年度（2025年度）実績	出典
1	将来の夢や目標を持っていると答える児童・生徒の割合	小学生	90.0%	84.8%	81.7%	全国学力・学習状況調査
		中学生	75.0%	68.6%	63.6%	
2	自分にはよいところがあると思う児童･生徒の割合（自己肯定感）	小学生	87.1%	84.2%	86.8%	全国学力・学習状況調査
		中学生	80.2%	75.8%	84.6%	
3	放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的実施の校数	－	71校	28校	67校	－
施策目標２　知・徳・体のバランスのとれた子ども・若者をはぐくむ教育環境づくり						
4	市立園での研修実施回数	－	58回	57回	56回	－
5	私立こども園、保育所に参加を呼び掛けた研修会等の回数	－	５回	４回	45回	－
6	幼児期の教育から小学校教育に円滑な接続がされていると思う小学校１年のクラス担任の割合	－	80.0%	58.0%	80.2%	小学1年生の担任教諭に対するアンケート
7	学校に行くのが楽しいと思う児童・生徒の割合	小学生	90.0%	87.4%	84.7%	全国学力・学習状況調査
		中学生	85.0%	84.3%	85.1%	
施策目標３　困難を抱えた子ども・若者を支える環境づくり						
8	里親委託率	－	53.0%	48.5%	43.5%	－
9	児童養護施設･里親に措置している子どもの高校等進学率	－	100%維持	100%	100%	－
10	体制不備による児童虐待重大事例の発生数	－	0件	0件	0件	－
11	いじめの解消率	小学生	85.0%	80.0%	73.0%	問題行動・不登校等諸課題に関する調査
		中学生	75.0%	71.7%	76.0%	－
12	子ども・若者相談センターにおける不登校改善率	－	68.0%	65.9%		－
13	静岡市ひきこもり地域支援センターにおけるひきこもり改善率	－	61.0%	54.0%	64.8%	－
14	非行少年、ぐ犯少年の検挙・補導数（市内）	－	2,971件	3,391件	1,089件	－

施策目標４　地域に愛着を持ち、すすんで行動する若者を創出する環境づくり						
	成果指標	区分	令和８年度（2026年度）目標	プラン策定時 令和元年度（2019年度）現状値	令和７年度（2025年度）実績	出典
15	自分が誰かの役に立っていると思う子ども・若者の割合（自己有用感）	－	60.0%	52.6%	60.1%	こども・若者実態調査
16	静岡市が好きな児童･生徒の割合	－	81.0%	77.6%	77.6%	こども・若者実態調査
17	住んでいる地域の行事に参加している児童・生徒の割合（行事参加の有無）	小学生	68.0%	66.6%	－	全国学力・学習状況調査
		中学生	68.0%	64.3%	－	
18	ボランティア活動への参加意欲のある生徒の割合（中高）	－	20.0%	15.7%	23.3%	こども・若者実態調査
再1	将来の夢や目標を持っていると答える児童・生徒の割合	小学生	90.0%	84.8%	81.7%	全国学力・学習状況調査
		中学生	75.0%	68.6%	63.6%	
再2	自分にはよいところがあると思う児童･生徒の割合（自己肯定感）	小学生	87.1%	84.2%	86.8%	全国学力・学習状況調査
		中学生	80.2%	75.8%	84.6%	

基本目標２　子育てに喜びや生きがいを感じることができるまちの実現【子育て支援】

施策目標１　喜びと安心感をもって生み育てることができる環境づくり						
19	今後もこの地域（静岡市）で子育てをしていきたいと思う市民の割合	－	97.0%	96.1%	94.9%	乳幼児健診時の問診
20	妊婦健康診査受診率（初回受診率）	－	99.0%	98.5%	99.4%	－
21	乳児健康診査受診率（10か月児）	－	増加	96.0%	95.3%	－
22	子育て支援事業32事業のうち認知度が50%以上である事業の割合【就学前児童・就学児童】	就学前児童	78.0%	59.4%	48.5%	子ども・子育て支援に関するニーズ調査
		就学児童	59.4%	50.0%	57.6%	
23	子育て支援センターの満足度	－	95.0%	84.5%	99.0%	来館者へのアンケート
24	ひとり親家庭（児童扶養手当受給世帯）の子どもの高校等進学率	－	98.9%	97.6%	96.0%	児童扶養手当現況届
25	ひとり親家庭（児童扶養手当受給世帯）の親の正規就業率	－	増加	38.8%	47.9%	ひとり親家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査
施策目標２　子育てと仕事の両立を支援する環境づくり						
26	保育所等の待機児童数	－	0人	0人	0人	－
27	放課後児童クラブの待機児童数	－	0人	86人	12人	－
28	両親で子育てを行っていると答えた市民の割合（※）【就学前児童・就学児童】	就学前児童	57.8%	54.4%	57.2%	子ども・子育て支援に関するニーズ調査
		就学児童	51.0%	47.0%	56.2%	

※同調査において配偶者がいると回答した世帯を対象とする。

基本目標３　地域全体で子ども・子育て・若者を支援するまちの実現【地域による支援】

施策目標１　地域全体で子ども・子育て・若者を支える環境づくり

	成果指標	区分	令和８年度（2026年度）目標	プラン策定時 令和元年度（2019年度）現状値	令和７年度（2025年度）実績	出典
29	ファミリー・サポート・センター事業の会員数（援助を行う会員）	－	1,230人	1,071人	1,159人	－
30	静岡市子育て支援団体連絡会に加入している支援団体の数	－	90団体	72団体	65団体	－
31	地域に気軽に相談できる人･場所があると答える人の割合【就学前児童・就学児童】	就学前児童	96.6%	96.3%	93.8%	子ども・子育て支援に関するニーズ調査
		就学児童	96.2%	94.0%	89.3%	
32	困った時の相談機関を知っている児童・生徒（小中高）の割合	－	50.0%	49.2%	52.9%	こども・若者実態調査
33	地域の健全育成団体の役員・委員数	－	増加	2,845人	2,459人	－
34	ひきこもりサポーターの養成者数	－	49人	９人	97人	－

（２）静岡市子どもの貧困対策推進計画目標達成状況

①目標に対する達成状況（取組の方向性別・延べ事業数）

計画に登載されている事業は、60事業でした。これらの事業について、目標達成状況を評価した結果、計画目標に対して８割以上を達成している事業は全体の85.1％（対象外の事業を除く。）となっており、おおむね計画どおり実施されたと評価しました。（下表参照）

●静岡市子どもの貧困対策推進計画目標達成状況（2026年３月31日時点）　　単位：件

取組の方向性		事業数	目標に対する達成状況※				
			A	B	C	D	評価対象外
1	教育の支援	22	18	2	1	0	1
2	生活の支援	38	33	4	0	0	1
3	保護者の就労の支援	9	8	1	0	0	0
4	経済的支援	18	15	1	1	0	1
合計		87	74	8	2	0	3
全体に占める割合		100.0% （100.0%）	85.1% （88.1%）	9.2% （9.5%）	2.3% （2.4%）	0.0% （0.0%）	3.4%

※各事業の「令和８年度末目標値」に対する「令和７年度末の達成状況」により、次に示すＡ～Ｄの達成基準に基づき評価したもの。
Ａ：計画目標に対し、現時点で８割以上達成している。
Ｂ：計画目標に対し、現時点で５割以上８割未満達成している。
Ｃ：計画目標に対し、現時点で２割以上５割未満達成している。
Ｄ：計画目標に対し、現時点で２割未満達成している。
対象外：目標値を定めないもの、すでに終了した事業、令和８年度新規事業、令和７年度実績なし等

※（ ）内は分母に評価対象外事業を含めず算定したもの。（87事業-3事業＝84事業を分母としている）

※掲載事業数は60事業ですが、１つの事業が複数の「取組の方向性」に該当する場合があるため、本表では各方向性に該当する事業を延べ件数で集計しています。そのため、合計は87事業となります。

②成果指標に対する達成状況

前プランに登載されている成果指標は13指標（31項目）でした。直近の状況では、目標を達成している項目は12項目で、全体の38.7%にとどまっています。（下表参照）

成果指標		区分	令和８年度（2026年度）目標	プラン策定時 令和元年度（2019年度）現状値	令和７年度（2025年度）実績	出典
1	子どもの高等学校等進学率	生活保護世帯	98.9%	92.5%	86.1%	－
		ひとり親家庭（児童扶養手当受給世帯）	98.9%	97.6%	96.0%	－
		児童養護施設・里親	100%維持	100%	100.0%	－
2	高等学校等中退率（生活保護世帯）	－	1.9%	4.4%	2.3%	－
3	「経済的な理由により、子どもに進学をあきらめさせたり学校を中退させたことがあるか」に、「ある」等と回答した世帯の割合（※16 歳以上の子どもの保護者）	全体	21.7%	22.7%	－	－
		ひとり親家庭	34.6%	36.2%	－	－
参考	「こどもが希望どおりの学校まで進むことになると思うか」について「思わない」と回答した世帯のうち、その理由を「経済的な余裕がないから」と回答した世帯の割合（回答者数少のため、参考値）	全体	－	47.7%	54.9%	静岡市こどもの生活実態調査
		ひとり親家庭	－	41.2%	64.5%	静岡市こどもの生活実態調査
4	スクールソーシャルワーカーが関わった貧困家庭（貧困の問題を抱えている児童生徒）の改善率	－	25.0%	20.0%	56.5%	－
	※R2より評価基準を見直したことにより目標値を修正	－	63.0%	－	62.7%	－
5	就学援助について「知らなかった」と回答した保護者の割合	ひとり親家庭（児童扶養手当受給世帯）	減少	20.8%	12.6%	静岡市こどもの生活実態調査
		制度利用者※	減少	10.7%	10.7%	静岡市こどもの生活実態調査
	奨学金について「知らなかった」と回答した保護者の割合	ひとり親家庭（児童扶養手当受給世帯）	減少	27.9%	33.7%	静岡市こどもの生活実態調査
		制度利用者	36.7%	40.3%	35.2%	静岡市こどもの生活実態調査
	スクールソーシャルワーカーについて「知らなかった」と回答した保護者の割合	ひとり親家庭（児童扶養手当受給世帯）	減少	49.2%	33.9%	静岡市こどもの生活実態調査
		制度利用者	35.2%	38.8%	33.7%	静岡市こどもの生活実態調査

※制度利用者：生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、就学援助受給世帯

成果指標		区分	令和８年度（2026年度）目標	プラン策定時 令和元年度（2019年度）現状値	令和７年度（2025年度）実績	出典
6	「過去１年間にお金が足りなくて、子どもが必要とする文具や教材が買えない、学校に係る経費の支払いに苦慮した経験」について、「ある」等と回答した保護者の割合	全体	24.1%	27.2%	27.7%	静岡市こどもの生活実態調査
		ひとり親家庭	53.7%	60.6%	54.2%	静岡市こどもの生活実態調査
7	子どもの貧困対策学習支援事業の延べ利用者数	－	9,400人	5,635人	6,062人	－
8	電気・ガス・水道の滞納経験率	全体	3.9%	4.9%	3.8%	静岡市こどもの生活実態調査
		ひとり親家庭	10.3%	12.9%	8.1%	静岡市こどもの生活実態調査
9	食糧の困窮経験率	全体	13.8%	16.4%	28.2%	静岡市こどもの生活実態調査
		ひとり親家庭	28.7%	34.1%	50.7%	静岡市こどもの生活実態調査
	衣服の困窮経験率	全体	17.3%	20.1%	30.4%	静岡市こどもの生活実態調査
		ひとり親家庭	34.9%	40.5%	54.5%	静岡市こどもの生活実態調査
10	ひとり親家庭（児童扶養手当受給世帯）で悩みがあると回答した保護者のうち「相談相手がいない」と回答した割合	－	減少	45.1%	51.2%	－
	「現在心おきなく相談できる相手がいるか」について「相談相手がいる」と回答した保護者の割合	全体	85.1%	84.2%	69.9%	静岡市こどもの生活実態調査
		制度利用者	72.1%	71.3%	66.3%	静岡市こどもの生活実態調査
11	里親委託率	－	53.0%	48.5%	43.5%	－
12	ひとり親家庭（児童扶養手当受給世帯）の親の正規就業率	母子家庭	増加	37.8%	47.0%	－
		父子家庭	増加	45.0%	100.0%	－
13	ひとり親家庭（児童扶養手当受給世帯）で養育費の取決めをしている割合	－	増加	50.9%	59.2%	－
	ひとり親家庭（児童扶養手当受給世帯）で養育費を受け取っていない子どもの割合	－	減少	60.2%	57.0%	－

3 課題の整理

（１）少子化をめぐる状況

静岡市では、総人口の減少と少子高齢化が進行しており、年少人口及び生産年齢人口の減少が続いています。出生数は近年大幅に減少し、合計特殊出生率も国や県を下回る状況が続いていることから、今後もこどもの数の減少が見込まれます。また、小中学校の児童生徒数も継続的に減少しており、地域社会や教育環境への影響が懸念されます。

出生数の減少の背景には、婚姻数の減少や晩婚化・晩産化の進行に加え、若い世代の結婚や出産に対する不安も存在しています。静岡市版出生動向基本調査では、多くの未婚者が結婚を希望している一方で、「適当な相手にめぐり会わない」「結婚資金が足りない」などの理由により結婚に至っていない実態がみられます。また、理想の子ども数と予定子ども数との間には差があり、その理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎる」「自分の仕事に差し支えるから」などの課題が挙げられています。

少子化の進行は、地域経済や地域コミュニティの活力低下だけでなく、将来的な子育て支援・教育サービスの持続可能性にも影響を及ぼします。そのため、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望が実現できる環境づくりを進めるとともに、安心してこどもを産み育てることができる社会の実現に向けた総合的な少子化対策を推進していく必要があります。

（２）こども・若者の育ちを支える家庭・地域環境

静岡市では、核家族化や世帯の小規模化が進行しており、こどものいる世帯の割合は減少しています。三世代同居世帯の減少や単身世帯の増加により、子育て家庭が地域や親族から支援を受けにくい状況が広がっており、子育てに関する不安や孤立を防ぐための支援の充実が求められています。

また、女性の就業率の上昇や共働き世帯の増加により、仕事と子育ての両立支援へのニーズが高まっています。保育所等の利用ニーズや放課後児童クラブの利用者数は増加を続けており、多様な働き方に対応した保育・居場所の確保が重要な課題となっています。一方で、家事・育児の負担は依然として女性に偏る傾向がみられ、男性の育児休業取得率も十分とは言えない状況にあります。子育てを家庭だけの責任とするのではなく、社会全体で支える環境づくりが求められています。

さらに、子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、子育てに係る経済的負担への不安が最も高くなっているほか、こどもの教育費や生活費への負担感も大きくなっています。全国的にはこどもの貧困率は改善傾向にあるものの、ひとり親家庭や生活困窮世帯では依然として厳しい状況が続いています。静岡市においても、生活保護世帯のこどもの進学状況などに格差がみられることから、家庭の経済状況によってこどもの成長や将来の選択肢が左右されることのないよう、経済的支援と学習・生活支援を一体的に進めていく必要があります。

加えて、児童虐待相談対応件数は高い水準で推移しており、支援を必要とする家庭の早期発見・早期支援が重要となっています。妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を構築するとともに、地域全体でこどもと家庭を見守る仕組みを強化していく必要があります。

（３）こども・若者が直面する困難と支援課題

静岡市のこども・若者を取り巻く環境は複雑化しており、多様な困難や生きづらさへの対応が求められています。こども・若者実態調査では、３人に１人以上が悩みを抱えており、その内容は勉強や進学、自分の性格や将来の仕事など多岐にわたっています。一方で、相談機関を知らないこども・若者も半数を超えており、身近で相談しやすい環境整備が必要です。

また、ヤングケアラーと考えられる状況にあるこどもが一定数存在しており、家族の世話や介護等を担うことにより、学習や友人関係、進路選択に影響を受けることも懸念されています。こども自身や周囲が気付きにくい課題であることから、学校や関係機関による早期発見と支援体制の強化が求められます。

不登校児童生徒数は大幅に増加しており、学校に通いづらさを抱えるこどもへの支援は喫緊の課題となっています。また、いじめや自殺の問題についても引き続き注視が必要であり、誰一人取り残されず安心して学び生活できる環境づくりが重要です。加えて、発達障がい等に関する相談件数や児童発達支援・放課後等デイサービスの利用者数は大きく増加しており、障がいの有無にかかわらず必要な支援が受けられるインクルーシブな環境整備が求められています。

さらに、外国にルーツのあるこどもの増加、若年無業者やひきこもり状態にある若者の存在など、若者期まで見据えた支援の必要性も高まっています。こども・若者一人ひとりの状況や特性に応じた伴走型支援を行うとともに、教育、福祉、保健、雇用などの関係機関が連携し、切れ目のない支援を推進していく必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方

第３章　計画の基本的な考え方

1　基本理念（目指すべき未来像）

静岡市こども計画では、第５次静岡市総合計画のこども・子育て分野における「目指すべき未来像」を、本計画の基本理念として位置付けます。

この基本理念は、こども・若者を将来の担い手としてのみ捉えるのではなく、現在を生きる一人の主体として尊重し、家庭、地域、学校、企業、行政などが相互に支え合いながら、こども・若者と子育て当事者のウェルビーイングを高めることを目指すものです。

この基本理念が目指している未来像は、こども基本法に基づく、こども大綱の基本理念や静岡県こども計画の基本理念と考えを同じにするものです。

基本理念

温かい地域社会に支えられ、
日本一安心してこどもを産み育てることができ、
こども・若者が健やかに育つまち『しずおか』

＜こども基本法　理念＞

次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的としている。

＜こども大綱　基本理念＞

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

＜静岡県こども計画　基本理念＞

すべてのこども・若者のこえをまんなかに、誰もが自分らしく幸せに生きることができる社会の実現

2　基本方針（５つの視点）

本計画では、基本理念を実現するための横断的視点となる基本方針として、次の５つの視点を踏まえて、施策の体系を構成しています。

基本方針１　こども・若者を権利の主体として尊重する

全てのこども・若者が、年齢、障がいの有無、家庭環境、国籍、性別、性的指向・性自認等にかかわらず、一人の人格を持つ主体として尊重されることを計画全体の前提とします。こどもの権利や人権に関する理解を地域全体に広げ、教育・保育、家庭、地域活動、行政手続など、こども・若者が関わるあらゆる場面で、その最善の利益が考慮されるまちを目指します。

基本方針２　こども・若者、子育て当事者の声を聴き、ともに進める

計画の策定、実施、評価、見直しの各段階で、こども・若者や子育て当事者の意見を聴き、対話を通じて施策に反映します。アンケート、ワークショップ、ヒアリングなど多様な方法を組み合わせ、声を上げにくいこども・若者にも配慮します。寄せられた意見は、どのように検討し、施策へ反映したかを分かりやすく示します。

基本方針３　ライフステージに応じて切れ目なく支える

妊娠前から妊娠期、出産、乳幼児期、学童期・思春期、青年期に至るまで、こども・若者と家庭の状況は連続的に変化します。保健、医療、福祉、教育、雇用、住まい、地域活動等の関係分野が連携し、支援の切れ目や制度の狭間を生じさせない体制を構築します。

基本方針４　困難を抱えるこども・若者を早期に把握、包摂的に支援する

貧困、虐待、障がい、医療的ケア、ヤングケアラー、不登校、ひきこもり、自殺リスク、犯罪被害、外国にルーツがあることなど、複合的な困難を抱えるこども・若者に対し、早期把握と伴走型支援を進めます。支援を必要とする人が自ら声を上げることを待つだけでなく、関係機関が連携して必要な支援を届けます。

基本方針５　若い世代の希望の形成と実現を支える

若者が将来に希望を持ち、学び、働き、暮らし、結婚や子育てに関する希望を選択できるよう、教育、キャリア形成、就労支援、経済的基盤の安定、相談体制の充実を一体的に進めます。多様な価値観を尊重しながら、一人ひとりの希望を阻む課題の解消に取り組みます。

3 施策の体系

本計画の施策体系は、「こども大綱の重要事項」及び「静岡県こども計画」を勘案し、①ライフステージを通じた施策、②ライフステージ別の施策、③子育て当事者への支援に関する施策の３区分で整理します。

施策区分	施策の柱		施 策
1 ライフステージを通じた施策	1	こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 こ 行	①こどもの権利・人権に関する理解促進
	2	多様な遊び・体験や活躍できる機会づくり こ 行 若 貧	①こども・若者の遊びや体験活動の推進 ②こども・若者の基本的な生活習慣の形成・定着促進 ③こどもまんなかまちづくりの推進 ④こども・若者が活躍できる機会づくりの充実 ⑤外国にルーツのあるこども・若者の教育・支援の推進 ⑥男女共同参画の推進・性の多様性理解の促進
	3	こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 こ 行 若	①性や健康に関する正しい知識の普及と健康管理の促進 ②慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援の充実
	4	こどもの貧困の解消に向けた対策 こ 行 貧	①教育の支援の充実 ②生活の安定に資する支援の充実 ③保護者の就労支援 ④経済的支援
	5	障害児支援・医療的ケア児等への支援 こ 行	①地域における支援体制の強化 ②インクルージョンの推進 ③特別支援教育の推進
	6	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 こ 行 若 貧 事	①児童虐待防止対策の強化 ②社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援 ③ヤングケアラーへの支援
	7	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 こ 行 若	①こども・若者の自殺対策の推進 ②こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備 ③こども・若者の性犯罪・性暴力対策の推進 ④犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境の整備 ⑤非行防止と自立支援

こ：こども計画　若：市町村子ども・若者計画　貧：こどもの貧困対策推進計画
行：市町村行動計画　ひ：ひとり親家庭等自立促進計画　事：子ども・子育て支援事業計画

施策区分	施策の柱	施 策
2 ライフステージ別の施策	（1）こどもの誕生前から幼児期まで　こ 行 貧 事	①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の充実 ②こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
	（2）学童期・思春期　こ 行 若 貧 事	①こどもが安心して過ごし学ぶことができる質の高い教育環境づくりの推進 ②こども・若者の視点に立った居場所づくりの推進 ③小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ④成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育の推進 ⑤いじめ防止・不登校のこどもへの支援 ⑥高校中退の予防、高校中退後の支援
	（3）青年期　こ 行 若 貧	①高等教育の修学支援、高等教育の充実 ②就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組の充実 ③結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 ④悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制
3 子育て当事者への支援に関する施策	1 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減　こ 行 貧	①子育て世帯への経済的支援・医療費等の負担軽減
	2 地域における子育て支援　こ 行 貧 事	①オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供の充実 ②一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進
	3 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画推進・拡大　こ 行 貧	①子育てと仕事の両立を図る多様な働き方の環境の整備
	4 ひとり親家庭への支援　こ 行 ひ 貧 事	①ひとり親家庭への就業支援 ②ひとり親家庭への経済的支援 ③ひとり親家庭へのこども・子育て・生活支援 ④ひとり親家庭への安心につながる支援

4 各主体の役割

基本理念の実現には、行政だけでなく、家庭、地域、学校・園、企業、支援団体等が同じ方向を共有し、相互に連携することが必要です。

主体	期待される役割
こども・若者	自分の意見を表明し、社会や地域に参加する主体として尊重される。
家庭・子育て当事者	こどもの育ちを支える基盤であり、必要な支援を受けながら安心して子育てできる。
地域・市民	見守り、声かけ、居場所づくり、体験機会の提供などを通じて、こども・若者を支える。
学校・園・教育機関	安全・安心な学びと育ちの場を確保し、こどもの主体性と多様性を尊重する。
企業・事業者	仕事と子育ての両立、若者の雇用・キャリア形成、地域貢献を推進する。
行政	分野横断で施策を総合調整し、支援を必要とする人に必要な支援を届ける。

第4章

こども施策の展開

第４章　こども施策の展開

本章では、施策の柱ごとに「目指す姿」とその実現状況を確認するための成果指標を設定し、現状・課題、取組の方向性、主な取組を一体的に整理します。これにより、単に取組を実施することを目的とするのではなく、こども・若者や子育て家庭にどのような変化を生み出すかを意識しながら、施策の進捗管理と改善を図ります。

「施策の柱」ページの見方

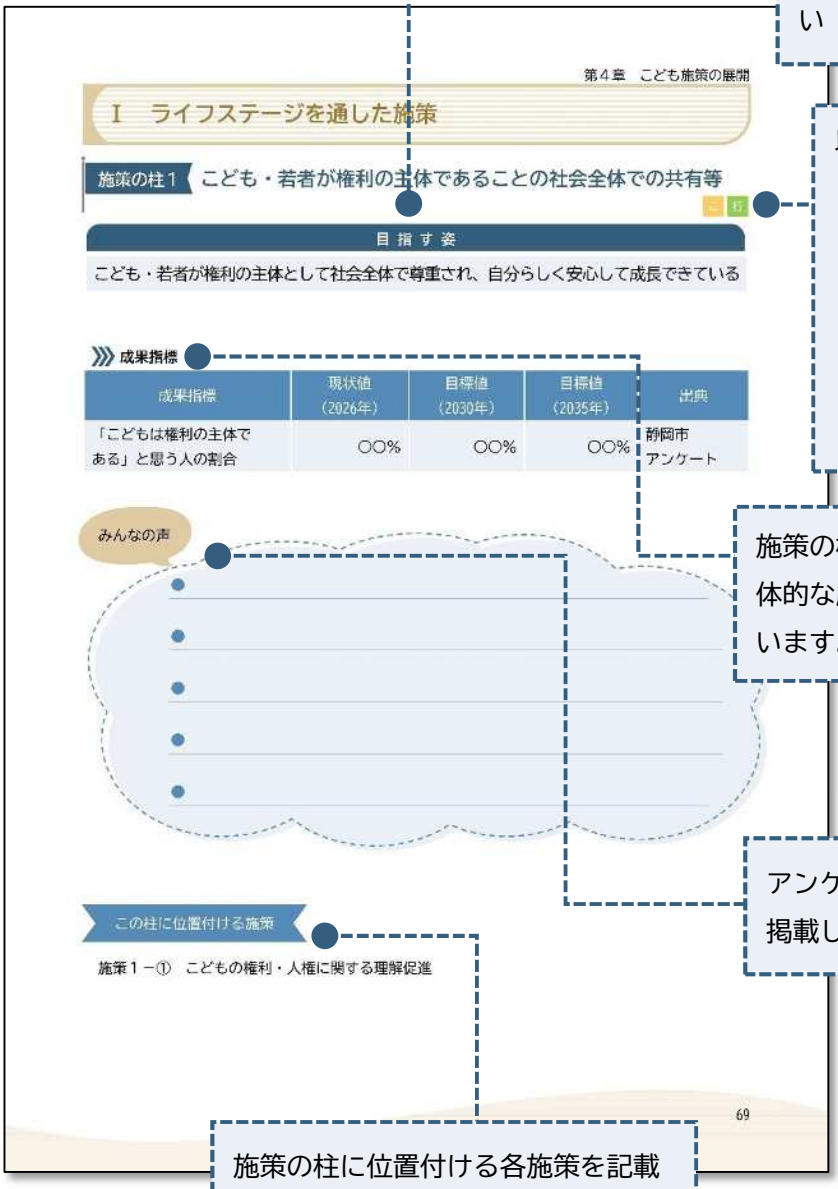

施策の柱ごとに、将来的に実現したい「目指す姿」を掲げています。

以下の各計画を示しています。

- こ：こども計画
- 行：市町村行動計画
- 若：市町村子ども・若者計画
- ひ：ひとり親家庭等自立促進計画
- 貧：こどもの貧困対策推進計画
- 事：子ども・子育て支援事業計画

施策の柱の達成状況を測るため、具体的な成果指標と目標値を記載しています。

アンケート等から聴取した意見を掲載しています。

施策の柱に位置付ける各施策を記載しています。

各施策ページの見方

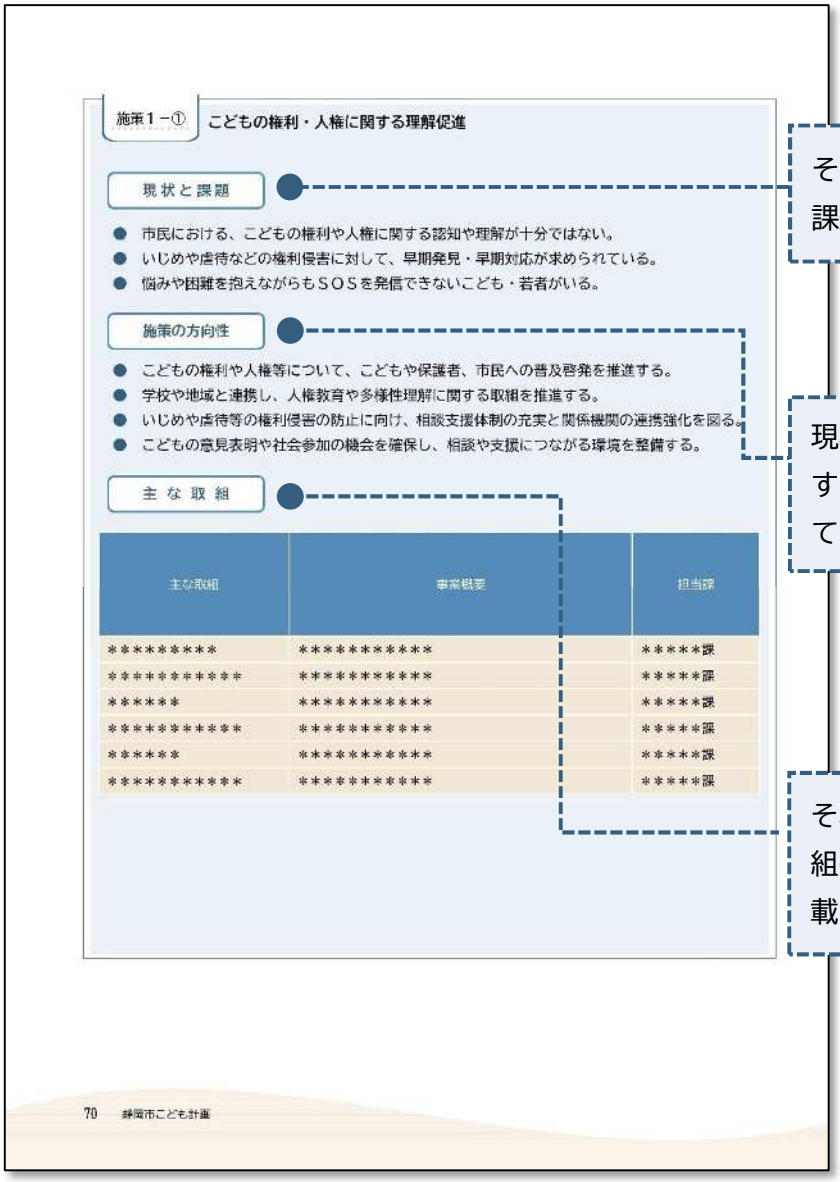

施策１－①　こどもの権利・人権に関する理解促進

現状と課題

- 市民における、こどもの権利や人権に関する認知や理解が十分ではない。
- いじめや虐待などの権利侵害に対して、早期発見・早期対応が求められている。
- 悩みや困難を抱えながらもＳＯＳを発信できないこども・若者がいる。

施策の方向性

- こどもの権利や人権等について、こどもや保護者、市民への普及啓発を推進する。
- 学校や地域と連携し、人権教育や多様性理解に関する取組を推進する。
- いじめや虐待等の権利侵害の防止に向け、相談支援体制の充実と関係機関の連携強化を図る。
- こどもの意見表明や社会参加の機会を確保し、相談や支援につながる環境を整備する。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
*********	**********	*****課
**********	**********	*****課
******	**********	*****課
**********	**********	*****課
******	**********	*****課
**********	**********	*****課

70　静岡市こども計画

それぞれの施策に関連した現状と課題を記載しています。

現状と課題を踏まえ、課題を解決するための施策の方向性を記載しています。

それぞれの施策ごとに具体的な取組の中から主なものを抜粋して記載しています。

Ⅰ　ライフステージを通した施策

施策の柱１　こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

こ　行

目 指 す 姿

こども・若者が権利の主体として社会全体で尊重され、自分らしく安心して成長できている

成果指標

成果指標	現状値（2026年）	目標値（2030年）	目標値（2035年）	出典
「こどもは権利の主体である」と思う人の割合	93.2%	○○%	○○%	静岡市アンケート

みんなの声

-
-
-
-
-

この柱に位置付ける施策

施策１－①　こどもの権利・人権に関する理解促進

施策１－①

こどもの権利・人権に関する理解促進

現状と課題

- 市民における、こどもの権利や人権に関する認知や理解が十分ではない。
- いじめや虐待などの権利侵害に対して、早期発見・早期対応が求められている。
- 悩みや困難を抱えながらもＳＯＳを発信できないこども・若者がいる。

施策の方向性

- こどもの権利や人権等について、こどもや保護者、市民への普及啓発を推進する。
- 学校や地域と連携し、人権教育や多様性理解に関する取組を推進する。
- いじめや虐待等の権利侵害の防止に向け、相談支援体制の充実と関係機関の連携強化を図る。
- こどもの意見表明や社会参加の機会を確保し、相談や支援につながる環境を整備する。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

Ⅰ　ライフステージを通した施策

施策の柱２　多様な遊び・体験や活躍できる機会づくり

こ　行　若　貧

目 指 す 姿

こども・若者が身近な地域で多様な遊びや体験活動に参加し、
持てる力を発揮して活躍できている

成果指標

成果指標	現状値（2026年）	目標値（2030年）	目標値（2035年）	出典
「あなたの周りには、こども や若者の遊びや体験活動の 機会や場が十分にある」と 思う人の割合	34.5%	○○%	○○%	静岡市 アンケート

みんなの声

-
-
-
-
-

この柱に位置付ける施策

施策２－①　こども・若者の遊びや体験活動の推進
施策２－②　こども・若者の基本的な生活習慣の形成・定着促進
施策２－③　こどもまんなかまちづくりの推進
施策２－④　こども・若者が活躍できる機会づくりの充実
施策２－⑤　外国にルーツのあるこども・若者の教育・支援の推進
施策２－⑥　男女共同参画の推進・性の多様性理解の促進

施策２－①

こども・若者の遊びや体験活動の推進

現状と課題

- 多様な遊びや学び、体験の機会が十分に確保されていない。
- 交流機会や、特色ある幼児教育・保育、体験活動の機会の充実が求められている。
- 家庭の経済状況等により、遊びや学び、体験の機会を十分に得られていないこどもがいる。

施策の方向性

- 自然体験や地域資源を活用した多様な遊び・学び・体験活動の機会の充実を図る。
- こどもの交流機会の創出や、特色ある幼児教育・保育を推進する。
- 全てのこどもが遊び・体験の機会を得られる環境を整備する。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

施策２－②

こども・若者の基本的な生活習慣の形成・定着促進

現状と課題

- 基本的な生活習慣に課題を抱えるこども・若者が増加している。
- 適切な食事・運動習慣の定着が課題となっている。
- 歯と口の健康づくりに対する意識や行動に、家庭差がみられる。

施策の方向性

- 規則正しい生活習慣の定着に向けた普及啓発を行う。
- こども・若者が食への関心を高め、望ましい食習慣を身に付けられるよう食育を推進する。
- 運動習慣の形成を促進するため、日常的に身体を動かす機会を充実させる。
- 家庭、学校・園、地域が連携し、基本的な生活習慣の定着を支援する。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

施策２－③

こどもまんなかまちづくりの推進

現状と課題

- 雨天時や暑熱時にも利用できる遊び場の確保が求められている。
- こどもが多様な遊びや学び、体験活動に参加できる環境の充実が求められている。

施策の方向性

- 安心して利用できる遊び場や交流の場の整備・充実を図る。
- 関係機関や地域との連携により、こどもと子育て世帯にやさしいまちづくりを推進する。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

施策２－④

こども・若者が活躍できる機会づくりの充実

現状と課題

- 安心して学びを継続できる仕組みが不十分である。
- 不登校児童生徒や特性のあるこども等への学びの場や支援体制が十分とは言えない。
- 個々の状況に応じた学びや評価の仕組みも十分に確立されていない。

施策の方向性

- フリースクール、大学、企業、地域団体等の資源等の実施する多様な学びや体験にアクセスできる環境を整備する。
- 不登校児童生徒等への学び場の確保や相談体制の充実を図る。
- こども一人ひとりの特性に応じた学びの充実を図る。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

施策２－⑤

外国にルーツのあるこども・若者の教育・支援の推進

現状と課題

- 在留外国人や海外からの帰国児童生徒が増加し、児童生徒の背景が多様化・複雑化している。
- 日本語指導や就学支援、適応支援など、個別の状況に応じた支援体制が十分に整っていない。
- 日本語や学校文化への適応が困難なこどもについては、自己肯定感の低下がみられる。
- 支援を必要とする児童生徒に対するアセスメントや個別支援計画の作成等にかかる、教員の専門性や対応力にばらつきがある。

施策の方向性

- 外国につながりのあるこども一人ひとりの状況に応じた支援体制を強化する。
- 教員の負担軽減と専門性向上を図る仕組みを整備し、早期かつ適切な支援につなげる。
- 学校内外の関係機関との連携を強化し、専門人材の知見も活用しながら、多文化共生の視点に立った支援を推進する。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

施策２－⑥

男女共同参画の推進・性の多様性理解の促進

現状と課題

- 固定的な性別役割分担意識が、進学・就労・家庭生活等の選択に影響を及ぼしている。
- ジェンダーや性の多様性に関する課題の相談先や支援制度が分かりにくいことから、必要な支援につながりにくい状況がある。

施策の方向性

- ジェンダー平等や性の多様性に関する学びの機会を充実させ、こどもが多様な価値観や生き方に触れながら、自分らしい進路選択や将来像を描けるよう支援する。
- 固定的な性別役割意識の解消を促進し、こどもが多様な大人の生き方や働き方に触れることが
できる環境づくりを進める。
- 男性の家事・育児参画を含め、家庭内での育ちや関わり方の多様化を促進する。
- 性の多様性を含む相談支援体制の充実と周知を図る。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

施策の柱３　こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

こ　行　若

目 指 す 姿

こども・若者が心身の状況に応じて、必要な時に切れ目なく保健・医療を受けられている

成果指標

成果指標	現状値（2026年）	目標値（2030年）	目標値（2035年）	出典
「こどもや若者が必要な時に保健・医療の提供を受けられている」と思う人の割合	70.8%	○○%	○○%	静岡市アンケート

みんなの声

-
-
-
-
-

この柱に位置付ける施策

施策３－①　性や健康に関する正しい知識の普及と健康管理の促進
施策３－②　慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援の充実

施策３－①

性や健康に関する正しい知識の普及と健康管理の促進

現状と課題

- こころの悩みやストレスを抱えるこども・若者が増加しており、相談や支援につながりにくい場合がある。
- 性や妊娠・出産、性感染症などに関する正しい知識が十分に浸透していない。
- こどもの頃から性・妊娠・出産に関する正しい知識と将来を見据えた健康づくりについて、理解を深める機会の充実が必要。

施策の方向性

- こども・若者が心身の不調や悩みを相談しやすい環境づくりと相談支援体制の充実を図る。
- 発達段階に応じた性と生殖に関する正しい知識の普及啓発・情報発信を行う。
- 母子保健サービスの質の向上と支援の効率化を図る。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

施策３－②

慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援の充実

現状と課題

- 長期にわたり医療的ケアや通院が必要となる場合があり、学習・生活・社会参加に制約が生じやすい。
- 医療費助成制度は整備されているものの、疾病の状態や成長段階に応じた生活支援・教育支援・相談支援が十分に行き届かない場合がある。
- 成人期への移行期において、医療や福祉の支援が途切れやすい。

施策の方向性

- 医療的ケアと両立しながら安心して学びや生活を継続できるよう、教育・福祉・医療の連携による支援体制の充実を図る。
- 疾病の状態や成長段階に応じた、相談支援や福祉サービスにつながる仕組みを強化する。
- 自立や就労につながる支援の充実を図るため、切れ目のない支援や情報提供を行う。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

Ⅰ　ライフステージを通した施策

施策の柱４　こどもの貧困の解消に向けた対策

こ　行　貧

目 指 す 姿

家庭の経済状況にかかわらず、すべてのこども・若者が健やかに成長し、
将来に希望を持てている

成果指標

成果指標	現状値（2026年）	目標値（2030年）	目標値（2035年）	出典
「家庭の経済状況にかかわらず、こども・若者が健やかに成長できる社会となっている」と思う人の割合	28.8%	○○%	○○%	静岡市アンケート

みんなの声

-
-
-
-
-

この柱に位置付ける施策

施策４－①　教育の支援の充実
施策４－②　生活の安定に資する支援の充実
施策４－③　保護者の就労支援
施策４－④　経済的支援

施策４－①

教育の支援の充実

現状と課題

- 家庭の経済状況や養育環境の多様化により、学習機会や進路選択に影響を及ぼす状況がある。
- 学校内外において、困難を抱えるこどもや家庭を早期に把握し支援につなげる体制は整備されつつあるが、関係機関との連携や支援の周知に課題がある。

施策の方向性

- 家庭の状況にかかわらずに教育機会を確保できるように、経済的支援や学習支援、体験機会の提供など、切れ目のない支援を推進する。
- 学校を起点とした早期発見・早期支援の体制強化を図り、関係機関との連携を促進する。
- 家庭・学校以外の居場所や支援につながる機会を確保し、孤立の防止と自立の促進を図る。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

施策４－②　生活の安定に資する支援の充実

現状と課題

- 生活困窮世帯やひとり親家庭等において、課題が複合化し、生活基盤が不安定な状況が見られる。
- 必要な支援制度の周知不足や心理的負担等により利用に至らないケースがある。
- 支援が必要な世帯の早期把握が難しく、課題が深刻化してから顕在化する傾向がある。
- こども食堂や学習支援等の居場所は広がりつつあるものの、地域差や持続性、支援機関との連携に課題があり、支援への接続機能が十分とはいえない。

施策の方向性

- 生活保護、生活困窮者自立支援、ひとり親支援施策等を一体的に活用し、就労支援や家計改善支援と連動した生活基盤の安定化を図る。
- 学校、保育施設、医療機関、地域団体等との連携により、アウトリーチを含めた早期把握・早期支援の体制を強化する。
- こども食堂や学習支援などの居場所づくりを推進し、相談・支援につながる地域の支え合いの拠点機能を強化する。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

施策４－③

保護者の就労支援

現状と課題

- 非正規雇用や低賃金労働により安定した収入を得にくい状況にある。
- 子育てや介護等の負担を抱える世帯では、働き方が制約される場合があり、就労の継続や安定が難しい。
- 複合的な課題を抱える家庭ほど外部との接点が少なく、早期把握が難しい。

施策の方向性

- 安定した収入の確保と職業的自立につながる就労支援を推進する。
- 多様な家庭形態に対応した柔軟な支援により、就労と養育等の両立を図る。
- 複合的な課題を抱える世帯に対し、関係機関と連携して早期発見・早期支援につなげる体制を整備する。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

施策４－④　経済的支援

現状と課題

- 子育てや教育にかかる恒常的な費用負担が大きい。
- 所得格差が学習環境や体験機会の差につながり、進学や就業機会の格差を通じて世代間連鎖を生じさせている。

施策の方向性

- 児童手当や保育料軽減、医療費助成など、子育てにかかる費用を軽減させるための基礎的な経済的支援を行う。
- 支援制度が必要な世帯に確実に届くよう、情報提供や相談支援を強化し、複合的な制度利用を後押しする。
- 家庭の状況による格差が生じないよう、生活困窮世帯のこども向けの体験機会を創出する。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

施策の柱５　障害児支援・医療的ケア児等への支援

こ　行

目 指 す 姿

障がいや発達の特性、医療的ケアの有無にかかわらず、
こども・若者が地域で安心して暮らし、活動に参加できている

成果指標

成果指標	現状値（2026年）	目標値（2030年）	目標値（2035年）	出典
「障害のあるこども･若者、発達に特性のあるこども・若者が、地域の中で安心して暮らしたり、活動に参加したりできている」と思う人の割合	29.7%	○○%	○○%	静岡市アンケート

みんなの声

-
-
-
-
-

この柱に位置付ける施策

施策５－①　地域における支援体制の強化
施策５－②　インクルージョンの推進
施策５－③　特別支援教育の推進

施策５－①　地域における支援体制の強化

現状と課題

- 障がいのある子・発達が気になる子に対する長期的な視点を持った一貫した支援ができていない。
- 複雑化する事例に対応できる能力を持った人材が不足している。
- 気になる子や障がい児の保育の受け皿が不十分である。

施策の方向性

- ライフステージの変化にかかわらず切れ目なく支援を受けられるよう、各段階における専門職の配置や支援者の連携を強化する。
- 共通のアセスメント及び個別支援計画の作成が可能なツールの導入を進める。
- 発達障害者支援センターの専門機能を強化する。
- 地域支援者への助言・育成、関係機関との連携を推進する。
- 障がい児を受け入れる保育施設への補助金や加配を充実させる。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

施策５－②

インクルージョンの推進

現状と課題

- 特別な支援を必要とするこども（発達が気になる子）の数は増加傾向にある。
- 支援が必要なこどもの早期発見が不十分である。
- 医療機関での受診待機期間が長期化しており、早期支援が難しい。
- 障がいのある子・発達が気になる子に合った最適な支援の提供が難しい。

施策の方向性

- 発達特性の把握と早期発見の機会を充実させる。
- 保護者や地域に対する理解促進と情報提供を進め、支援につながりやすい環境をつくる。
- 専門職による支援体制を充実させ、個々の発達特性に応じた支援の質の向上を図る。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

施策５－③

特別支援教育の推進

現状と課題

- 特別支援教育を理解したうえで指導の工夫を行うことができる教員の割合が低く、特別支援を行う校内体制が十分整っていない。

施策の方向性

- 教員の特別支援に関する資質向上を図るための研修を実施する。
- 共通のアセスメント及び個別支援計画の作成が可能なツールの導入を進める。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

施策の柱６　児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

こ　行　若　貧　事

目 指 す 姿

保護や支援を必要とするこども・若者が早期に把握され、
一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を受けられている

成果指標

成果指標	現状値（2026年）	目標値（2030年）	目標値（2035年）	出典
「保護や支援を必要とするこども・若者へのきめ細かな対応ができている」と思う人の割合	21.1%	○○%	○○%	静岡市アンケート

みんなの声

-
-
-
-
-

この柱に位置付ける施策

施策６－①　児童虐待防止対策の強化
施策６－②　社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援
施策６－③　ヤングケアラーへの支援

施策６－①

児童虐待防止対策の強化

現状と課題

- 児童虐待対応件数が年々増加している。
- こどもや家庭の抱える問題が複雑化し、相談対応する職員に高度な専門性が求められているが、迅速かつ適切な対応が困難になっている。

施策の方向性

- 養育に課題を抱える家庭に対し、専門職による訪問支援等を実施する。
- チームによる迅速かつ適切な保護・支援を実施できるよう、関係機関の連携体制を強化する。
- こどもと日常的に関わる関係者（学校や保育・教育機関等）を対象とした研修・啓発を行う。
- 児童福祉分野に従事する職員の専門性向上に資する資格取得支援や、人材育成のための研修の充実を図る。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

施策６－②

社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

現状と課題

- 社会的養護の措置決定の際に、自らの意見や希望が十分に反映されていないと感じるこどもがいる。
- 里親委託について、障害や発達特性など多様なニーズを抱える児童の代替養育を行える里親の確保が難しい。
- 児童養護施設において、職員の負担が大きく人材の定着が難しい状況がある。
- 社会的養護から自立したこども・若者に関して、生活・就労に関する相談支援や伴走支援が不足している。

施策の方向性

- 社会的養護に係る措置の決定にあたり、こどもへの十分な説明と意見聴取を行い、第三者による意見表明支援等を活用したうえで、こどもの権利擁護と意思反映を推進する。
- 里親の養育力向上や不安軽減のための研修等を実施する。
- 施設職員の業務負担軽減や専門的支援体制の充実を図る。
- 社会的養護経験者に対し、社会的自立後も切れ目のない相談支援や生活・就労支援を行う。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

施策６－③　ヤングケアラーへの支援

現状と課題

- ヤングケアラーに対する認知や理解が十分に浸透しておらず、ヤングケアラー当事者が発見されづらい。
- 支援が必要なヤングケアラーに対して、適切な支援が十分に行き届いていない。

施策の方向性

- 研修や啓発を通じて社会全体の理解を促進し、早期発見と支援につながる体制を整備する。
- アウトリーチ型の支援を推進し、支援が届きにくいこどもや家庭への積極的な把握と支援につなげる。
- 家事・介護等の負担軽減に向けた生活支援を充実させ、こどもの過度な負担の軽減を図る。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

施策の柱７　こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

こ　行　若

目 指 す 姿

こども・若者が自分を守る力を身に付け、
困った時に頼れる人や安全に過ごせる場所があると感じられている

成果指標

成果指標	現状値（2026年）	目標値（2030年）	目標値（2035年）	出典
「悩んでいるときに相談に乗ってくれる人がいる」と回答したこどもの割合	85.2%	○○%	○○%	静岡市こどもの生活実態調査

みんなの声

-
-
-
-
-

この柱に位置付ける施策

施策７－①　こども・若者の自殺対策の推進
施策７－②　こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備
施策７－③　こども・若者の性犯罪・性暴力対策の推進
施策７－④　犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境の整備
施策７－⑤　非行防止と自立支援

施策７－①　こども・若者の自殺対策の推進

現状と課題

- 全国の自殺者総数は減少傾向にある反面、こども世代においては増加傾向が続いており、極めて深刻な状況にある。
- 本市のこどもの自殺死亡者数は減少しておらず、20歳代の自殺死亡率が全国上位層に位置し、若年層における自殺未遂や過量服薬（ＯＤ）など、自傷行為による救急出動件数が増加している。
- こどもの自殺の多くは直接的なＳＯＳを出しにくく、複合的なストレスを抱えながらも、周囲が気づきにくい間接的サインのまま深刻化する。
- 多様な要因により生きづらさを抱えるこどもが増加する一方、学校や家庭以外で安心して過ごせる「第３の居場所」が減少し、見守り機能が弱まっている。

施策の方向性

- 自己肯定感の向上やメンタルヘルスに関する正しい知識の普及を通じて、複合的なストレスへの対処スキルや援助希求力の習得を支援する。
- こどもがＳＯＳを出しやすい仕組み及び生活圏における身近な人がＳＯＳのサインに気づき適切な支援につなげられる仕組みを整備する。
- 学校が自殺リスクの高い児童生徒を評価でき、専門機関が連携して学校を継続してサポートできる仕組みを整備する。
- 困難を抱える家庭への支援強化と多様な居場所・匿名相談窓口の拡充を行う。
- デジタル社会の進展にも対応したサポート体制を整備する。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

施策７－②

こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備

現状と課題

- インターネットの利用は、こども・若者に広がり、生活の基盤となっている。
- 低年齢層からスマートフォン等の個人所有が進み、利用開始年齢が早期化している。
- ＳＮＳの利用率が極めて高く、日常的なコミュニケーション手段として定着している。

施策の方向性

- デジタル・シティズンシップ教育や情報モラル教育を推進する。
- 家庭・地域・関係団体と連携し、安全な利用に関する研修や普及啓発を推進する。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

施策７－③

こども・若者の性犯罪・性暴力対策の推進

現状と課題

- ＤＶや性暴力は重大な人権侵害であり、こども・若者にも深刻な影響を及ぼしている。
- 若年層においては、デートＤＶや精神的暴力等に対する理解が十分とはいえない。
- ＤＶと児童虐待（面前ＤＶ）は密接に関連しており、家庭内で発生するケースがある。
- 被害者が相談先や支援制度を十分に認知しておらず、支援につながりにくい。

施策の方向性

- 若者を中心に、ＳＮＳ等を活用した効果的な情報発信・普及啓発を推進する。
- 中学生・高校生等を対象としたデートＤＶ防止教育を実施し、早期からの理解促進を図る。
- ＤＶ被害者と児童虐待（面前ＤＶ）を一体的に支援するため、関係機関の連携強化を図る。
- 電話・対面・ＳＮＳ等、多様な手段による相談体制を整備する。
- 被害者の安全確保とともに、生活・就労・心理面を含めた自立支援の充実を図る。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

施策７－④

犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境の整備

現状と課題

- 小学生の交通事故は、歩行中・自転車利用時が大半を占め、日常生活の中にリスクがある。
- 事故は、下校時間帯（14～18時）に多く発生している。
- 通学路上に危険箇所が存在しており、未然防止策が必要である。
- 災害に対する事前準備や防災教育が十分に浸透していない。
- 「学ぶ」だけでなく「行動できる」環境づくりが必要である。
- 地域住民とともに助け合う意識を育む機会を充実させる必要がある。

施策の方向性

- 通学路上の危険箇所について、道路管理者・警察・教育委員会等が連携し、安全対策の検討・実施を進める。
- 関係機関の協働により、交通事故の未然防止と安全な通学環境の整備を推進する。
- 地域の防災訓練等への参加を促進し、こども・若者の防災意識を醸成する。
- 「自分の命は自分で守る」意識を育成し、災害時の主体的な行動につなげる。
- 地域住民や関係機関等が連携し、災害時における共助の力を高める。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

施策７－⑤　非行防止と自立支援

現状と課題

- 少年非行は長期的には減少傾向にあるものの、検挙・補導人員は依然として発生している。
- 非行の背景には、家庭環境や交友関係、自己肯定感の低さなど複合的な課題が存在する。
- 薬物乱用や問題行動に対する正しい知識や判断力が十分に定着していない場合がある。
- こども・若者の立ち直りや社会参加につながる支援が十分ではない。
- 孤立や居場所の欠如により、再非行リスクや社会的自立の遅れにつながるおそれがある。

施策の方向性

- 補導員・青少年補導員による巡回活動により、非行の未然防止と早期対応を推進する。
- 市民への啓発活動を通じ、地域全体で非行防止の意識醸成を図る。
- 薬物等に関する正しい知識と主体的な行動選択力の定着を図る。
- 非行に関わったこども・若者に対する相談支援や継続的な見守り体制を強化する。
- 学習支援や居場所作り等を通じて、社会とのつながりを確保し、自立支援を推進する。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

Ⅱ　ライフステージ別の施策

施策の柱１　こどもの誕生前から幼児期まで

こ　行　貧　事

目 指 す 姿

妊娠前から出産・子育て期まで、保護者が安心してこどもを産み育てられる環境が整っている

成果指標

成果指標	現状値（2026年）	目標値（2030年）	目標値（2035年）	出典
「静岡市は安心して出産・子育てができるまち」だと思う人の割合	53.6%	○○%	○○%	静岡市アンケート

みんなの声

-
-
-
-
-

この柱に位置付ける施策

施策１－①　妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の充実
施策１－②　こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

施策１－①

妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の充実

現状と課題

- 妊娠・出産に対して、経済的負担を抱えている人がいる。
- 出産を希望しても妊娠しにくいなど、不妊に悩んでいる人がいる。
- 産後の心身の不調や育児不安を抱えている人がおり、産後うつのリスクが高まっている。
- 妊娠、出産を含む、自身の身体や心の健康に関する正しい知識が不足している。

施策の方向性

- 妊娠・出産や不妊治療への経済的支援を実施する。
- 妊娠、出産について、相談支援や産後ケアを充実させる。
- 妊娠前から子育て期まで、切れ目のない健康づくりへの支援体制を整備する。
- 適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を提供する（プレコンセプションケアの推進）。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

施策１－②

こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

現状と課題

- こども園等入園について、０～２歳児で年度途中の待機児童が発生している。
- こども園等で保育士不足が生じている。
- こども園でのこどもの見守り時の安全管理を徹底する必要がある。
- こども園などで施設の老朽化が進んでいる。
- こどもの成長を促すような特色のある幼児教育・保育を実施できる環境が整っていない。
- こども同士や地域との交流、多様な遊びや学び、体験の機会が十分ではない。

施策の方向性

- 待機児童解消のため、将来の保育需要を踏まえ、認定こども園移行や定員調整を実施する。
- 処遇改善、業務負担の軽減などを実施し、保育人材を確保する取組を推進する。
- こども園の老朽化対策やこどもの見守り体制を強化し、安全な教育・保育環境を確保する。
- 多様な体験活動を取り入れた質の高い幼児教育・保育環境の整備を推進する。
- こどもや保護者の交流機会の充実や子育て家庭への支援を進める。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

Ⅱ　ライフステージ別の施策

施策の柱２　学童期・思春期

こ　行　若　貧　事

目 指 す 姿

児童生徒が安心して過ごし、学び、自分らしく成長できていると実感できている

成果指標

成果指標	現状値（2026年）	目標値（2030年）	目標値（2035年）	出典
「自分にはよいところがある」と感じている児童生徒の割合	小学生　86.8% 中学生　84.6%	○○%	○○%	全国学力・学習状況調査
「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の割合	小学生　81.7% 中学生　63.6%	○○%	○○%	

みんなの声

-
-
-
-
-

この柱に位置付ける施策

施策２－①　こどもが安心して過ごし学ぶことができる質の高い教育環境づくりの推進
施策２－②　こども・若者の視点に立った居場所づくりの推進
施策２－③　小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
施策２－④　成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育の推進
施策２－⑤　いじめ防止・不登校のこどもへの支援
施策２－⑥　高校中退の予防、高校中退後の支援

施策２－①

こどもが安心して過ごし学ぶことができる質の高い教育環境づくりの推進

現状と課題

- 学校教育において、児童生徒主体の探求的な学びが実現できていない。
- 学校教育で使用するデジタル基盤の老朽化、教職員のＩＣＴに関する知識が不足している。
- 多様化・複雑化する児童生徒一人ひとりの状況に合わせた学びが提供できていない。
- 児童生徒の個性・特性が多様化し、外国につながりのある児童生徒も増加している。
- 家庭の状況や保護者の働き方が多様化し、相談や支援を必要とする家庭が増えている。
- 不登校児童の在籍学級以外の学びの場が確保とその適切な評価が必要である。

施策の方向性

- 各校がこどもや地域の実態に応じて、教育課程を設計し、キャリア教育を推進する。
- 校内の端末・ネットワーク環境を整備し、教職員に対するＩＣＴ利活用支援を実施する。
- 多様化・複雑化する児童生徒一人ひとりに対応した学びを提供する環境を整備する。
- 支援が必要な児童や保護者の問題改善に向けた適切な支援体制を整備する。
- 不登校児童に対し、社会的自立に向けた支援を組織的に実施する。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

施策２－②

こども・若者の視点に立った居場所づくりの推進

現状と課題

- 貧困家庭等のこどもが家庭や学校に居場所がなく、社会性を育むことができず将来的自立が困難な状況にある。

施策の方向性

- 支援を必要とするこどもが安心して過ごせる居場所づくりを提供し、学習支援を実施する。
- 生活支援やアウトリーチ支援、子ども食堂等の地域資源を活用した取組を実施する。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

施策２－③

小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

現状と課題

- 子育て世帯にとって、こどもの医療費は継続的な負担となっている。
- 不登校や家庭環境の課題、人間関係の悩みなど、こどもを取り巻く環境が複雑化する中で、心身の不調や不安を抱えるこどもが増えている。

施策の方向性

- 医療費助成による子育て世帯の経済的負担軽減を図る。
- 学校内のサポートルームやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談支援体制の充実を図る。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

施策２－④

成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育の推進

現状と課題

- 自ら考え判断し行動する力を身に付けるための主体性や社会参画意識を育む機会が少ない。

施策の方向性

- 主体的に社会に参画する力を育むため、学校内のルール作りに保護者や学校関係者とともに生徒が参加することで、主体性や意思決定、課題解決に向けた取組みに参加する機会を創出する。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

施策２－⑤

いじめ防止・不登校のこどもへの支援

現状と課題

- いじめをはじめとする学校現場の課題が複雑化・多様化する中、学校現場における法的専門知識や対応体制が十分ではなく、教職員の多忙化も相まって、迅速かつ適切な対応が難しい。
- 不登校からひきこもりに繋がる認識不足もあり、不登校支援が不足している状況にある。

施策の方向性

- 学校現場の課題に迅速に対応するため、スクールロイヤーによる法的支援体制の充実を図る。
- 児童生徒の権利利益の保護と安全・安心な学校づくりを推進する。
- 不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援を推進するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による相談支援体制を充実する。
- 学校内サポートルーム等の安心して学び続けられる居場所づくりを進める。
- アウトリーチ支援を強化し、不登校の長期化やひきこもり状態への移行を防ぐ。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

施策２－⑥

高校中退の予防、高校中退後の支援

現状と課題

- 義務教育段階と比べて、不登校支援が薄く、結果として、不登校・ひきこもり、中退が増加している。

施策の方向性

- 不登校経験者等の困難を抱える高校生年代が安心して過ごせる居場所づくりを推進する。
- 高校や関係機関との連携を強化し、仲間づくりや社会とのつながりを育む機会の充実を図る。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

Ⅱ　ライフステージ別の施策

施策の柱３　青年期

こ　行　若　貧

目 指 す 姿

若者が静岡市で暮らすことに魅力や希望を感じ、これからも住み続けたいと思えている

成果指標

成果指標	現状値（2026年）	目標値（2030年）	目標値（2035年）	出典
これからも静岡市に住みたいと思う若者の割合	73.6%	○○%	○○%	静岡市こども・若者実態調査

みんなの声

-
-
-
-
-

この柱に位置付ける施策

施策３－①　高等教育の修学支援、高等教育の充実
施策３－②　就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組の充実
施策３－③　結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
施策３－④　悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

施策３－①

高等教育の修学支援、高等教育の充実

現状と課題

- 家庭の経済状況によって、学習機会や多様な体験機会に格差が生じている。
- 生活困窮世帯やひとり親家庭のこどもの中には、学習習慣定着や進学に困難が生じている。

施策の方向性

- 家庭の経済状況にかかわらず、すべてのこどもが学びや成長の機会を得られるよう、学習支援や居場所づくりの充実を図る。
- 多様な体験活動を通じて非認知能力を育成し、高等教育を含めた将来の進路選択を支援する。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

施策３－②

就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組の充実

現状と課題

- 社会的養護経験者（児童養護施設、里親家庭等で育った者）は、社会的自立後に生活上や就労上の課題を抱えた際に相談できる相手や支援者が少ない。
- 不安定な養育環境で育った経験等から、生活上の困難や就労上の課題に直面した際に適切な支援につながりにくく、失業や生活困窮に陥るリスクがある。

施策の方向性

- 社会的養護経験者への生活相談やアウトリーチ支援の充実を図る。
- 一人ひとりの状況に応じた就労支援や就労定着支援を実施する。
- 生活と就労を包括的に支援する体制を整備し、社会的自立と経済的基盤の安定を推進する。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

施策３－③

結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

現状と課題

- 結婚に対して、経済的負担を感じている人がいる。
- 結婚を希望する男女で、出会いの機会が少ないと感じている人がいる。

施策の方向性

- 結婚を希望する人が実現できるよう、結婚や新生活に伴う経済的負担の軽減を図る。
- 企業や関係団体との連携による出会いの場の創出や情報発信を推進する。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

施策３－④

悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

現状と課題

- ヤングケアラーや不登校など、こども期から抱えている課題が解消されないまま若者期に移行し、ひきこもりや就学・就労上の困難につながる場合がある。
- 本人や家族が支援につながりにくく、必要な支援を受けられていないケースもある。

施策の方向性

- ヤングケアラーやひきこもり状態にある若者等が孤立することなく必要な支援を受けられるよう、関係機関との連携による早期発見・早期支援を推進する。
- 本人や家族への相談支援、アウトリーチ支援、居場所づくり等を充実し、こども期から若者期まで切れ目のない支援体制を構築することで、社会的自立を支援する。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

Ⅲ　子育て当事者への支援に関する施策

施策の柱１　子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減

こ　行　貧

目 指 す 姿

子育てや教育・保育にかかる経済的負担が軽減され、安心してこどもを育てられている

成果指標

成果指標	現状値（2026年）	目標値（2030年）	目標値（2035年）	出典
「子育てや教育にかかる経済的負担が少ない」と思う人の割合	29.1%	○○%	○○%	静岡市アンケート

みんなの声

-
-
-
-
-

この柱に位置付ける施策

施策１－①　子育て世帯への経済的支援・医療費等の負担軽減

施策１－①

子育て世帯への経済的支援・医療費等の負担軽減

現状と課題

- 子育てや教育にかかる経済的負担の大きさが、理想のこども数を持てない理由のひとつとなっている。
- 物価上昇等により家計の余裕が生まれにくく、子育て世帯は経済的負担を感じている。
- 保育料や教育費など、成長段階ごとに発生する費用が大きく、複数のこどもを養育する世帯にとって負担が増大している。
- 大学進学時の奨学金返済など、子育て後期においても経済的負担が継続する。
- 子育て世帯では、日常生活費に加え、医療費などの負担が重なり、家計への影響が大きい。

施策の方向性

- 幼児教育・保育の無償化により、幼児期における経済的負担の軽減を図る。
- 第２子以降の保育料負担の軽減により、多子世帯の負担軽減を図る。
- 第２子以降の３歳未満児が利用する障害児福祉サービス利用料の無償化により、幼児期における経済的負担の軽減を図る。
- 小中学校への就学援助など、義務教育段階における費用負担の軽減を図る。
- 児童手当の支給により、子育て世帯の生活の安定を図る。
- こども医療費助成の実施により、安心して医療を受けられる環境を整備する。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

Ⅲ　子育て当事者への支援に関する施策

施策の柱２　地域における子育て支援

こ　行　貧　事

目 指 す 姿

子育て当事者が必要な時に身近な子育て支援につながり、
地域の中で安心して子育てできている

成果指標

成果指標	現状値（2026年）	目標値（2030年）	目標値（2035年）	出典
「子育て支援や子育て環境の総合的な満足度」において、「満足」「やや満足」と回答した保護者の割合	就学前児童 34.1%	就学前児童 ○%	就学前児童 ○%	静岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査
	就学児童 30.8%	就学児童 ○%	就学児童 ○%	

みんなの声

-
-
-
-
-

この柱に位置付ける施策

施策２－①　オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供の充実
施策２－②　一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進

施策２－①

オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供の充実

現状と課題

- 核家族化や地域のつながりの希薄化により、身近に相談相手がいない家庭が増えている。
- 行政機関や専門家への相談は来所が中心であるため、相談の心理的ハードル高い。
- 子育ての悩みは、小さいうちは相談に至りにくいため、課題が深刻化する場合がある。
- 情報不足や誤情報（ＳＮＳ等）の影響により、支援の必要性に気づかない、又は適切な相談窓口につながらない場合がある。

施策の方向性

- 関係機関や地域と連携し、子育ての孤立を防ぎ、継続的な見守りと支援につなげる。
- 子育て当事者に寄り添い、安心して相談できる環境を整備する。
- オンライン相談を活用し、時間や場所にとらわれず、相談しやすい環境を整備する。
- プッシュ型の情報提供により、必要な支援を適切なタイミングで子育て家庭に届ける。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

施策２－②

一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進

現状と課題

- 核家族化や共働きの割合の増加により、家庭内（親）だけで仕事と子育ての両立を図ることが困難になっている。
- こどもの養育や送迎等のために保護者が仕事を休まなければならない状況が生じている。
- こどもの急な体調不良時にも保護者の対応が必要になることがある。

施策の方向性

- 「こどもの預かりや送迎を必要とする子育て世帯」と「子育て世帯の手助けをしたい市民」の相互援助の仕組み「ファミリー・サポート・センター」を運営する。
- 乳幼児を子育てしている家庭に「子育て支援ヘルパー」を派遣し家事育児援助を行う。
- 「急病時あんしん預かり保育」により、こどもの急な体調不良時にも保護者の対応なくこどもを預かるサービスを充実させる。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

Ⅲ　子育て当事者への支援に関する施策

施策の柱３　共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画推進・拡大

こ　行　貧

目 指 す 姿

子育て世帯が仕事と子育てを無理なく両立し、家庭内で共に育てる意識と行動が広がっている

成果指標

成果指標	現状値（2026年）	目標値（2030年）	目標値（2035年）	出典
「静岡市は、子育て世帯が仕事と子育てを両立できている」と思う人の割合	36.6%	○○%	○○%	静岡市アンケート

みんなの声

-
-
-
-
-

この柱に位置付ける施策

施策３－①　子育てと仕事の両立を図る多様な働き方の環境の整備

施策３－①

子育てと仕事の両立を図る多様な働き方の環境の整備

現状と課題

- 女性に家事・育児の負担が偏っており、希望する働き方が実現できない。
- 女性が子育てにより離職した場合、スキル不足やブランク等により、再就職が困難である。
- こどもの体調不良時や放課後の対応など、就労と子育ての両立が困難な場面がある。
- 多様な働き方に対応した保育サービスが不足している。
- 子育て関連の各種手続きが煩雑で、保護者の時間的・心理的負担となっている。

施策の方向性

- 家事・育児の負担軽減する取組や、男性の参画促進のための啓発を実施する。
- 病児保育や放課後支援の充実により、就労継続を支える体制を整備する。
- 多様な保育ニーズに対応できる保育サービスの確保と質の向上を図る。
- キャリア形成やスキル習得の機会の充実を図り、再就職や就業継続を支援する。
- デジタル化等により手続きの簡素化・効率化を進め、保護者の負担軽減を図る。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

Ⅲ　子育て当事者への支援に関する施策

施策の柱４　ひとり親家庭への支援

こ　行　ひ　貧　事

目 指 す 姿

ひとり親家庭が悩みや不安を抱え込まず、
生活・就労・子育ての支援につながり、安定して暮らせている

成果指標

成果指標	現状値（2026年）	目標値（2030年）	目標値（2035年）	出典
生活等に関する悩み事を抱えているひとり親世帯の割合	71.2%	○○%	○○%	ひとり親家庭等自立支援促進計画に係るアンケート

みんなの声

-
-
-
-
-

この柱に位置付ける施策

施策４－①　ひとり親家庭への就業支援
施策４－②　ひとり親家庭への経済的支援
施策４－③　ひとり親家庭へのこども・子育て・生活支援
施策４－④　ひとり親家庭への安心につながる支援

施策４－①　ひとり親家庭への就業支援

現状と課題

- 就業経験や職業能力の不足などにより、希望する条件で働けず、賃金水準の低い非正規雇用にとどまる傾向がある。
- 技能取得に費用や就労制限が伴うため、意欲があっても収入減少への不安から一歩踏み出せない状況がある。

施策の方向性

- 就労に至るまでの支援から、就労後の定着及び収入向上に向けたフォローまで、切れ目ない支援を行う。
- 技能取得に係る費用や生活負担の軽減を図る。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

施策４－②

ひとり親家庭への経済的支援

現状と課題

- 就業していても所得が低く、こどもとの時間が十分にとれない「時間の貧困」に陥ってしまう場合がある。
- 養育費の取り決めや履行が十分でないケースが多く、生活の不安定さにつながっている。

施策の方向性

- 給付型支援や就学費用の貸付により、生活の安定を図る。
- 養育費の確保に向けて、公正証書の作成支援や相談体制の充実を図る。
- 養育費に関する制度や手続きについて周知・啓発を行う。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

施策４－③

ひとり親家庭へのこども・子育て・生活支援

現状と課題

- 子育てと生計を一人で担うため、家庭内での支援が不足し、負担や孤立感を抱えやすい状況がある。
- こどもと過ごす時間が限られ、生活習慣や学習面での支援が行き届きにくい家庭がある。
- 家庭で十分な支援を受けられないこどもに対し、居場所や学習支援などの外部支援の必要性が高まっている。

施策の方向性

- 生活援助や子育て支援を行う支援員の派遣等により、家庭の負担軽減を図る。
- こどもの話し相手となるとともに、学習指導や家事指導などを行う支援員を派遣する。
- こども食堂や学習支援などの居場所づくりを推進し、相談・支援につながる地域の支え合いの拠点機能を強化する。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

施策４－④

ひとり親家庭への安心につながる支援

現状と課題

- ひとり親家庭は、就労・生活・子育て・家計など複合的な課題を抱えている。
- 日常生活の中で様々な困りごとに直面するものの、気軽に相談できる環境が十分でない場合がある。

施策の方向性

- ひとり親家庭が安心して生活できるよう、気軽に相談できる支援体制を整備する。

主な取組

主な取組	事業概要	担当課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊課

第5章

こども施策を推進するために必要な事項

第５章　こども施策を推進するために必要な事項

1　こども・若者の社会参画・意見反映

（１）社会参画や意見表明の機会の充実

「こどもや若者の意見を聴いて施策に反映すること」や「こどもや若者の社会参画を進めること」には、次の２つの重要な意義があります。

①こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる

②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる

そのため、静岡市では、こどもや若者が、自分の意見を表明し、社会に参画する機会を充実させます。アンケートやヒアリング、こども・若者を対象としたワークショップなど多様な機会を通じて、幅広い年代のこどもや若者から意見を聴く場を確保するとともに、意見表明が特に難しい状況にあるこどもにも配慮した機会づくりに努めます。

（２）多様な声を施策に反映させる工夫

地域には、貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、不登校、障害・医療的ケア、非行などを始め、困難な状況に置かれたこども・若者、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らすこども、社会的養護経験者など、様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者、乳幼児を含む低年齢のこども、意見を表明することへの意欲や関心を必ずしも高くもてないこどもや若者がいます。

静岡市では、こども施策の策定、実施、評価のあらゆる段階において、様々な状況のこどもや若者、子育て当事者及び関係者の視点を尊重し、あらゆる声に耳を傾け、対話し、進捗を共有しながら市民と共に取組を推進します。寄せられた意見は庁内関係課で共有・分析したうえで、施策の企画立案や見直しに反映させる仕組みを整えます。

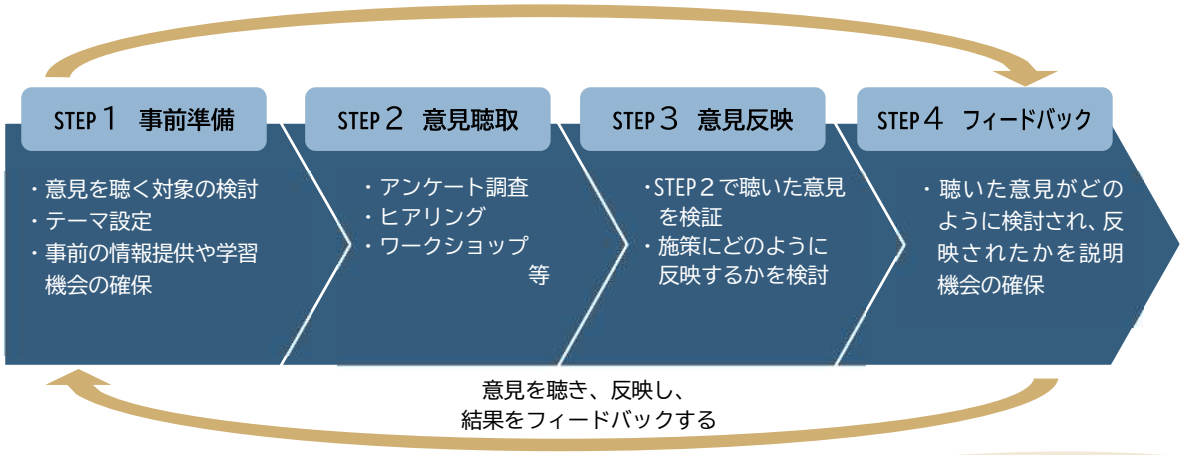

2 こども施策の共通の基盤となる取組

（１）支援体制の構築・強化

こどもや子育て家庭が抱える課題は複雑・多様化していることから、教育、保健、福祉等の関係機関が緊密に連携し、それぞれの専門性を生かしながら切れ目なく支援できる体制の構築・強化を図ります。相談支援に携わる人材の育成やスキルアップを図るとともに、誰もが、いつでも、どこでも、気軽に相談できる環境の整備に努めます。

（２）社会全体で、未来を担うこども・若者と子育て家庭を応援するための意識改革・情報発信

本計画に基づくこども施策を着実に推進していくためには、こどもや若者、子育て当事者、こども・若者を取り巻く社会の全ての構成員に施策の内容や計画の進捗状況が伝わっていることが重要です。そのため、対象や場面に応じた効果的な手段や時期を捉えながら、計画の進捗状況やこども施策に関する情報をわかりやすく発信します。市広報紙やホームページ、ＳＮＳ、子育て応援サイト等の多様な媒体を活用するとともに、学校を通じた広報など、こどもや若者本人に直接届く手法も取り入れながら、社会全体でこどもの成長や結婚・妊娠・出産・子育てを応援する機運の醸成を図ります。

3 施策の推進体制等

（１）社会全体での取り組み推進

こども施策を社会全体で推進していくため、国や県、近隣自治体、民間企業・団体、民生委員・児童委員、主任児童委員をはじめとする地域の関係者と連携します。それぞれの強みを生かした協力体制を築きながら、市民や地域団体、企業など様々な主体と連携・協力し、社会全体でこども施策を推進します。

（２）推進体制

こども施策は、学識経験者、子育て当事者、教育・保育関係者、福祉関係者等を構成員とした静岡市健康福祉審議会児童福祉専門分科会や、庁内の関係部局・関係課によって構成される静岡市こども施策推進会議を中心として推進します。

また、本計画に規定する施策の実施状況や成果を継続的に確認しながら、その評価を行い、その結果を施策の改善や計画の見直しに反映します。

4　計画の進捗管理及び成果指標の設定

（１）計画の評価

本計画に規定する施策を着実に推進するため、施策の実施状況や成果を定期的に把握し、進捗管理及び評価を行います。

①施策の柱ごとの達成状況の評価

施策の柱ごとに設定する成果指標により、市民やこども・若者が実感する変化や状態を把握します。

成果指標は、主に市民アンケートや各種調査に基づく主観アウトカム指標とし、計画最終年度（2035年度）の目標値に加え、中間年度（2030年度）の目標値を設定します。

成果指標はおおむね３年ごとに実施するアンケート等により確認し、社会情勢の変化や進捗状況を踏まえ、中間見直し時に必要な見直しを行います。

②各取組の評価

各取組については、毎年度、実施状況を確認するとともに、主な取組については成果や課題を把握するための指標を設定し、進捗管理を行います。

指標は取組の性質に応じてアウトカム指標又はアウトプット指標を設定し、評価結果を翌年度以降の事業改善につなげます。

評価結果や会議の状況は、ホームページ等を通じて広く公表し、透明性の確保に努めます。また、本計画の計画期間は令和９年度（2027年度）から令和17年度（2035年度）までの９年間としていますが、上位計画である静岡市総合計画の改定時期や、社会情勢の変化を踏まえ、必要がある場合には、計画期間の中間令和12年度（2030年度）を目途に見直しを行います。

【推進体制】

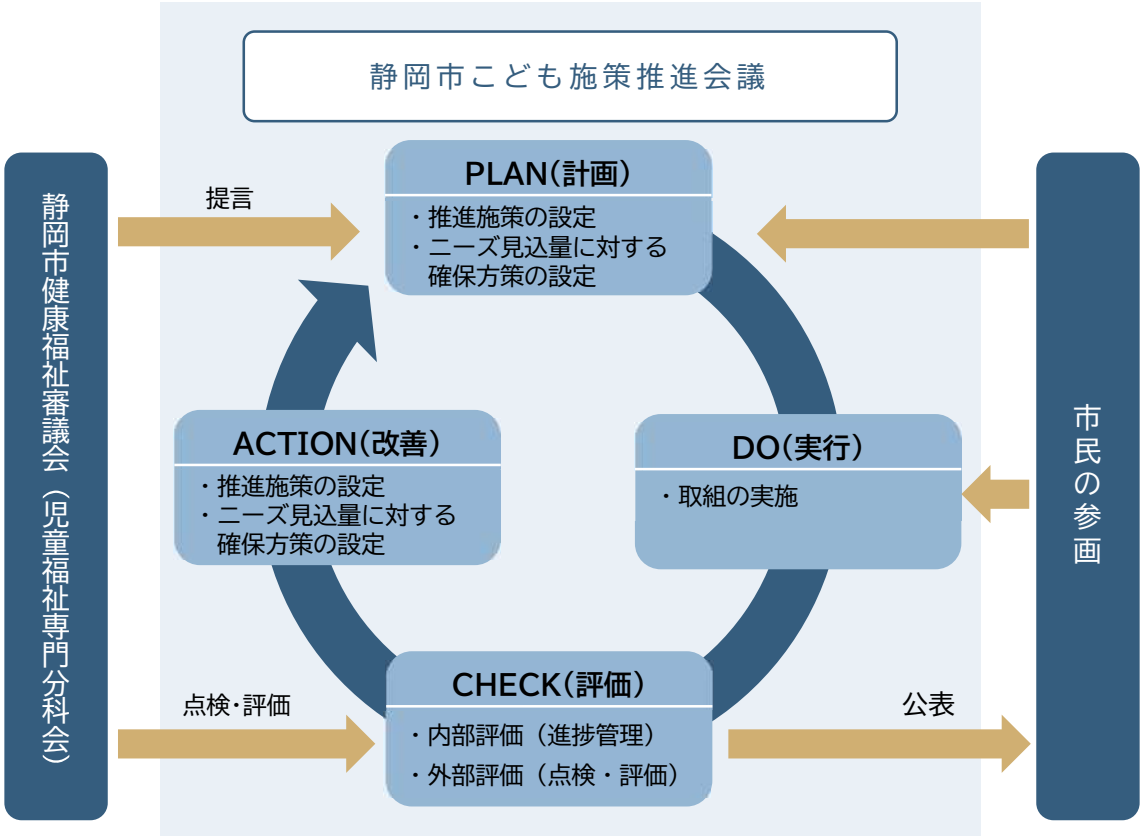
静岡市こども施策推進会議
静岡市健康福祉審議会（児童福祉専門分科会）
提言
PLAN(計画)
・推進施策の設定
・ニーズ見込量に対する確保方策の設定
DO(実行)
・取組の実施
CHECK(評価)
・内部評価（進捗管理）
・外部評価（点検・評価）
ACTION(改善)
・推進施策の設定
・ニーズ見込量に対する確保方策の設定
点検・評価
公表
市民の参画

（２）成果指標の設定

本計画が効果的に機能しているかを測るため、施策の柱ごとに成果指標を設定し、現状値を踏まえたうえで、中間年度及び計画最終年度の目標値を定めます。

		成果指標	現状値（2026年）	目標値（2030年）	目標値（2035年）	出典
Ⅰ ライフステージを通した施策	1	「こどもは権利の主体である」と思う人の割合	93.2%	○○%	○○%	市アンケート調査
	2	「あなたの周りには、こどもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にある」と思う人の割合	34.5%	○○%	○○%	市アンケート調査
	3	「こどもや若者が必要な時に保健・医療の提供を受けられている」と思う人の割合	70.8%	○○%	○○%	市アンケート調査
	4	「家庭の経済状況にかかわらず、こども・若者が健やかに成長できる社会となっている」と思う人の割合	28.8%	○○%	○○%	市アンケート調査
	5	「障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者が、地域の中で安心して暮らしたり、活動に参加したりできている」と思う人の割合	29.7%	○○%	○○%	市アンケート調査
	6	「保護や支援を必要とするこども・若者へのきめ細かな対応ができている」と思う人の割合	21.1%	○○%	○○%	市アンケート調査
	7	「悩んでいるときに相談に乗ってくれる人がいる」と回答したこどもの割合	85.2%	○○%	○○%	静岡市こどもの生活実態調査
Ⅱ ライフステージ別の施策	1	「静岡市は安心して出産・子育てができるまち」だと思う人の割合	53.6%	○○%	○○%	市アンケート調査
	2	・「自分にはよいところがある」と感じている児童生徒の割合 ・「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の割合	児童 86.8% 生徒 84.6% 児童 81.7% 生徒 63.6%	児童 ○○% 生徒 ○○% 児童 ○○% 生徒 ○○%	児童 ○○% 生徒 ○○% 児童 ○○% 生徒 ○○%	全国学力・学習状況調査
	3	これからも静岡市に住みたいと思う若者の割合	73.6%	○○%	○○%	静岡市こども・若者実態調査
Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策	1	「子育てや教育にかかる経済的負担が少ない」と思う人の割合	29.1%	○○%	○○%	市アンケート調査
	2	「子育て支援や子育て環境の総合的な満足度」において、「満足」「やや満足」と回答した保護者の割合	就学前児童 34.1% 就学児童 30.8%	○○% ○○%	○○% ○○%	静岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査
	3	「静岡市は、子育て世帯が仕事と子育てを両立できている」と思う人の割合	36.6%	○○%	○○%	市アンケート調査
	4	生活等に関する悩み事を抱えているひとり親世帯の割合	71.2%	○○%	○○%	ひとり親家庭等自立支援促進計画に係るアンケート

第６章

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策

第６章　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は、国が示す基本指針に即して５年を１期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされています。

本章は、同法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けるものであり、「教育・保育」、「乳児等通園支援」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、量の見込み、確保の内容及び実施時期を定めるものです。これにより、必要な教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の計画的な提供と安定的な確保を図ります。

1　提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定し、量の見込み及び確保方策を定めることとされています。

本市では、法第61条を踏まえ、幼児期の教育・保育、乳児等通園支援及び地域子ども・子育て支援事業それぞれについて以下のような点を勘案した上で、利用者の利便性を考慮し、提供区域を設定します。

1　幼児期の教育・保育の提供区域

幼児期の教育・保育の提供区域は、「本市特有の地理的条件等」、「既存の教育・保育施設の有効活用」、「需要と供給のバランス」の観点から、市内を14区域に設定します。（ｐ.50 幼児期の教育・保育の提供区域図）

（１）本市特有の地理的条件等について

本市の市域は、南の駿河湾から、北は長野・山梨県境に至る広大な面積を有し、山川に市域が隔てられています。市域の約80％が山間部であり、約20％の東西方向に形成された平地部に都市機能や主要交通網が集中しています。

これらの状況を背景に、市内の人口密度は旧静岡市及び旧清水市の市街地を中心に平地部に集中し、山間部と平地部では、生活環境が大きく異なっています。

また、本市は平成15年（2003年）に旧静岡市と旧清水市が合併し、その後、平成18年（2006年）に旧蒲原町、平成20年（2008年）に旧由比町との合併を経て現在に至っており、産業、生活圏等、それぞれの旧市町の特徴を残しつつ本市を形成しています。

（２）既存の教育・保育施設の有効活用について

本市には、公立・私立の認定こども園、保育所、幼稚園及び小規模保育事業等の教育・保育施設が計238か所あり（令和８年（2026年）４月時点）、それぞれの施設が地域と密接な関係を築きながら教育・保育を提供しています。提供区域を定めるにあたっては、これらの既存の施設や事業を活かしたサービスを提供できるよう区域を設定します。

（３）需要と供給のバランスについて

一つの提供区域を大きく設定した場合、需要と供給の調整やサービスの提供が柔軟に対応できる反面、地域の実情に応じたきめの細かいサービスの提供が難しくなります。一方で、提供区域を小さく設定した場合、ニーズが過少であったり、地域に施設がないなど、需要と供給のバランスや提供できるサービスの確保が難しくなります。このような需要と供給の関係について、より適切な状態を確保できるよう提供区域を設定します。

●幼児期の教育・保育の提供区域図

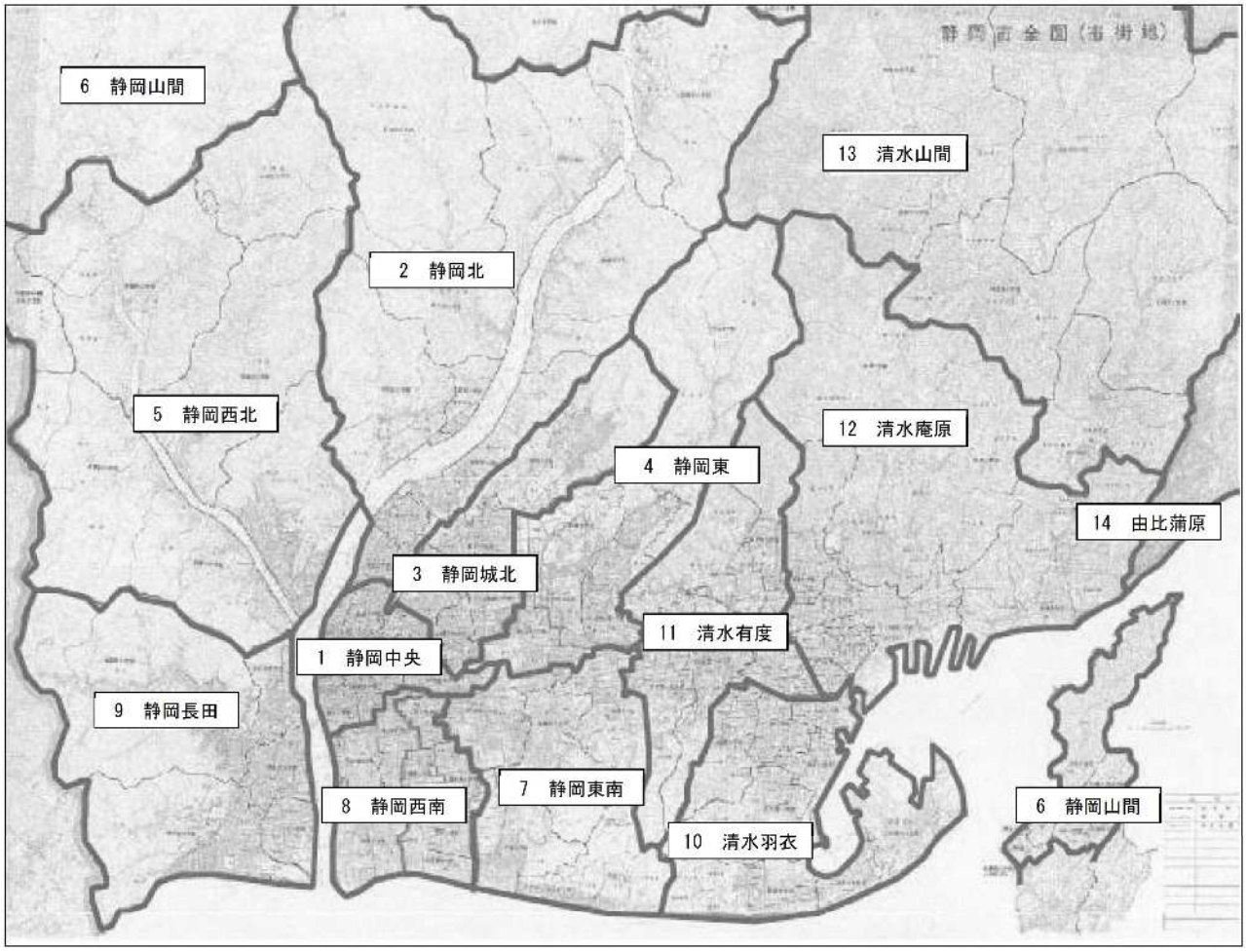

2　乳児等通園支援の提供区域

乳児等通園支援は、全ての対象児童が居住地にかかわらず利用できる提供体制を確保する必要があることから、実施施設の配置や利用実態等を踏まえ、市全域を一の提供区域とします。

3　地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業は、事業の目的や内容、利用できる対象者等が事業ごとに異なっており、施設や対応する職員の配置といったサービスの提供体制も異なっています。

このことから、事業の提供体制や運用実績等を踏まえながら、市域全体を１区域として対応することが望ましいと考えられるものや、行政区域を１区域として対応することが望ましいと考えられるものなど、取組ごとに適切な提供区域を設定します。

	事業名	提供区域	設定理由
（1）	利用者支援事業	３区域	認定こども園等の申込窓口である各区子育て支援課や母子保健業務に係る各区健康支援課（保健センター）、子どもが属する家庭の福祉に係る各福祉事務所と連携して事業を実施することから、行政区が適切と考えます。
（2）	時間外保育事業 （延長保育）	14区域	保育所等における通常保育時間を延長する事業であり、教育・保育事業と併せての実施が望ましいことから、14区域が適切と考えます。
（3）	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	14区域	通学する小学校区内での利用を基本としつつ、状況に応じて、近隣児童クラブの相互利用や小学校区の枠を超えた施設整備などの検討が必要となることから、14区域が適切と考えます。
（4）	子育て短期支援事業 （ショートステイ事業）	１区域	利用にあたっては、居住地区に関わらず対応することが望ましいことから、市全体が適切と考えます。
（5）	乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	３区域	居住区域に応じて、訪問員と関係機関とが連携を図りながら実施することから、行政区が適切と考えます。
（6）	養育支援訪問事業その他要保護児童等支援に資する事業	１区域	利用にあたっては、居住地区に関わらず対応することが望ましいことから、市全体が適切と考えます。
（7）	地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター）	３区域	利用者が主に車で訪れる実態や現在の配置状況などから、行政区が適切と考えます。
（8）	一時預かり事業	14区域	緊急的な利用が想定されるため、自宅から容易に移動することが可能な場所に配置することが望ましいこと、さらに幼稚園における預かり保育も対象となることから、14区域が適切と考えます。
（9）	病児保育事業＜施設型＞ 子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業） ＜緊急サポート＞	＜施設型＞ ３区域 ＜緊急サポート＞ １区域	＜施設型＞ 保護者が病中・病後の子どもを主に車で送迎する利用実態から、行政区が適切と考えます。 ＜緊急サポート＞ 住民の登録申請に基づく会員制組織のため、細かな区域ごとの計画的な会員配置が困難であることなどから、市全体が適切と考えます。

	事業名	提供区域	設定理由
(10)	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	１区域	住民の登録申請に基づく会員制組織のため、細かな区域ごとの計画的な会員配置が困難であることなどから、市全体が適切と考えます。
(11)	妊婦健診	１区域	妊婦の利便性を考慮し、全国の産科医療機関で受診可能であることから、市全体が適切と考えます。
(12)	実費徴収に伴う補足給付事業	１区域	利用申請を一か所で受け付けし、居住地区に関わらず対応することが望ましいことから、市全体が適切と考えます。
(13)	多様な主体の参入促進事業	１区域	新たに運営を開始する施設や、特別な支援が必要な子どもを２人以上受け入れる施設が出てきた場合に、必要に応じて対応する事業であることから、市全体が適切と考えます。
(14)	産後ケア事業	１区域	利用にあたっては、居住地区に関わらず対応することが望ましいことから、市全体が適切と考えます。
(15)	子育て世帯訪問支援事業	１区域	利用にあたっては、居住地区に関わらず対応することが望ましいことから、市全体が適切と考えます。
(16)	妊婦等包括相談支援事業	１区域	利用にあたっては、居住地区に関わらず対応することが望ましいことから、市全体が適切と考えます。

2　幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

1　量の見込み

提供区域ごとの各年度における量の見込みは、居住する子ども及びその保護者の利用状況並びに、ニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえて設定します。具体的には、利用状況及び利用希望を分析・評価し、参酌基準を参考として、認定区分ごと（３号認定は年齢ごと）に量の見込みを定めるものとします。

●静岡市全体の量の見込み

認定区分	量の見込み（単位：人）				
	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
１号（３歳～）	5,216	4,922	4,614	4,419	4,314
２号（３歳～）	7,513	7,326	7,076	6,988	7,029
	(718)	(702)	(679)	(671)	(676)
３号（０歳）	1,801	1,791	1,770	1,767	1,752
	(47.0%)	(47.9%)	(49.8%)	(51.4%)	(52.3%)
３号（１・２歳）	4,986	5,012	5,176	5,123	5,075
	(68.6%)	(69.2%)	(68.8%)	(70.4%)	(71.4%)
合計	19,516	19,051	18,636	18,297	18,170

※ 認定区分２号の各年度の（ ）内は、２号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者の数

※ 認定区分３号の各年度の（ ）内は、満３歳未満の子どもの数に対する認定こども園、保育所等の利用定員数の割合

（注）本節及び次節に掲載する量の見込み及び確保方策は、令和７年度から令和11年度までを計画期間とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づくものです。同計画は子ども・子育て支援法に基づき５年を１期として策定しています。

2　提供体制の確保の内容及びその実施時期

（１）確保に当たっての基本的な考え方

市全体で見ると、子ども・子育て支援事業計画の計画期間中（令和７年度（2025年度）～令和11年度（2029年度））、１号認定及び２号認定については、需要量に対して、供給量が過大になる見通しである一方、３号認定（０歳）については、令和７年度（2025年度）に供給量の不足が生じる見通しとなっています（Ｐ.56量の見込みと確保方策（静岡市全体））。

また、提供区域別では、令和７年度（2025年度）以降、９つの区域において、３号認定（０～２歳）で不足が生じる見通しとなっています（Ｐ.57～Ｐ.70量の見込みと確保方策（提供区域別））。

こうした３号認定の供給量不足については、次の基本的な考え方に沿って、供給量の確保を進めます。

①　幼稚園の認定こども園移行

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等に関わらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

このメリットを活かすことができるよう、認定こども園への移行を希望する幼稚園に対して、事業者の意向や施設の状況などを踏まえながら、積極的に支援を行うことにより認定こども園への移行を推進し、不足する３号認定の供給量を確保します。

②　既存保育施設における利用定員数の変更

少子化が進む中、１号認定及び２号認定については、供給量が需要量に対して、過大になる見通しです。そうした場合、既存保育施設において、利用されない保育室が生じる可能性があります。

こうした未活用の保育室を活用することができるよう、事業者の意向や施設の状況を踏まえながら、需要量を上回る１号認定または２号認定の利用定員数を減少させ、３号認定の利用定員数の増加を推進することにより、不足する供給量を確保します。

加えて、市立園の配置適正化による統廃合を進めることにより、過大な供給量の削減を図ります。

③　待機児童園及び事業所内保育事業（地域枠）の活用

本市独自の施設である待機児童園での受け入れを引き続き実施するとともに、事業所内保育事業の地域枠の拡大を図ります。

事業所内保育事業は、柔軟な働き方の実現につながり、保育所等の認可保育施設の整備と比較して、既存施設を利用する点において、迅速な対応が期待できる取組です。

このメリットを活かすことができるよう、事業所内保育事業における受け皿を確保し、働きながら子育てができる環境の整備を推進するとともに、事業所内保育事業で地域の子どもも受け入れることによって、社会資源を有効活用しながら、市全体で受け入れ可能な供給量を拡大していきます。

（２）確保方策

前記の基本的な考え方に沿って、各提供区域における幼児期の教育・保育の量の見込みに対して適正な供給量を、令和11年度（2029年度）（子ども・子育て支援事業計画最終年度）までに確保できるよう、次のとおり確保方策を講じていきます。

●確保方策の概要

確保方策の内容	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	合計
幼稚園の認定こども園移行	２か所	５か所	３か所	１か所	11か所
既存保育施設の定員変更	３か所	17か所	11か所	４か所	35か所
事業所内保育事業における地域枠拡大	６か所	１か所	１か所	０か所	８か所

（注）本節及び次節に掲載する量の見込み及び確保方策は、令和７年度から令和11年度までを計画期間とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づくものです。同計画は子ども・子育て支援法に基づき５年を１期として策定しています。

静岡市全体

量の見込みと確保方策

（単位：人）

		2025年度					2026年度					2027年度					2028年度					2029年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳
①量の見込み		5,216	718	7,513 6,795	1,801	4,986	4,922	702	7,326 6,624	1,791	5,012	4,614	679	7,076 6,397	1,770	5,176	4,419	671	6,988 6,317	1,767	5,123	4,314	676	7,029 6,353	1,752	5,075
②確保方策	特定教育・保育施設	6,569	9,000		1,371	4,392	6,419	9,038		1,371	4,412	6,419	9,173		1,408	4,516	6,419	9,218		1,447	4,555	6,315	9,203		1,453	4,567
	確認を受けない幼稚園	460	-		-	-	460	-		-	-	460	-		-	-	460	-		-	-	460	-		-	-
	特定地域型保育事業	-	45		305	648		45		305	648	-	45		305	648	-	45		305	648	-	45		305	648
	事業所内保育事業 ※1	-			24	57	-			33	73	-			35	77	-			37	81	-			37	81
	幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	-	-		-	-		-		-	-		-		-	-		-		-	-		-		-	-
	待機児童園	-	-		87	21	-	-		87	21	-	-		87	21	-	-		87	21	-	-		87	21
②-①過不足		1,813	1,532		△ 14	132	1,957	1,757		5	142	2,265	2,142		65	86	2,460	2,275		109	182	2,461	2,219		130	242
保育利用率 ※2					47.0%	68.6%				47.9%	69.2%				49.8%	68.8%				51.4%	70.4%				52.3%	71.4%

※1 特定地域型保育事業に含まれるものを除く（以下同）　※2 満３歳未満の子どもの数に対する、確保方策（利用定員数）の割合（以下同）

確保の内容

（単位：人）

	2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				2029年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳
①幼稚園の認定こども園移行	△ 99	99	9	60	-	150	150	60	-	90	9	36	-	30	3	12	-	-	-	-
	2か所				5か所				3か所				1か所				-			
②既存保育施設の定員変更	△ 51	△ 61	△ 9	△ 40	-	△ 15	22	44	-	△ 45	30	3	△ 104	△ 45	3	-	-	-	-	-
	3か所				17か所				11か所				4か所				-			
③事業所内保育事業における地域枠の拡大	-	-	9	16	-	-	2	4	-	-	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-
	6か所				1か所				1か所				-				-			

静岡中央

量の見込みと確保方策

（単位：人）

		2025年度					2026年度					2027年度					2028年度					2029年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳
①量の見込み	量の見込み	575	76	516 440	124	369	563	75	506 431	124	373	546	73	490 417	124	385	531	71	477 406	125	382	522	69	469 400	124	379
	他区域の子ども※	△ 28	16	108 92	61	114	△ 27	16	106 90	61	116	△ 26	15	103 88	61	120	△ 25	15	100 85	61	118	△ 25	15	99 84	61	117
②確保方策	特定教育・保育施設	536	665		124	373	536	665		124	373	536	695		132	385	536	755		138	409	536	785		141	421
	確認を受けない幼稚園	190	-		-	-	190	-		-	-	190	-		-	-	190	-		-	-	190	-		-	-
	特定地域型保育事業	-	-		30	60	-	-		30	60	-	-		30	60	-	-		30	60	-	-		30	60
	事業所内保育事業	-	-		9	23	-	-		12	27	-	-		14	31	-	-		14	31	-	-		14	31
	幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-
②-①過不足		179	41		△ 22	△ 27	190	53		△ 19	△ 29	206	102		△ 9	△ 29	220	178		△ 4	-	229	217		-	16
保育利用率					58.2%	75.2%				59.9%	76.9%				64.7%	78.5%				67.2%	83.9%				69.8%	87.4%

確保の内容

（単位：人）

	2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				2029年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳
①幼稚園の認定こども園移行	-	-	-	-	-	30	3	12	-	60	6	24	-	30	3	12	-	-	-	-
	-				1か所				2か所				1か所				-			
②既存保育施設の定員変更	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-				2か所				-				-				-			
③事業所内保育事業における地域枠の拡大	-	-	3	4	-	-	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2か所				1か所				-				-				-			

※量の見込みにおける他区域の子ども：静岡北・静岡西南・静岡長田区域等への流出、静岡北・静岡城北・静岡東・静岡西北・静岡東南・静岡西南・静岡長田区域等からの流入

静岡北

量の見込みと確保方策

（単位：人）

		2025年度					2026年度					2027年度					2028年度					2029年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳
①量の見込み	量の見込み	330	75	496 421	141	349	323	74	487 413	139	337	311	71	471 400	135	342	300	69	457 388	134	336	294	68	450 382	132	333
	他区域の子ども※	16	△ 9	△ 59 △ 50	△ 18	△ 36	15	△ 9	△ 57 △ 48	△ 18	△ 35	15	△ 8	△ 56 △ 48	△ 17	△ 36	14	△ 8	△ 54 △ 46	△ 17	△ 35	14	△ 8	△ 53 △ 45	△ 17	△ 35
②確保方策	特定教育・保育施設	404		520	103	295	404		520	103	295	404		550	109	307	404		550	109	307	367		535	109	307
	確認を受けない幼稚園	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-
	特定地域型保育事業	-		-	6	12	-		-	6	12	-		-	6	12			-	6	12	-		-	6	12
	事業所内保育事業	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-
	幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-
②-①過不足		58		-	△ 14	△ 6	66		90	△ 12	5	78		135	△ 3	13	90		147	△ 2	18	59		138	-	21
保育利用率					42.1%	64.6%				42.7%	66.6%				46.2%	68.3%				46.6%	69.5%				47.5%	70.1%

確保の内容

（単位：人）

	2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				2029年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳
①幼稚園の認定こども園移行	-	-	-	-	-	30	3	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-				1か所				-				-				-			
②既存保育施設の定員変更	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	△ 37	△ 15	-	-	-	-	-	-
	-				1か所				-				1か所				-			
③事業所内保育事業における地域枠の拡大	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-				-				-				-				-			

※量の見込みにおける他区域の子ども：静岡中央・静岡城北区域等への流出、静岡中央・静岡城北・静岡山間区域等からの流入

静岡城北

量の見込みと確保方策

（単位：人）

		2025年度					2026年度					2027年度					2028年度					2029年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳
①量の見込み	量の見込み	601	84	692 608	147	452	579	84	691 607	146	444	549	82	680 598	142	448	526	82	675 593	141	442	506	81	673 592	138	436
	他区域の子ども※	13	1	12 11	23	15	12	1	12 11	23	15	12	1	11 10	22	16	11	1	11 10	22	15	11	1	11 10	21	15
②確保方策	特定教育・保育施設	700		723	120	347	700		723	120	347	700		723	120	360	700		753	123	372	700		753	123	372
	確認を受けない幼稚園	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-
	特定地域型保育事業	-		-	30	66	-		-	30	66	-		-	30	66			-	30	66	-		-	30	66
	事業所内保育事業	-		-	2	4	-		-	2	4	-		-	2	4	-		-	2	4	-		-	2	4
	幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-
	待機児童園	-		-	9	9	-		-	9	9	-		-	9	9	-		-	9	9	-		-	9	9
②-①過不足		86		19	△ 9	△ 41	109		20	△ 8	△ 33	139		32	△ 3	△ 25	163		67	1	△ 6	183		69	5	-
保育利用率					48.3%	59.3%				48.8%	60.5%				49.8%	61.7%				51.4%	64.3%				52.2%	65.2%

確保の内容

（単位：人）

	2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				2029年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳
①幼稚園の認定こども園移行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30	3	12	-	-	-	-	-	-	-	-
	-				-				1か所				-				-			
②既存保育施設の定員変更	-	-	-	-	-	-	-	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-				3か所				-				-				-			
③事業所内保育事業における地域枠の拡大	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-				-				-				-				-			

※量の見込みにおける他区域の子ども：静岡東区域等からの流入

静岡東

量の見込みと確保方策

（単位：人）

		2025年度					2026年度					2027年度					2028年度					2029年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳
①量の見込み	量の見込み	379	61	684 623	160	466	366	60	681 621	161	458	347	59	667 608	161	467	335	59	664 605	163	462	322	58	658 600	163	461
	他区域の子ども※	△ 91	△ 3	△ 32 △ 29	△ 16	△ 34	△ 88	△ 3	△ 32 △ 29	△ 16	△ 33	△ 84	△ 3	△ 31 △ 28	△ 16	△ 34	△ 81	△ 3	△ 31 △ 28	△ 16	△ 34	△ 78	△ 3	△ 31 △ 28	△ 16	△ 34
②確保方策	特定教育・保育施設	420		775	121	369	420		775	121	369	420		775	121	369	420		775	121	369	420		775	121	369
	確認を受けない幼稚園	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-
	特定地域型保育事業	-		-	36	72	-		-	36	72	-		-	36	72			-	36	72	-		-	36	72
	事業所内保育事業	-		-	2	7	-		-	2	7	-		-	2	7	-		-	2	7	-		-	2	7
	幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-
②-①過不足		132		123	15	16	142		126	14	23	157		139	14	15	166		142	12	20	176		148	12	21
保育利用率					46.9%	64.3%				47.5%	65.9%				48.6%	65.0%				48.8%	66.2%				50.0%	67.0%

確保の内容

（単位：人）

	2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				2029年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳
①幼稚園の認定こども園移行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-				-				-				-				-			
②既存保育施設の定員変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-				-				-				-				-			
③事業所内保育事業における地域枠の拡大	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-				-				-				-				-			

※量の見込みにおける他区域の子ども：静岡城北・静岡東南区域等への流出

静岡西北

量の見込みと確保方策

（単位：人）

		2025年度					2026年度					2027年度					2028年度					2029年度				
		１号	２号		３号		１号	２号		３号		１号	２号		３号		１号	２号		３号		１号	２号		３号	
			学校教育利用希望	左記以外	０歳	１－２歳		学校教育利用希望	左記以外	０歳	１－２歳		学校教育利用希望	左記以外	０歳	１－２歳		学校教育利用希望	左記以外	０歳	１－２歳		学校教育利用希望	左記以外	０歳	１－２歳
①量の見込み	量の見込み	154		332	67	223	147		324	67	221	140		314	67	230	133		305	67	231	128		299	66	228
			-	332				-	324				-	314				-	305				-	299		
	他区域の子ども※	-		△ 34	△ 16	△ 32	-		△ 33	△ 16	△ 31	-		△ 32	△ 16	△ 33	-		△ 31	△ 16	△ 33	-		△ 30	△ 16	△ 32
			-	△ 34				-	△ 33				-	△ 32				-	△ 31				-	△ 30		
②確保方策	特定教育・保育施設	296		389	50	165	296		389	50	165	296		389	50	165	296		389	50	165	259		374	50	165
	確認を受けない幼稚園	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-
	特定地域型保育事業	-		-	18	36	-		-	18	36	-		-	18	36			-	18	36	-		-	18	36
	事業所内保育事業	-		-	-	1	-		-	-	1	-		-	-	1	-		-	-	1	-		-	-	1
	幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	-		-	-	-			-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-
②-①過不足		142		91	17	11	149		98	17	12	156		107	17	5	163		115	17	4	131		105	18	6
保育利用率					47.9%	62.2%				48.9%	63.7%				49.3%	62.3%				50.0%	63.5%				51.1%	64.7%

確保の内容

（単位：人）

	2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				2029年度			
	１号	２号	３号		１号	２号	３号		１号	２号	３号		１号	２号	３号		１号	２号	３号	
			０歳	１－２歳			０歳	１－２歳			０歳	１－２歳			０歳	１－２歳			０歳	１－２歳
①幼稚園の認定こども園移行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-				-				-				-				-			
②既存保育施設の定員変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 37	△ 15	-	-	-	-	-	-
	-				-				-				1か所				-			
③事業所内保育事業における地域枠の拡大	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-				-				-				-				-			

※量の見込みにおける他区域の子ども：静岡中央・静岡北・静岡長田区域等への流出

静岡山間

量の見込みと確保方策

（単位：人）

		2025年度					2026年度					2027年度					2028年度					2029年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳
①量の見込み	量の見込み	6	-	16 16	4	10	4	-	12 12	4	9	5	-	13 13	4	9	4	-	11 11	4	9	4	-	10 10	4	9
	他区域の子ども※	△ 5	-	△ 9 △ 9	△ 4	△ 10	△ 3	-	△ 7 △ 7	△ 4	△ 9	△ 4	-	△ 7 △ 7	△ 4	△ 9	△ 3	-	△ 6 △ 6	△ 4	△ 9	△ 3	-	△ 6 △ 6	△ 4	△ 9
②確保方策	特定教育・保育施設	36	36		-	-	36	36		-	-	36	36		-	-	36	36		-	-	36	36		-	-
	確認を受けない幼稚園	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-
	特定地域型保育事業	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-		-		-	-	-	-		-	-
	事業所内保育事業	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-
	幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-
②-①過不足		35	29		-	-	35	31		-	-	35	30		-	-	35	31		-	-	35	32		-	-
保育利用率					0.0%	0.0%				0.0%	0.0%				0.0%	0.0%				0.0%	0.0%				0.0%	0.0%

確保の内容

（単位：人）

	2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				2029年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳
①幼稚園の認定こども園移行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-				-				-				-				-			
②既存保育施設の定員変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-				-				-				-				-			
③事業所内保育事業における地域枠の拡大	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-				-				-				-				-			

※量の見込みにおける他区域の子ども：静岡北・静岡西北区域等への流出

静岡東南

量の見込みと確保方策

（単位：人）

		2025年度					2026年度					2027年度					2028年度					2029年度				
		１号	２号		３号		１号	２号		３号		１号	２号		３号		１号	２号		３号		１号	２号		３号	
			学校教育利用希望	左記以外	０歳	１－２歳		学校教育利用希望	左記以外	０歳	１－２歳		学校教育利用希望	左記以外	０歳	１－２歳		学校教育利用希望	左記以外	０歳	１－２歳		学校教育利用希望	左記以外	０歳	１－２歳
①量の見込み	量の見込み	546	51	690 639	178	465	507	49	664 615	176	481	476	48	646 598	174	500	458	47	644 597	174	496	458	49	667 618	173	492
	他区域の子ども※	△ 58	△ 6	△ 81 △ 75	7	△ 53	△ 54	△ 6	△ 78 △ 72	7	△ 55	△ 51	△ 6	△ 76 △ 70	7	△ 57	△ 49	△ 6	△ 76 △ 70	7	△ 35	△ 49	△ 6	△ 78 △ 72	7	△ 31
②確保方策	特定教育・保育施設	689	645		107	313	689	645		107	313	689	660		116	323	689	676		137	349	659	661		137	349
	確認を受けない幼稚園	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-
	特定地域型保育事業	-	45		45	92	-	45		45	92	-	45		45	92		45		45	92	-	45		45	92
	事業所内保育事業	-	-		5	10	-	-		8	16	-	-		8	16	-	-		10	20	-	-		10	20
	幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-
②-①過不足		201	81		△ 28	3	236	104		△ 23	△ 5	264	135		-	-	280	153		11	-	250	117		12	-
保育利用率					38.6%	58.0%				39.9%	56.7%				42.7%	55.9%				48.6%	60.4%				48.9%	60.9%

確保の内容

（単位：人）

	2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				2029年度			
	１号	２号	３号		１号	２号	３号		１号	２号	３号		１号	２号	３号		１号	２号	３号	
			０歳	１－２歳			０歳	１－２歳			０歳	１－２歳			０歳	１－２歳			０歳	１－２歳
①幼稚園の認定こども園移行	-	-	-	-	-	30	3	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-				1か所				-				-				-			
②既存保育施設の定員変更	-	-	-	-	-	△ 15	6	△ 2	-	16	21	26	△ 30	△ 15	-	-	-	-	-	-
	-				3か所				4か所				1か所				-			
③事業所内保育事業における地域枠の拡大	-	-	3	6	-	-	-	-	-	-	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-
	2か所				-				1か所				-				-			

※量の見込みにおける他区域の子ども：静岡西南・静岡長田区域等への流出、静岡東区域等からの流入

静岡西南

量の見込みと確保方策

（単位：人）

		2025年度					2026年度					2027年度					2028年度					2029年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳
①量の見込み	量の見込み	814	143	917 774	255	677	759	138	881 743	258	699	710	132	847 715	260	726	686	132	842 710	265	719	687	136	868 732	270	716
	他区域の子ども※	51	20	127 107	△ 6	61	48	19	122 103	△ 6	62	45	18	117 99	△ 6	65	43	18	117 99	△ 6	43	43	19	120 101	△ 6	39
②確保方策	特定教育・保育施設	1,012	1,199		172	610	973	1,253		178	640	973	1,283		181	652	973	1,222		178	629	973	1,222		178	629
	確認を受けない幼稚園	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-
	特定地域型保育事業	-	-		42	102	-	-		42	102	-	-		42	102		-		42	102	-	-		42	102
	事業所内保育事業	-	-		6	12	-	-		6	12	-	-		6	12	-	-		6	12	-	-		6	12
	幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-
	待機児童園	-	-		42	12	-	-		42	12	-	-		42	12	-	-		42	12	-	-		42	12
②-①過不足		147	155		13	△ 2	166	250		16	5	218	319		17	△ 13	244	263		9	△ 7	243	234		4	-
保育利用率					42.9%	68.6%				44.4%	69.2%				45.4%	67.7%				45.0%	66.3%				45.3%	66.6%

確保の内容

（単位：人）

	2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				2029年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳
①幼稚園の認定こども園移行	△ 39	54	6	30	-	30	3	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1か所				1か所				-				-				-			
②既存保育施設の定員変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 61	△ 3	△ 23	-	-	-	-	-	-	-	-
	-				-				3か所				-				-			
③事業所内保育事業における地域枠の拡大	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-				-				-				-				-			

※量の見込みにおける他区域の子ども：静岡中央・静岡長田区域等への流出、静岡中央・静岡東南区域等からの流入

静岡長田

量の見込みと確保方策

（単位：人）

		2025年度					2026年度					2027年度					2028年度					2029年度				
		１号	２号		３号		１号	２号		３号		１号	２号		３号		１号	２号		３号		１号	２号		３号	
			学校教育利用希望	左記以外	０歳	１－２歳		学校教育利用希望	左記以外	０歳	１－２歳		学校教育利用希望	左記以外	０歳	１－２歳		学校教育利用希望	左記以外	０歳	１－２歳		学校教育利用希望	左記以外	０歳	１－２歳
①量の見込み	量の見込み	541	43	634 591	150	453	497	41	614 573	149	476	460	40	598 558	147	494	439	40	599 559	147	492	433	42	623 581	146	486
	他区域の子ども※	72	-	- -	5	2	66	-	- -	5	2	61	-	- -	5	2	59	-	- -	5	2	58	-	- -	5	2
②確保方策	特定教育・保育施設	883		890	141	425	883		890	141	425	883		890	143	458	883		890	143	458	883		890	143	458
	確認を受けない幼稚園	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-
	特定地域型保育事業	-		-	18	36	-		-	18	36	-		-	18	36			-	18	36	-		-	18	36
	事業所内保育事業	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-
	幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-
②-①過不足		270		256	4	6	320		276	5	△ 17	362		292	9	△ 2	385		291	9	-	392		267	10	6
保育利用率					44.9%	66.6%				45.6%	64.6%				46.7%	66.7%				46.9%	66.9%				47.2%	67.8%

確保の内容

（単位：人）

	2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				2029年度			
	１号	２号	３号		１号	２号	３号		１号	２号	３号		１号	２号	３号		１号	２号	３号	
			０歳	１－２歳			０歳	１－２歳			０歳	１－２歳			０歳	１－２歳			０歳	１－２歳
①幼稚園の認定こども園移行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-				-				-				-				-			
②既存保育施設の定員変更	-	-	-	-	-	-	2	33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-							6か所	-				-				-			
③事業所内保育事業における地域枠の拡大	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-				-				-				-				-			

※量の見込みにおける他区域の子ども：静岡中央・静岡東南・静岡西南区域等からの流入

清水羽衣

量の見込みと確保方策

（単位：人）

		2025年度					2026年度					2027年度					2028年度					2029年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳
①量の見込み	量の見込み	359	81	727 646	158	453	335	79	708 629	157	449	304	75	672 597	153	464	286	73	660 587	152	462	272	73	658 585	149	455
	他区域の子ども※	6	△ 7	△ 59 △ 52	△ 5	△ 27	5	△ 6	△ 58 △ 52	△ 5	△ 26	5	△ 6	△ 55 △ 49	△ 5	△ 28	4	△ 6	△ 54 △ 48	△ 5	△ 27	4	△ 6	△ 53 △ 47	△ 5	△ 27
②確保方策	特定教育・保育施設	465		747	112	402	405		792	115	432	405		792	121	432	405		792	127	432	405		792	130	432
	確認を受けない幼稚園	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-
	特定地域型保育事業	-		-	12	24	-		-	12	24	-		-	12	24			-	12	24	-		-	12	24
	事業所内保育事業	-		-	-	-	-		-	2	4	-		-	2	4	-		-	2	4	-		-	2	4
	幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-
②-①過不足		100		79	△ 29	-	65		142	△ 23	37	96		175	△ 13	24	115		186	△ 6	25	129		187	-	32
保育利用率					41.3%	64.5%				43.3%	70.7%				46.6%	69.0%				49.1%	69.8%				51.1%	71.2%

確保の内容

（単位：人）

	2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				2029年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳
①幼稚園の認定こども園移行	△ 60	45	3	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1か所				-				-				-				-			
②既存保育施設の定員変更	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-	6	-	-	-	3	-	-	-	-	-
	-				2か所				2か所				1か所				-			
③事業所内保育事業における地域枠の拡大	-	-	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1か所				-				-				-				-			

※量の見込みにおける他区域の子ども：清水有度・清水庵原区域等への流出、静岡東南・清水庵原区域等からの流入

清水有度

量の見込みと確保方策

（単位：人）

		2025年度					2026年度					2027年度					2028年度					2029年度				
		１号	２号		３号		１号	２号		３号		１号	２号		３号		１号	２号		３号		１号	２号		３号	
			学校教育利用希望	左記以外	０歳	１－２歳		学校教育利用希望	左記以外	０歳	１－２歳		学校教育利用希望	左記以外	０歳	１－２歳		学校教育利用希望	左記以外	０歳	１－２歳		学校教育利用希望	左記以外	０歳	１－２歳
①量の見込み	量の見込み	593	67	784 717	210	515	554	66	774 708	205	518	510	65	752 687	202	546	484	65	753 688	198	538	465	66	765 699	195	535
	他区域の子ども※	29	2	19 17	3	13	27	2	19 17	3	13	25	2	18 16	3	14	23	2	18 16	3	14	22	2	18 16	3	14
②確保方策	特定教育・保育施設	604	1,000		138	452	604	1,000		138	452	604	1,030		141	464	604	1,030		147	464	604	1,030		147	464
	確認を受けない幼稚園	180	-		-	-	180	-		-	-	180	-		-	-	180	-		-	-	180	-		-	-
	特定地域型保育事業	-	-		50	100	-	-		50	100	-	-		50	100		-		50	100	-	-		50	100
	事業所内保育事業	-	-		-	-	-	-		1	2	-	-		1	2	-	-		1	2	-	-		1	2
	幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-
②-①過不足		162	197		△ 25	24	203	207		△ 19	23	249	260		△ 13	6	277	259		△ 3	14	297	247		-	17
保育利用率					43.7%	70.9%				45.0%	72.2%				46.4%	71.3%				48.8%	73.0%				49.6%	74.1%

確保の内容

（単位：人）

	2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				2029年度			
	１号	２号	３号		１号	２号	３号		１号	２号	３号		１号	２号	３号		１号	２号	３号	
			０歳	１－２歳			０歳	１－２歳			０歳	１－２歳			０歳	１－２歳			０歳	１－２歳
①幼稚園の認定こども園移行	-	-	-	-	-	30	3	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-				1か所				-				-				-			
②既存保育施設の定員変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-				-				2か所				-				-			
③事業所内保育事業における地域枠の拡大	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1か所				-				-				-				-			

※量の見込みにおける他区域の子ども：清水羽衣・清水庵原区域等からの流入

清水庵原

量の見込みと確保方策

（単位：人）

		2025年度					2026年度					2027年度					2028年度					2029年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳
①量の見込み	量の見込み	233	22	832 810	140	440	213	21	797 776	138	428	191	20	752 732	135	442	177	19	729 710	133	434	166	19	719 700	130	427
	他区域の子ども※	△ 9	1	38 37	12	22	△ 8	1	36 35	12	22	△ 7	1	34 33	11	23	△ 7	1	33 32	11	23	△ 6	1	33 32	11	23
②確保方策	特定教育・保育施設	295	1,101		153	520	295	1,101		153	520	295	1,101		153	520	295	1,101		153	520	295	1,101		153	520
	確認を受けない幼稚園	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-
	特定地域型保育事業	-	-		18	48	-	-		18	48	-	-		18	48	-	-		18	48	-	-		18	48
	事業所内保育事業	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-
	幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-
	待機児童園	-	-		36	-	-	-		36	-	-	-		36	-	-	-		36	-	-	-		36	-
②-①過不足		71	231		55	106	90	268		57	118	111	315		61	103	125	339		63	111	135	349		66	118
保育利用率					76.7%	100.9%				77.8%	103.6%				79.3%	100.5%				80.9%	102.2%				82.5%	103.8%

確保の内容

（単位：人）

	2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				2029年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳
①幼稚園の認定こども園移行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-				-				-				-				-			
②既存保育施設の定員変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-				-				-				-				-			
③事業所内保育事業における地域枠の拡大	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-				-				-				-				-			

※量の見込みにおける他区域の子ども：清水羽衣区域等への流出、清水羽衣・清水有度・清水山間区域等からの流入

清水山間

量の見込みと確保方策

（単位：人）

		2025年度					2026年度					2027年度					2028年度					2029年度				
		１号	２号		３号		１号	２号		３号		１号	２号		３号		１号	２号		３号		１号	２号		３号	
			学校教育利用希望	左記以外	０歳	１－２歳		学校教育利用希望	左記以外	０歳	１－２歳		学校教育利用希望	左記以外	０歳	１－２歳		学校教育利用希望	左記以外	０歳	１－２歳		学校教育利用希望	左記以外	０歳	１－２歳
①量の見込み	量の見込み	28	48	48	7	15	24	42	42	7	16	22	39	39	7	17	21	36	36	6	16	20	36	36	6	16
	他区域の子ども※	△ 3	△ 37	△ 37	△ 4	△ 10	△ 2	△ 33	△ 33	△ 4	△ 10	△ 2	△ 30	△ 30	△ 4	△ 10	△ 2	△ 28	△ 28	△ 3	△ 10	△ 2	△ 28	△ 28	△ 3	△ 10
②確保方策	特定教育・保育施設	104	45		3	10	104	45		3	10	104	45		3	10	104	45		3	10	104	45		3	10
	確認を受けない幼稚園	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-
	特定地域型保育事業	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-
	事業所内保育事業	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-
	幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-
②-①過不足		79	34		-	5	82	36		-	4	84	36		-	3	85	37		-	4	86	37		-	4
保育利用率					16.7%	30.3%				17.6%	28.6%				17.6%	28.6%				18.8%	29.4%				18.8%	30.3%

確保の内容

（単位：人）

	2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				2029年度			
	１号	２号	３号		１号	２号	３号		１号	２号	３号		１号	２号	３号		１号	２号	３号	
			０歳	１－２歳			０歳	１－２歳			０歳	１－２歳			０歳	１－２歳			０歳	１－２歳
①幼稚園の認定こども園移行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-				-				-				-				-			
②既存保育施設の定員変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-				-				-				-				-			
③事業所内保育事業における地域枠の拡大	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-				-				-				-				-			

※量の見込みにおける他区域の子ども：清水庵原区域等への流出

由比蒲原

量の見込みと確保方策

（単位：人）

		2025年度					2026年度					2027年度					2028年度					2029年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳		学校教育利用希望	左記以外	0歳	1－2歳
①量の見込み	量の見込み	72	157	157	24	77	67	153	153	24	75	61	144	144	24	76	58	142	142	22	75	54	137	137	21	73
	他区域の子ども※	△ 8	△ 5	△ 5	△ 6	△ 3	△ 7	△ 5	△ 5	△ 6	△ 3	△ 7	△ 5	△ 5	△ 6	△ 3	△ 6	△ 5	△ 5	△ 6	△ 3	△ 6	△ 5	△ 5	△ 6	△ 3
②確保方策	特定教育・保育施設	125	265		27	111	74	204		18	71	74	204		18	71	74	204		18	71	74	204		18	71
	確認を受けない幼稚園	90	-		-	-	90	-		-	-	90	-		-	-	90	-		-	-	90	-		-	-
	特定地域型保育事業	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-
	事業所内保育事業	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-
	幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	-
②-①過不足		151	113		9	37	104	56		-	△ 1	110	65		-	△ 2	112	67		2	△ 1	116	72		3	1
保育利用率					51.9%	99.1%				34.6%	64.5%				34.6%	64.0%				37.5%	65.1%				39.1%	66.4%

確保の内容

（単位：人）

	2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				2029年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳			0歳	1－2歳
①幼稚園の認定こども園移行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-				-				-				-				-			
②既存保育施設の定員変更	△ 51	△ 61	△ 9	△ 40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3か所				-				-				-				-			
③事業所内保育事業における地域枠の拡大	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-				-				-				-				-			

※量の見込みにおける他区域の子ども：清水庵原区域等への流出

３　幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

（１）認定こども園の普及

①　基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等に関わらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえて、そのメリットを活かすことができるよう認定こども園の普及に取り組みます。

特に、幼保連携型認定こども園については、「学校及び児童福祉施設」として単一の認可の仕組みとした制度改正の趣旨を踏まえ、その普及を推進します。

また、認定こども園への移行を希望する既存施設に対しては、事業者の意向や施設の状況などを十分に踏まえながら積極的に支援を行います。

②　幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合の需給調整

幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を促進するため、すべての園が認定こども園に移行した場合であっても、すべての認定区分の利用定員が設定できるよう需給調整上の特例を設けます。

幼稚園及び保育所から認定こども園へ移行の認可・認定の申請があった場合は、２の(2)の量の見込みと確保方策において定める必要な教育・保育の供給量として確保する数に、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年７月２日内閣府告示第159号）第三の四の２（二）(2)ウ」に規定する需給調整上の特例として定める数を加えた数に既に達しているか、または認可によりこれを超えることになると認めるときを除き、認可を行うこととします。

需給調整上の特例として定める数の考え方

次の数に園数を乗じて得た数とします。

・１号認定（保育所からの移行）及び２号認定（幼稚園からの移行）
　子どもにとって一定規模での教育・保育を確保することが望ましいことなどを踏まえ、１園あたり30人

・３号認定（幼稚園からの移行）
　２号認定の子どもの数との整合性、基準上必要となる職員配置が０歳児３人につき１人、１・２歳児６人につき１人であることなどを踏まえ、１園あたり15人

●需給調整上の特例として定める数　　単位：人

１号	２号	３号
1,500	660	330

個別の園の具体的な定員数については、上記の数の範囲内で、各園の規模・利用状況、地域の需給状況等を踏まえて設定します。

（２）教育・保育施設、地域型保育事業、小学校との連携の推進

幼児期の教育・保育の量の確保と質の充実を図るためには、認定こども園、幼稚園、保育所の教育・保育施設と３歳未満児の保育を行う小規模保育事業等の地域型保育事業が連携・補完することが必要です。このために、地域型保育事業については、満３歳以降、引き続き教育・保育が受けられるように連携施設を設けるとともに、利用者支援事業により受け入れ施設の情報提供・コーディネートを行い、３歳以上児の教育・保育への円滑な接続を確保していきます。

また、学校教育のはじまりとしての幼児教育（幼稚園、保育所、認定こども園）と小学校教育が、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、子どもの発達や学びの一体的提供を保障するため、幼児期から小学校への円滑な接続を目指した連携強化に取り組みます。

４　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付については、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮した給付方法により実施します。また、認可外保育施設等を利用する多子世帯への利用料助成など、本市独自の負担軽減施策を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

3　乳児等通園支援の量の見込みと確保方策

乳児等通園支援（通称：こども誰でも通園制度）は、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず支援を行うことを目的とする制度です。現行の幼児期の教育・保育給付に加え、就労要件を問わず、月一定時間まで時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、令和８年度から全国で実施されています。

1　量の見込み

本市では、令和６年度に試行的事業を実施しており、その実績を踏まえて、令和７年度以降の乳児等通園支援の量の見込みと確保方策を設定しています。具体的には、制度対象となる推定未就園児数に、令和６年度の本制度試行的実施の実績を基に算出した利用率を乗じて量の見込みを定めるものとします。

2　提供体制の確保の内容及びその実施時期

「量の見込み」に対応するよう、利用者が月一定時間（10時間）利用した場合の必要定員数を算出し、本制度における確保人数を設定します。利用者それぞれの希望に応じて本事業を利用できるよう、実施施設の認可・確認を進めるとともに、積極的な周知・広報により利用促進を図ります。

●静岡市全体の量の見込みと確保の内容

利用者数		令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
①量の見込み		959人	1,025人	1,199人	1,342人	1,481人
	０歳児	334人	294人	335人	377人	415人
	１歳児	314人	411人	424人	476人	525人
	２歳児	311人	320人	440人	490人	541人
②確保の内容		959人	1,025人	1,199人	1,342人	1,481人
	０歳児	334人	294人	335人	377人	415人
	１歳児	314人	411人	424人	476人	525人
	２歳児	311人	320人	440人	490人	541人

3　乳児等支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制

乳児等通園支援を実施する施設と教育・保育施設との連携を図り、利用児童の状況等について適切な情報共有を行うとともに、必要に応じて乳児等通園支援の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 量の見込み

各年度における提供区域ごとの量の見込みは、居住する子ども及びその保護者の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて設定します。具体的には、利用状況及び利用希望を分析し、かつ評価し、参酌標準及び本市の状況を踏まえながら各事業ごとに量の見込みを定めるものとします。

●静岡市全体の量の見込み

事業名		単位（年）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
（1）利用者支援事業		か所	18	18	18	18	18
（2）時間外保育事業（延長保育）		人	4,463	4,410	4,376	4,331	4,324
（3）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		人	6,780	6,616	6,427	6,275	6,103
（4）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）		人日	215	215	215	215	215
（5）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）		人	3,741	3,690	3,643	3,593	3,540
（6）養育支援訪問事業その他要保護児童等支援に資する事業		世帯	25	25	25	25	25
（7）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）		人回	205,054	200,781	199,367	197,736	192,235
		か所	21	21	21	21	21
（8）一時預かり事業	幼稚園利用	人日	154,492	148,654	141,882	138,447	137,670
	地域密着型	人日	28,019	27,371	26,877	26,367	26,101
（9）病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）		人日	12,345	11,981	11,618	11,279	10,949
（10）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		人日	7,266	7,048	6,833	6,632	6,439
（11）妊婦健診		人	3,808	3,756	3,708	3,657	3,603
		人回	46,608	45,972	45,387	44,764	44,104
（12）実費徴収に伴う補足給付事業		人	237	232	227	222	221
（13）多様な主体の参入促進事業	巡回支援	回	0	4	10	6	2
	特別教育・保育経費	人	6	6	6	6	6

事業名		単位（年）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
（14）産後ケア事業	宿泊型	日	257	257	257	257	257
	日帰り型（相談と休息タイプ）	日	300	300	300	300	300
	日帰り型（相談タイプ）	回	2,244	2,244	2,244	2,244	2,244
	訪問型	回	1,961	1,961	1,961	1,961	1,961
（15）子育て世帯訪問支援事業	養育支援訪問	世帯	2	2	2	2	2
	ヤングケアラーヘルパー派遣	世帯	14	16	19	23	28
（16）妊婦等包括相談支援事業		人	748	738	729	719	708

※単位の「人日」は延べ利用人数、「人回」は延べ利用回数

2　提供体制の確保の内容及びその実施時期

事業ごとに設定した提供区域ごとに、「量の見込み」に対応するよう、提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定します。

●確保方策の概要

事業名		令和11年度（2029年度）末の確保量	確保方策の考え方
（1）利用者支援事業	特定型（保育コーディネーター）	３か所	身近な場所において、情報提供や相談が実施できるよう、各区役所窓口等において、提供体制を確保していきます。
	基本型（子ども未来サポーター）	12か所	
	こども家庭センター型（こども家庭センター）	３か所	
（2）時間外保育事業（延長保育）		4,324人	今後のすべてのニーズに対応できるよう、提供体制を確保していきます。
（3）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		6,103人（225室）	小学校の統合や児童数の減少に伴う利用ニーズの減少に合わせるとともに、タイムシェアによる学校施設の利用等をしながら、提供体制を確保していきます。
放課後子ども教室		78校	引き続き、放課後子ども教室の開設・運営を支援していきます。
放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携型実施		68校	放課後児童クラブの設置校においては、放課後子ども教室との連携実施を行います。
（4）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）		215人日（３か所）	児童養護施設等における受け入れに加え、里親への預け入れを検討するなど、必要な提供体制を確保していきます。
（5）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	保健師	75人	出生数の減少に伴い、対象者数は減少が見込まれますが、ハイリスク等への対応を充実させながら、提供体制を確保していきます。
	赤ちゃん訪問員	６人	
	助産師（委託）	37人	

事業名		令和11年度（2029年度）末の確保量	確保方策の概要
（6）養育支援訪問事業その他要保護児童等支援に資する事業		25世帯 （訪問員18人程度）	対象家庭が抱える問題の複雑化や、対応期間の長期化を踏まえながら、提供体制を確保していきます。
（7）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）		192,235人日 （21か所）	相談件数や子ども一人当たりの年間平均利用回数の増加を踏まえながら、提供体制を確保していきます。
（8）一時預かり事業	幼稚園利用	137,670人日	今後のすべてのニーズに対応できるよう、提供体制を確保していきます。
	地域密着型	31,135人日	
（9）病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	施設型	5,500人日 （６か所）	現利用定員数を上回る今後のニーズに対応するため、各区に１か所ずつ計３か所を新たに設置し、提供体制を確保していきます。
	緊急サポート	5,670人日 （270会員）	今後のニーズに対応するため、会員数の増加を図り、提供体制を確保していきます。
（10）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		14,844人日 （1,237会員）	今後のニーズに対応するため、会員数の増加を図り、提供体制を確保していきます。
（11）妊婦健診		3,603人 44,104人回	すべての妊婦が受診可能なように、全国の協力医療機関において、今後のニーズに対応していきます。
（12）実費徴収に伴う補足給付事業		221人	申請に基づき、対象者全員に補助を実施することができる提供体制を確保していきます。
（13）多様な主体の参入促進事業	巡回支援	２回	新たに運営を開始するすべての認定こども園に対して、巡回支援ができる提供体制を確保していきます。
	特別教育・保育経費	６人	対象となるすべての施設に補助ができる提供体制を確保していきます。
（14）産後ケア事業		宿泊型257日 日帰り型（相談・休息）300日 日帰り型（相談）2,244回 訪問型1,961回 （38か所）	今後のすべてのニーズに対応するため、病床数やスタッフをより確保しやすい医療機関も含め、提供体制を確保していきます。
（15）子育て世帯訪問支援事業	養育支援訪問	２世帯 （訪問員２人程度）	支援を必要とするすべての家庭に対して、訪問員を派遣できるよう、提供体制を確保していきます。
	ヤングケアラーヘルパー派遣	28世帯 （委託事業所10者程度）	支援を必要とするすべての家庭に対して、ヘルパーを派遣できるよう、提供体制を確保していきます。
（16）妊婦等包括相談支援事業		708人 （助産師37人）	希望するすべての妊婦に対して、助産師が訪問できるよう、提供体制を確保していきます。

（１）利用者支援事業

【 事業概要 】

子どもと保護者の身近な場所において、子育て支援に係る情報集約・提供、相談等を実施する取組

〔特定型（保育コーディネーター）〕

認定こども園・保育所等の利用に関する相談、情報提供を行う取組

〔基本型（子ども未来サポーター）〕

認定こども園等やその他子育て支援事業全般に関する相談、情報提供を行う取組

〔こども家庭センター型（こども家庭センター）〕

妊産婦・乳幼児の健康保持・増進に関する包括的支援や、すべての子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた継続的な相談支援まで、切れ目ない支援体制を構築する取組

【 実施状況 】

〔特定型（保育コーディネーター）〕

各区の子育て支援課に１名ずつ保育コーディネーターを配置しています。

〔基本型（子ども未来サポーター）〕

市内12か所の子育て支援センターにて、認定こども園や保育所等の利用相談や地域の子育てトーク・子育てサロンでの出張相談などを実施しています。

〔こども家庭センター型（こども家庭センター）〕

各区のこども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたるまでの、母子保健や育児に関する様々な悩み等への相談事業や、個々の家庭に応じた継続的な相談支援を実施しています。

【 提供体制の考え方 】

〔特定型（保育コーディネーター）〕

保育施設等の利用に関する相談、情報提供を実施するため、利用申請等の窓口となる各区子育て支援課へ配置します。

〔基本型（子ども未来サポーター）〕

場所的に利用しにくい方にも情報が届くよう、乳幼児健診やイベントに出向いて相談・情報提供を行っていきます。また、保育コーディネーターや保健福祉センターとの連携強化を図っていきます。

〔こども家庭センター型（こども家庭センター）〕

児童相談所や各福祉事務所との連携に加えて、各区健康支援課（保健福祉センター）との連携強化を図り、電話や来所された方からの相談に対応し、必要に応じて訪問での相談事業を行うなど、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行っていきます。

●量の見込みと確保の内容

提供区域		令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
市全体	①量の見込み	18か所	18か所	18か所	18か所	18か所
	特定型（保育コーディネーター）	３か所	３か所	３か所	３か所	３か所
	基本型（子ども未来サポーター）	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所
	こども家庭センター型（こども家庭センター）	３か所	３か所	３か所	３か所	３か所
	②確保の内容	18か所	18か所	18か所	18か所	18か所
	特定型（保育コーディネーター）	３か所	３か所	３か所	３か所	３か所
	基本型（子ども未来サポーター）	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所
	こども家庭センター型（こども家庭センター）	３か所	３か所	３か所	３か所	３か所

〈提供区域別〉

提供区域		令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
葵区	①量の見込み	７か所	７か所	７か所	７か所	７か所
	特定型（保育コーディネーター）	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
	基本型（子ども未来サポーター）	５か所	５か所	５か所	５か所	５か所
	こども家庭センター型（こども家庭センター）	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
	②確保の内容	７か所	７か所	７か所	７か所	７か所
	特定型（保育コーディネーター）	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
	基本型（子ども未来サポーター）	５か所	５か所	５か所	５か所	５か所
	こども家庭センター型（こども家庭センター）	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
駿河区	①量の見込み	５か所	５か所	５か所	５か所	５か所
	特定型（保育コーディネーター）	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
	基本型（子ども未来サポーター）	３か所	３か所	３か所	３か所	３か所
	こども家庭センター型（こども家庭センター）	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
	②確保の内容	５か所	５か所	５か所	５か所	５か所
	特定型（保育コーディネーター）	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
	基本型（子ども未来サポーター）	３か所	３か所	３か所	３か所	３か所
	こども家庭センター型（こども家庭センター）	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所

提供区域			令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
清水区	①量の見込み		６か所	６か所	６か所	６か所	６か所
		特定型（保育コーディネーター）	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
		基本型（子ども未来サポーター）	４か所	４か所	４か所	４か所	４か所
		こども家庭センター型（こども家庭センター）	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
	②確保の内容		５か所	６か所	６か所	６か所	６か所
		特定型（保育コーディネーター）	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
		基本型（子ども未来サポーター）	４か所	４か所	４か所	４か所	４か所
		こども家庭センター型（こども家庭センター）	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所

（２）時間外保育事業（延長保育）

【 事業概要 】

認定こども園、保育所等において、保育標準時間認定及び保育短時間認定の在園児に対し、通常の保育時間を超えて保育を実施する取組

【 実施状況 】

市立認定こども園等（59か所）、私立認定こども園等（105か所）において実施しています。

【 提供体制の考え方 】

各認定こども園等において、臨時的な利用者も含め受け入れしており、今後もすべてのニーズに対応できる提供体制を確保していきます。

●量の見込みと確保の内容

提供区域		令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
市全体	①量の見込み	4,463人	4,410人	4,376人	4,331人	4,324人
	②確保の内容	4,463人	4,410人	4,376人	4,331人	4,324人

〈提供区域別〉

提供区域		令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
静岡中央	①量の見込み	404人	403人	399人	393人	389人
	②確保の内容	404人	403人	399人	393人	389人
静岡北	①量の見込み	272人	266人	262人	256人	253人
	②確保の内容	272人	266人	262人	256人	253人
静岡城北	①量の見込み	419人	415人	412人	408人	404人
	②確保の内容	419人	415人	412人	408人	404人
静岡東	①量の見込み	383人	380人	379人	377人	375人
	②確保の内容	383人	380人	379人	377人	375人
静岡西北	①量の見込み	169人	166人	165人	163人	161人
	②確保の内容	169人	166人	165人	163人	161人
静岡山間	①量の見込み	2人	2人	2人	2人	1人
	②確保の内容	2人	2人	2人	2人	1人
静岡東南	①量の見込み	376人	373人	373人	371人	376人
	②確保の内容	376人	373人	373人	371人	376人

提供区域		令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
静岡西南	①量の見込み	634人	629人	627人	625人	634人
	②確保の内容	634人	629人	627人	625人	634人
静岡長田	①量の見込み	388人	389人	389人	389人	394人
	②確保の内容	388人	389人	389人	389人	394人
清水羽衣	①量の見込み	389人	382人	375人	371人	367人
	②確保の内容	389人	382人	375人	371人	367人
清水有度	①量の見込み	482人	478人	479人	476人	478人
	②確保の内容	482人	478人	479人	476人	478人
清水庵原	①量の見込み	463人	447人	436人	425人	419人
	②確保の内容	463人	447人	436人	425人	419人
清水山間	①量の見込み	6人	6人	6人	5人	5人
	②確保の内容	6人	6人	6人	5人	5人
由比蒲原	①量の見込み	76人	74人	72人	70人	68人
	②確保の内容	76人	74人	72人	70人	68人

（３）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【 事業概要 】

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を目的に、小学校や児童館等に専用室を設けて、家庭に代わる遊びや生活の場の提供を行う取組

【 実施状況 】

公設児童クラブ（84か所 205室）及び民間補助児童クラブ（11箇所 13室）において　実施しています。

【 提供体制の考え方 】

平成27年（2015年）に策定した「静岡市子ども・子育て支援プラン」以降、児童数が減少するなかでも、児童クラブの利用ニーズ量は年々増加しており、不足する受け皿の確保や支援単位の適正化を図るため、数多くの児童クラブ室の整備等を進めてきました。

しかし、歯止めがかからない児童数の減少に伴い、今回「量の見込み」として推計したニーズは令和７年度（2025年度）以降、徐々に減少に転じる見込みです。ただし、学区によっては一時的に定員を上回る申請が見込まれるため、１日あたりの利用率を踏まえた定員設定での受け入れやタイムシェアによる学校施設の利用等により、事業量の確保を行っていきます。一方で、中山間地など放課後児童健全育成事業を実施しない小学校区では、放課後子ども教室、子育て援助活動支援事業等の活用や、地域の協力を得た他の方策等により地域のニーズに対応していきます。

また、放課後児童健全育成事業の事業量の確保にあたっては、国の「放課後児童対策パッケージ」を踏まえ、次代を担う人材育成や児童の安全確保等の観点から、放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携型での実施を推進するとともに、地域の民間の事業主体による事業とともに事業量の確保を進めます。

●量の見込みと確保の内容

※単位：室＝設置室数

提供区域			令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
市全体	①量の見込み		6,780人	6,616人	6,427人	6,275人	6,103人
		１年生	2,030人	1,989人	1,905人	1,908人	1,819人
		２年生	1,938人	1,856人	1,826人	1,749人	1,752人
		３年生	1,513人	1,488人	1,432人	1,403人	1,345人
		４年生	844人	841人	820人	779人	772人
		５年生	338人	331人	327人	322人	304人
		６年生	117人	111人	117人	114人	111人
	②確保の内容		6,770人 228室	6,616人 226室	6,427人 226室	6,275人 226室	6,103人 225室

〈提供区域別〉

※単位：室＝設置室数

提供区域		令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
静岡中央	①量の見込み	746人	736人	709人	695人	691人
	１年生	220人	221人	206人	212人	215人
	２年生	207人	200人	203人	188人	195人
	３年生	168人	159人	153人	154人	143人
	４年生	92人	99人	90人	86人	86人
	５年生	41人	40人	41人	38人	37人
	６年生	18人	17人	16人	17人	15人
	②確保の内容	742人 24室	736人 24室	709人 24室	695人 24室	691人 24室
静岡北	①量の見込み	423人	423人	413人	416人	406人
	１年生	132人	130人	118人	131人	120人
	２年生	113人	125人	121人	109人	121人
	３年生	94人	84人	95人	93人	84人
	４年生	57人	60人	52人	59人	56人
	５年生	20人	18人	19人	17人	19人
	６年生	７人	６人	８人	７人	６人
	②確保の内容	423人 16室	423人 16室	413人 16室	416人 16室	406人 16室
静岡城北	①量の見込み	673人	658人	647人	636人	623人
	１年生	215人	196人	192人	194人	187人
	２年生	193人	197人	178人	176人	178人
	３年生	132人	143人	149人	137人	135人
	４年生	80人	73人	80人	82人	74人
	５年生	43人	39人	37人	38人	39人
	６年生	10人	10人	11人	９人	10人
	②確保の内容	673人 22室	658人 22室	647人 22室	636人 22室	623人 22室
静岡東	①量の見込み	583人	565人	560人	535人	522人
	１年生	188人	168人	177人	157人	161人
	２年生	164人	163人	147人	157人	141人
	３年生	122人	127人	127人	115人	121人
	４年生	70人	66人	69人	68人	61人
	５年生	30人	31人	29人	29人	28人
	６年生	９人	10人	11人	９人	10人
	②確保の内容	583人 17室	565人 17室	560人 17室	535人 17室	522人 17室

※単位：室＝設置室数

提供区域		令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
静岡西北	①量の見込み	288人	283人	271人	253人	263人
	１年生	87人	84人	76人	73人	90人
	２年生	86人	79人	77人	69人	68人
	３年生	65人	70人	66人	62人	56人
	４年生	35人	34人	36人	34人	33人
	５年生	12人	13人	12人	12人	12人
	６年生	３人	３人	４人	３人	４人
	②確保の内容	288人 10室	283人 10室	271人 10室	253人 10室	263人 10室
静岡山間	①量の見込み	０人	０人	０人	０人	０人
	１年生	０人	０人	０人	０人	０人
	２年生	０人	０人	０人	０人	０人
	３年生	０人	０人	０人	０人	０人
	４年生	０人	０人	０人	０人	０人
	５年生	０人	０人	０人	０人	０人
	６年生	０人	０人	０人	０人	０人
	②確保の内容	０人 ０室	０人 ０室	０人 ０室	０人 ０室	０人 ０室
静岡東南	①量の見込み	606人	584人	593人	587人	569人
	１年生	180人	169人	194人	178人	163人
	２年生	178人	168人	159人	182人	166人
	３年生	130人	135人	128人	122人	139人
	４年生	84人	74人	76人	69人	67人
	５年生	25人	30人	27人	27人	25人
	６年生	９人	８人	９人	９人	９人
	②確保の内容	600人 19室	584人 19室	593人 19室	587人 19室	569人 19室
静岡西南	①量の見込み	792人	792人	757人	747人	710人
	１年生	235人	257人	219人	240人	200人
	２年生	244人	213人	234人	199人	217人
	３年生	175人	185人	161人	177人	153人
	４年生	91人	95人	101人	85人	97人
	５年生	33人	30人	31人	33人	29人
	６年生	14人	12人	11人	13人	14人
	②確保の内容	792人 27室	792人 27室	757人 27室	747人 27室	710人 26室

※単位：室＝設置室数

提供区域		令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
静岡長田	①量の見込み	576人	562人	546人	540人	531人
	１年生	172人	170人	161人	169人	162人
	２年生	156人	156人	155人	147人	154人
	３年生	139人	130人	127人	124人	117人
	４年生	76人	73人	69人	68人	67人
	５年生	23人	24人	24人	23人	23人
	６年生	10人	９人	10人	９人	８人
	②確保の内容	576人 19室	562人 19室	546人 19室	540人 19室	531人 19室
清水羽衣	①量の見込み	596人	579人	573人	576人	581人
	１年生	175人	173人	172人	177人	182人
	２年生	171人	171人	169人	167人	167人
	３年生	135人	121人	125人	123人	123人
	４年生	75人	74人	67人	67人	68人
	５年生	30人	32人	30人	31人	31人
	６年生	10人	８人	10人	11人	10人
	②確保の内容	596人 22室	579人 22室	573人 22室	576人 22室	581人 22室
清水有度	①量の見込み	701人	667人	640人	606人	593人
	１年生	199人	199人	191人	179人	180人
	２年生	204人	176人	179人	173人	163人
	３年生	159人	154人	135人	135人	133人
	４年生	88人	89人	86人	72人	75人
	５年生	38人	35人	36人	34人	29人
	６年生	13人	14人	13人	13人	13人
	②確保の内容	701人 22室	667人 22室	640人 22室	606人 22室	593人 22室
清水庵原	①量の見込み	625人	594人	558人	528人	474人
	１年生	177人	169人	156人	153人	119人
	２年生	184人	165人	158人	145人	143人
	３年生	149人	141人	127人	122人	110人
	４年生	75人	83人	77人	70人	69人
	５年生	31人	27人	31人	29人	24人
	６年生	９人	９人	９人	９人	９人
	②確保の内容	625人 21室	594人 21室	558人 21室	528人 21室	474人 21室

※単位：室＝設置室数

提供区域			令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
清水山間	①量の見込み		45人	48人	38人	39人	30人
		１年生	12人	11人	９人	11人	７人
		２年生	11人	11人	９人	７人	８人
		３年生	13人	16人	12人	10人	８人
		４年生	５人	５人	５人	５人	４人
		５年生	３人	４人	２人	５人	２人
		６年生	１人	１人	１人	１人	１人
	②確保の内容		45人 ２室	48人 ２室	38人 ２室	39人 ２室	30人 ２室
由比蒲原	①量の見込み		126人	125人	122人	117人	110人
		１年生	38人	42人	34人	34人	33人
		２年生	27人	32人	37人	30人	31人
		３年生	32人	23人	27人	29人	23人
		４年生	16人	16人	12人	14人	15人
		５年生	９人	８人	８人	６人	６人
		６年生	４人	４人	４人	４人	２人
	②確保の内容		126人 ７室	125人 ５室	122人 ５室	117人 ５室	110人 ５室

（３）総合的な放課後子ども対策の推進

【 事業概要 】

地域との連携・協働により、放課後に学校施設を活用し、児童が様々な学習活動や体験活動などに取り組むことで、安全・安心で充実した子どもの交流の場及び体験の場とすることを目的とした取組

【 実施状況 】

令和５年度（2023年度）末までに81校で放課後子ども教室を開設し、うち67校は連携型により実施しています。

放課後子ども教室開設校については、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携型による実施を支援し、放課後子ども教室未開設校については、開設に向けた支援を実施しています。

【 連携型実施の基本的考え方 】

国の「放課後児童対策パッケージ」を踏まえ、放課後児童対策の一層の強化を図るため、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場を提供することが必要です。そのため、原則として放課後児童クラブのある学校において、連携型により実施することとします。

「連携型」とは、放課後児童クラブに在籍している児童も含めたすべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるものをいいます。

連携型には、同一小学校内等で放課後子ども教室及び放課後児童クラブを実施している「校内交流型」も含みます。

【 連携型実施の今後の方針 】

校内交流型を含む連携型の事業実施については、放課後児童クラブに在籍する児童も含むすべての児童が放課後子ども教室のプログラムに参加できるよう、引き続き教育局とこども未来局が緊密に連携していきます。

	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
放課後児童クラブ	69校	68校	68校	68校	68校
放課後子ども教室	81校	79校	78校	78校	78校
放課後児童クラブと子ども教室の連携型実施	69校	68校	68校	68校	68校

（４）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【 事業概要 】

保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由により子どもを養育することが一時的に困難となった場合や、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、レスパイト・ケアなど親子での利用が必要である場合等に、児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において必要な保護を実施する取組

【 実施状況 】

各区の子育て支援課（こども家庭センター）を申請窓口として、市内の乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設の計３か所において実施しています。
【実施施設：静岡乳児院、児童養護施設静岡ホーム、母子生活支援施設千代田寮】

【 提供体制の考え方 】

子育て短期支援事業の実施施設の受け入れ実績等を踏まえ、現在の体制によりニーズ量に対応するとともに、さらに利用しやすいものにするために里親への預け入れを検討する等、引き続き必要な体制を確保していきます。

●量の見込みと確保の内容

※単位：人日＝延べ利用人数

提供区域				令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
市全体	①量の見込み			215人日	215人日	215人日	215人日	215人日
	②確保の内容	実施施設		３か所	３か所	３か所	３か所	３か所
			乳児院	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
			児童養護施設	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
			母子生活支援施設	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所

（５）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【 事業概要 】

生後４か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、保護者の状況や養育環境等を踏まえ、養育についての相談に応じ、助言などの子育て支援を行う取組

【 実施状況 】

子どもが生まれた家庭に対し、出生連絡（「出生連絡はがき」の提出またはインターネット専用フォームでの申込）をお願いしており、この連絡を受け委託団体の助産師や市の保健師が家庭を訪問しています。また、生後２～３か月で出生連絡がない家庭には、住民基本台帳の情報を基に「赤ちゃん訪問依頼票（はがき）」の提出を依頼していましたが、訪問までの期間を短縮し、早期の訪問を実施するため、令和６年度（2024年度）からは、住民基本台帳の情報を基に電話等による勧奨及び訪問の調整を行い、連絡がつかない家庭には、市の保健師等が家庭を訪問しフォローを実施しています。

【 提供体制の考え方 】

現行の実施体制により、今後も乳児のいる家庭への訪問が可能であると見込まれます。

出生数の減少に伴い、訪問数は減少傾向と見込んでいますが、現行の実施体制を維持しながら、ハイリスクの対応等を充実させてきます。

●量の見込みと確保の内容

提供区域			令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
市全体	①量の見込み		3,741人	3,690人	3,643人	3,593人	3,540人
	②確保の内容	保健師	75人	75人	75人	75人	75人
		赤ちゃん訪問員	６人	６人	６人	６人	６人
		助産師（委託）	37人	37人	37人	37人	37人

〈提供区域別〉

提供区域			令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
葵区	①量の見込み		1,337人	1,316人	1,301人	1,276人	1,256人
	②確保の内容	保健師	26人	26人	26人	26人	26人
		赤ちゃん訪問員	２人	２人	２人	２人	２人
		助産師（委託）	13人	13人	13人	13人	13人

提供区域			令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
駿河区	①量の見込み		1,353人	1,341人	1,332人	1,325人	1,311人
	②確保の内容	保健師	22人	22人	22人	22人	22人
		赤ちゃん訪問員	２人	２人	２人	２人	２人
		助産師（委託）	12人	12人	12人	12人	12人
清水区	①量の見込み		1,051人	1,033人	1,010人	992人	973人
	②確保の内容	保健師	27人	27人	27人	27人	27人
		赤ちゃん訪問員	２人	２人	２人	２人	２人
		助産師（委託）	12人	12人	12人	12人	12人

（６）養育支援訪問事業その他要保護児童等支援に資する事業

【 事業概要 】

養育の支援が特に必要な家庭に保育士等の資格を持った訪問員を派遣して、養育者の養育能力を向上させるための専門的相談支援を実施する事業（養育支援訪問事業）など、特に保護や支援が必要な子どもや家庭への支援を行う取組

【 実施状況 】

保健福祉センター、児童相談所等の支援機関から依頼を受けて中核機関（各区の子育て支援課）が対象家庭を訪問・調査し、養育者の同意のもと、支援開始を決定し、その後、訪問員を調整して派遣しています。支援の内容・期間・方法の決定にあたっては、各区の要保護児童対策地域協議会に諮問を実施しています。

【 提供体制の考え方 】

令和６年（2024年）４月１日時点で、養育支援訪問員21人のうち専門的支援担当（保育士等有資格者）の登録者数は18人（令和５年度（2023年度）末に５人増員）となっています。量の見込み（25世帯）に対して１人で約1.4世帯の担当ができる体制です。

対象となる家庭がもつ問題は複雑化しており、また短期間では問題が解消されない家庭も増えているため、引き続き、現在の実施体制を確保できるよう取り組んでいきます。

●量の見込みと確保の内容

提供区域		令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
市全体	①量の見込み	25世帯	25世帯	25世帯	25世帯	25世帯
	②確保の内容	訪問員 18人程度	訪問員 18人程度	訪問員 18人程度	訪問員 18人程度	訪問員 18人程度

（７）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

【 事業概要 】

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う取組

【 実施状況 】

21か所の子育て支援センター(葵区７、駿河区６、清水区８)において実施しています。

子育て支援センターは、安心して遊べる場所、母親同士の情報交換、専門職員による子育ての悩みなど相談できる施設です。

【 提供体制の考え方 】

子育て支援センターの利用対象世帯は、少子化により減少傾向にあり、令和５年度（2023年度）の利用実績は平成30年度（2018年度）より減少しています。一方、コロナ禍以降、利用者数が回復途中であること、職員への相談件数が増加していること、子ども一人当たりの年間平均利用回数が増加していることから、現在の提供体制を確保していきます。(葵区：７か所、駿河区：６か所、清水区：由比、蒲原を含め８か所)

●量の見込みと確保の内容

※単位：人回＝延べ利用回数

提供区域		令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
市全体	①量の見込み	205,054人回	200,781人回	199,367人回	197,736人回	192,235人回
		21か所	21か所	21か所	21か所	21か所
	②確保の内容	21か所	21か所	21か所	21か所	21か所

〈提供区域別〉

※単位：人回＝延べ利用回数

提供区域		令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
葵区	①量の見込み	83,692人回	81,948人回	81,371人回	80,705人回	78,460人回
		７か所	７か所	７か所	７か所	７か所
	②確保の内容	７か所（83,692人回）	７か所（83,692人回）	７か所（83,692人回）	７か所（83,692人回）	７か所（83,692人回）
駿河区	①量の見込み	82,319人回	80,604人回	80,036人回	79,381人回	77,173人回
		６か所	６か所	６か所	６か所	６か所
	②確保の内容	６か所（82,319人回）	６か所（82,319人回）	６か所（82,319人回）	６か所（82,319人回）	６か所（82,319人回）
清水区	①量の見込み	39,043人回	38,229人回	37,960人回	37,650人回	36,602人回
		８か所	８か所	８か所	８か所	８か所
	②確保の内容	８か所（39,043人回）	８か所（39,043人回）	８か所（39,043人回）	８か所（39,043人回）	８か所（39,043人回）

（８）一時預かり事業

【 事業概要 】

保護者の病気等により家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間に保育所、幼稚園、その他の場所において、一時的な預かりを実施する取組

【 実施状況 】

市立園（56園）、私立園（96園）、幼稚園（21園）、中央子育て支援センター（２か所）、待機児童園（３か所）において実施しています。

【 提供体制の考え方 】

〔幼稚園利用〕

各幼稚園等において、臨時的な利用者も含め受け入れしており、今後もすべてのニーズに対応できる提供体制を確保していきます。

〔その他利用（地域密着型）〕

認定こども園・保育所等については、各認定こども園等において、臨時的な利用者も含め受け入れしており、今後もすべてのニーズに対応できる提供体制を確保していきます。

中央子育て支援センターについては、静岡中央と清水中央の子育て支援センターでは、土日祝日や早朝夜間などのニーズに対応可能な最大値とします。

待機児童園については、各待機児童園において、現在のニーズに対する受け入れができており、今後もすべてのニーズに対応できる提供体制を確保していきます。

●量の見込みと確保の内容

〔幼稚園利用〕　※単位：人日＝延べ利用人数

提供区域			令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
市全体	①量の見込み		154,492人日	148,654人日	141,882人日	138,447人日	137,670人日
		１号認定	43,258人日	41,623人日	39,727人日	38,765人日	38,548人日
		２号認定	111,234人日	107,031人日	102,155人日	99,682人日	99,122人日
	②確保の内容		154,492人日	148,654人日	141,882人日	138,447人日	137,670人日

〈提供区域別〉

※単位：人日＝延べ利用人数

提供区域		令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
静岡中央	①量の見込み	14,211人日	13,935人日	13,508人日	13,143人日	12,924人日
	１号認定	3,979人日	3,902人日	3,782人日	3,680人日	3,619人日
	２号認定	10,232人日	10,033人日	9,726人日	9,463人日	9,305人日
	②確保の内容	14,211人日	13,935人日	13,508人日	13,143人日	12,924人日
静岡北	①量の見込み	9,503人日	9,321人日	8,994人日	8,702人日	8,557人日
	１号認定	2,661人日	2,610人日	2,518人日	2,437人日	2,396人日
	２号認定	6,842人日	6,711人日	6,476人日	6,265人日	6,161人日
	②確保の内容	9,503人日	9,321人日	8,994人日	8,702人日	8,557人日
静岡城北	①量の見込み	15,997人日	15,705人日	15,196人日	14,844人日	14,577人日
	１号認定	4,479人日	4,397人日	4,255人日	4,156人日	4,082人日
	２号認定	11,518人日	11,308人日	10,941人日	10,688人日	10,495人日
	②確保の内容	15,997人日	15,705人日	15,196人日	14,844人日	14,577人日
静岡東	①量の見込み	11,409人日	11,251人日	10,911人日	10,766人日	10,571人日
	１号認定	3,195人日	3,150人日	3,055人日	3,014人日	2,960人日
	２号認定	8,214人日	8,101人日	7,856人日	7,752人日	7,611人日
	②確保の内容	11,409人日	11,251人日	10,911人日	10,766人日	10,571人日
静岡西北	①量の見込み	5,486人日	5,316人日	5,122人日	4,940人日	4,818人日
	１号認定	1,536人日	1,488人日	1,434人日	1,383人日	1,349人日
	２号認定	3,950人日	3,828人日	3,688人日	3,557人日	3,469人日
	②確保の内容	5,486人日	5,316人日	5,122人日	4,940人日	4,818人日
静岡山間	①量の見込み	97人日	73人日	85人日	73人日	61人日
	１号認定	27人日	20人日	24人日	20人日	17人日
	２号認定	70人日	53人日	61人日	53人日	44人日
	②確保の内容	97人日	73人日	85人日	73人日	61人日
静岡東南	①量の見込み	13,314人日	12,610人日	12,076人日	11,858人日	12,113人日
	１号認定	3,728人日	3,531人日	3,381人日	3,320人日	3,392人日
	２号認定	9,586人日	9,079人日	8,695人日	8,538人日	8,721人日
	②確保の内容	13,314人日	12,610人日	12,076人日	11,858人日	12,113人日
静岡西南	①量の見込み	23,170人日	21,968人日	20,864人日	20,487人日	20,851人日
	１号認定	6,488人日	6,151人日	5,842人日	5,736人日	5,838人日
	２号認定	16,682人日	15,817人日	15,022人日	14,751人日	15,013人日
	②確保の内容	23,170人日	21,968人日	20,864人日	20,487人日	20,851人日
静岡長田	①量の見込み	15,135人日	14,285人日	13,581人日	13,314人日	13,521人日
	１号認定	4,238人日	4,000人日	3,803人日	3,728人日	3,786人日
	２号認定	10,897人日	10,285人日	9,778人日	9,586人日	9,735人日
	②確保の内容	15,135人日	14,285人日	13,581人日	13,314人日	13,521人日
清水羽衣	①量の見込み	12,538人日	12,016人日	11,239人日	10,875人日	10,693人日
	１号認定	3,511人日	3,364人日	3,147人日	3,045人日	2,994人日
	２号認定	9,027人日	8,652人日	8,092人日	7,830人日	7,699人日
	②確保の内容	12,538人日	12,016人日	11,239人日	10,875人日	10,693人日

※単位：人日＝延べ利用人数

提供区域			令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
清水有度	①量の見込み		17,295人日	16,676人日	15,839人日	15,511人日	15,414人日
		１号認定	4,843人日	4,669人日	4,435人日	4,343人日	4,316人日
		２号認定	12,452人日	12,007人日	11,404人日	11,168人日	11,098人日
	②確保の内容		17,295人日	16,676人日	15,839人日	15,511人日	15,414人日
清水庵原	①量の見込み		13,278人日	12,598人日	11,773人日	11,312人日	11,069人日
		１号認定	3,718人日	3,527人日	3,296人日	3,167人日	3,099人日
		２号認定	9,560人日	9,071人日	8,477人日	8,145人日	7,970人日
	②確保の内容		13,278人日	12,598人日	11,773人日	11,312人日	11,069人日
清水山間	①量の見込み		437人日	376人日	352人日	328人日	316人日
		１号認定	122人日	105人日	99人日	92人日	88人日
		２号認定	315人日	271人日	253人日	236人日	228人日
	②確保の内容		437人日	376人日	352人日	328人日	316人日
由比蒲原	①量の見込み		2,622人日	2,524人日	2,342人日	2,294人日	2,185人日
		１号認定	734人日	707人日	656人日	642人日	612人日
		２号認定	1,888人日	1,817人日	1,686人日	1,652人日	1,573人日
	②確保の内容		2,622人日	2,524人日	2,342人日	2,294人日	2,185人日

●量の見込みと確保の内容

〔その他利用（地域密着型）〕

※単位：人日＝延べ利用人数

提供区域			令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
市全体	①量の見込み		28,019 人日	27,371 人日	26,877 人日	26,367 人日	26,101 人日
	②確保の内容		32,336 人日	31,930 人日	31,621 人日	31,302 人日	31,135 人日
		認定こども園・保育所等	12,747 人日	12,452 人日	12,227 人日	11,995 人日	11,874 人日
		中央子育て支援センター	14,800 人日	14,800 人日	14,800 人日	14,800 人日	14,800 人日
		待機児童園	4,789 人日	4,678 人日	4,594 人日	4,507 人日	4,461 人日

〈提供区域別〉

〔その他利用（地域密着型）〕【認定こども園・保育所等】

※単位：人日＝延べ利用人数

提供区域		令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
静岡中央	①量の見込み	1,010 人日	993 人日	975 人日	959 人日	941 人日
	②確保の内容	1,010 人日	993 人日	975 人日	959 人日	941 人日
静岡北	①量の見込み	820 人日	802 人日	787 人日	769 人日	757 人日
	②確保の内容	820 人日	802 人日	787 人日	769 人日	757 人日
静岡城北	①量の見込み	1,238 人日	1,216 人日	1,193 人日	1,170 人日	1,150 人日
	②確保の内容	1,238 人日	1,216 人日	1,193 人日	1,170 人日	1,150 人日
静岡東	①量の見込み	1,156 人日	1,133 人日	1,112 人日	1,094 人日	1,072 人日
	②確保の内容	1,156 人日	1,133 人日	1,112 人日	1,094 人日	1,072 人日
静岡西北	①量の見込み	514 人日	502 人日	497 人日	485 人日	476 人日
	②確保の内容	514 人日	502 人日	497 人日	485 人日	476 人日

提供区域		令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
静岡山間	①量の見込み	24 人日	20 人日	21 人日	19 人日	19 人日
	②確保の内容	24 人日	20 人日	21 人日	19 人日	19 人日
静岡東南	①量の見込み	1,281 人日	1,255 人日	1,239 人日	1,221 人日	1,227 人日
	②確保の内容	1,281 人日	1,255 人日	1,239 人日	1,221 人日	1,227 人日
静岡西南	①量の見込み	1,826 人日	1,792 人日	1,766 人日	1,742 人日	1,751 人日
	②確保の内容	1,826 人日	1,792 人日	1,766 人日	1,742 人日	1,751 人日
静岡長田	①量の見込み	1,174 人日	1,149 人日	1,133 人日	1,118 人日	1,120 人日
	②確保の内容	1,174 人日	1,149 人日	1,133 人日	1,118 人日	1,120 人日
清水羽衣	①量の見込み	1,075 人日	1,049 人日	1,021 人日	1,000 人日	983 人日
	②確保の内容	1,075 人日	1,049 人日	1,021 人日	1,000 人日	983 人日
清水有度	①量の見込み	1,332 人日	1,290 人日	1,264 人日	1,232 人日	1,213 人日
	②確保の内容	1,332 人日	1,290 人日	1,264 人日	1,232 人日	1,213 人日
清水庵原	①量の見込み	1,025 人日	990 人日	966 人日	942 人日	928 人日
	②確保の内容	1,025 人日	990 人日	966 人日	942 人日	928 人日
清水山間	①量の見込み	68 人日	63 人日	61 人日	57 人日	56 人日
	②確保の内容	68 人日	63 人日	61 人日	57 人日	56 人日
由比蒲原	①量の見込	204 人日	198 人日	192 人日	187 人日	181 人日
	②確保の内容	204 人日	198 人日	192 人日	187 人日	181 人日

〔その他利用（地域密着型）〕【中央子育て支援センター】　※単位：人日＝延べ利用人数

提供区域		令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
市全体	①量の見込み	10,483 人日	10,241 人日	10,056 人日	9,865 人日	9,766 人日
	②確保の内容	14,800 人日	14,800 人日	14,800 人日	14,800 人日	14,800 人日

〔その他利用（地域密着型）〕【待機児童園】　※単位：人日＝延べ利用人数

提供区域		令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
市全体	①量の見込み	4,789 人日	4,678 人日	4,594 人日	4,507 人日	4,461 人日
	②確保の内容	4,789 人日	4,678 人日	4,594 人日	4,507 人日	4,461 人日

※〔その他利用（地域密着型）〕における「中央子育て支援センター」及び「待機児童園」は、提供区域を限定した受け入れとしていないため、市全体で算出

（９）病児保育事業、子育て援助活動支援事業〔病児・緊急対応強化事業〕

【 事業概要 】

〔病児保育事業・・・施設型〕

子どもが発熱等の急な病気になった場合、病院、保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を実施する取組

〔子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）・・・緊急サポート〕

子どもが発熱等の病気になった場合などに、事前に登録している「援助を受けたい人（おねがい会員）」が「援助を行いたい人（まかせて会員）」に子どもを預けることにより、子育てを助けあう取組

【 実施状況 】

〔施設型〕

市内３か所（各区１か所）において実施しています。開設日は平日のみとなっています。

〔緊急サポート〕

市内１か所（葵区）に事務所を設け、おねがい会員とまかせて会員の利用調整、会員の登録業務等を実施しています。病後児、緊急時の預かりなどを助け合う有償ボランティアで、土日祝日も対応しています。

【 提供体制の考え方 】

〔施設型〕

現在、３区に１か所ずつ設置していますが、定員を上回るニーズに対応するため、新たに各区に１か所ずつ提供体制を確保していきます。

〔緊急サポート〕

「まかせて会員」が必要な知識・技術を習得するための研修を行うとともに、事業の周知ＰＲにより会員数の増加を図り、提供体制を確保していきます。

●量の見込みと確保の内容

※単位：人日＝延べ利用人数、会員＝まかせて会員数

提供区域			令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
市全体	①量の見込み		12,345 人日	11,981 人日	11,618 人日	11,279 人日	10,949 人日
	②確保の内容		7,930 人日	9,540 人日	9,750 人日	10,960 人日	11,170 人日
		施設型	3,100 人日	4,500 人日	4,500 人日	5,500 人日	5,500 人日
			4 か所	5 か所	5 か所	6 か所	6 か所
		緊急サポート	4,830 人日	5,040 人日	5,250 人日	5,460 人日	5,670 人日
			230 会員	240 会員	250 会員	260 会員	270 会員

〈提供区域別〉

〔施設型〕

※単位：人日＝延べ利用人数

提供区域		令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
葵区	①量の見込み	3,494 人日	3,407 人日	3,299 人日	3,204 人日	3,110 人日
	②確保の内容	1,000 人日	2,250 人日	2,250 人日	2,250 人日	2,250 人日
		1 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
駿河区	①量の見込み	2,479 人日	2,412 人日	2,358 人日	2,306 人日	2,258 人日
	②確保の内容	1,350 人日	1,500 人日	1,500 人日	1,500 人日	1,500 人日
		2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
清水区	①量の見込み	2,044 人日	1,964 人日	1,891 人日	1,819 人日	1,746 人日
	②確保の内容	750 人日	750 人日	750 人日	1,750 人日	1,750 人日
		1 か所	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所

〔緊急サポート〕

※単位：人日＝延べ利用人数、会員＝まかせて会員数

提供区域		令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
市全体	①量の見込み	4,328 人日	4,198 人日	4,070 人日	3,950 人日	3,835 人日
	②確保の内容	4,830 人日	5,040 人日	5,250 人日	5,460 人日	5,670 人日
		230 会員	240 会員	250 会員	260 会員	270 会員

（10）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【 事業概要 】

子どもの一時的な預かりや移動支援などの援助を受けることを希望する者と、これらの援助を行うことを希望する者との連絡・調整や、援助を行うことを希望する者への講習の実施等の支援を行う取組

【 実施状況 】

会員同士が送迎や預かりなど有償ボランティアで行い、土日祝日も対応しています。

【 提供体制の考え方 】

今後のニーズ量に対応するためには、支援の担い手となる「まかせて会員」・「どっちも会員」の数を継続して確保していく必要があることから、事業の周知ＰＲを強化します。

また、「まかせて会員」・「どっちも会員」が必要な知識・技術を習得するための研修機会を増やし、順次、提供体制を確保していきます。

●量の見込みと確保の内容　※単位：人日＝延べ利用人数、会員＝まかせて・どっちも会員数

提供区域			令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
市全体	①量の見込み		7,266 人日	7,048 人日	6,833 人日	6,632 人日	6,439 人日
		就学児	3,706 人日	3,594 人日	3,485 人日	3,382 人日	3,284 人日
		未就学児	3,560 人日	3,454 人日	3,348 人日	3,250 人日	3,155 人日
	②確保の内容		13,884 人日 1,157 会員	14,124 人日 1,177 会員	14,364 人日 1,197 会員	14,604 人日 1,217 会員	14,844 人日 1,237 会員
		就学児	7,081 人日	7,203 人日	7,326 人日	7,448 人日	7,570 人日
		未就学児	6,803 人日	6,921 人日	7,038 人日	7,156 人日	7,274 人日

（11）妊婦健診

【 事業概要 】

安全・安心な分娩や出産のために、妊婦の健康診査に係る経済的負担を軽減することにより、医療機関等への受診を勧奨する取組

【 実施状況 】

妊婦からの「妊娠届出書」の提出を受け、妊娠周期（週数）に応じた公費負担の受診券を交付することにより実施しています。（基本健診最大16回、超音波検査４回、血液検査１回、血算検査１回、ＧＢＳ検査１回）

※一人当たりの基本健診受診回数（令和２年度（2020年度）～令和５年度（2023年度）平均値）：12.24回

①静岡県内の産科医療機関で受診する場合

県内市町の産科医療機関からの請求により、産科医療機関へ健診費用を支払います。

②静岡県外の産科医療機関で受診する場合

里帰り等妊婦健康診査補助金として、受診者からの申請に基づき受診者へ補助金を支払います。（償還払）

【 提供体制の考え方 】

本事業は、県内の総合病院、診療所、助産所等協力医療機関で受診できるほか、償還払制度により県外の医療機関での受診にも対応しており、すべての妊婦が受診可能な体制となっています。

●量の見込みと確保の内容

※単位：人日＝延べ健診回数

提供区域		令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
市全体	①量の見込み	3,808 人	3,756 人	3,708 人	3,657 人	3,603 人
		46,608 人回	45,972 人回	45,387 人回	44,764 人回	44,104 人回
	②確保の内容	【実施場所】 全国の協力医療機関 【検査項目】 子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、身長、体重、子宮頸がん検診(細胞診)、血液型(ABO血液型・Rh血液型・不規則抗体)、血算、血糖、Ｂ型肝炎抗原検査、Ｃ型肝炎抗体検査、梅毒血清反応検査、風疹ウイルス抗体価検査、トキソプラズマ、HIV抗体、HTLV1、クラミジア検査、超音波検査、Ｂ群溶血性レンサ球菌（GBS）				

（12）実費徴収に伴う補足給付事業

【 事業概要 】

すべての子どもの円滑な教育・保育等の利用を図るための以下の取組

① 認可保育施設を利用する生活保護世帯に対し、特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具等、必要な物品の購入に要する費用等について助成する取組（実費徴収事業）

② 私立幼稚園等を利用する年収360万円相当未満世帯の給食費（副食材料費）について助成する取組

【 実施状況 】

① 認可保育施設を利用する生活保護世帯に対し、特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具等、必要な物品の購入に要する費用等の助成を実施しています。
【対象：認定こども園、保育所、小規模保育事業等】

② 私立幼稚園等を利用する年収360万円相当未満世帯の給食費（副食材料費）について助成を実施しています。

【 提供体制の考え方 】

保護者からの申請を受け付け、対象者全員に補助します。

●量の見込みと確保の内容

提供区域			令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
市全体	①量の見込み		237 人	232 人	227 人	222 人	221 人
		日用品（保育所等利用）	139 人	136 人	133 人	130 人	129 人
		給食費（幼稚園利用）	98 人	96 人	94 人	92 人	92 人
	②確保の内容		237 人	232 人	227 人	222 人	221 人
		日用品（保育所等利用）	139 人	136 人	133 人	130 人	129 人
		給食費（幼稚園利用）	98 人	96 人	94 人	92 人	92 人

（13）多様な主体の参入促進事業

【 事業概要 】

〔巡回支援〕

新たに認定こども園、保育所、小規模保育施設を運営する事業者に対し、巡回支援員が各施設を訪問し、施設の運営等に関する相談・助言等を行う取組

〔費用助成〕

私立認定こども園での健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもの受け入れを促進するため、当該児童を２人以上受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を助成する取組

【 実施状況 】

〔巡回支援〕

新たに認定こども園、保育所、小規模保育施設を運営する事業者に対し、巡回支援員が各施設を訪問し、施設の運営等に関する相談・助言等を実施しています。

〔費用助成〕

これまでの利用実績はありません。

【 提供体制の考え方 】

〔巡回支援〕

量の見込みに対して適切に事業が実施できるよう、巡回支援員を確保するとともに、対象施設と連絡調整を図りながら、巡回支援を実施します。

〔費用助成〕

対象となる施設に補助します。

●量の見込みと確保の内容

提供区域			令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
市全体	①量の見込み	巡回支援	０ 回	４ 回	10 回	６ 回	２ 回
		特別教育・保育経費	６ 人	６ 人	６ 人	６ 人	６ 人
	②確保の内容	巡回支援	０ 回	20 回	16 回	４ 回	０ 回
		特別教育・保育経費	６ 人	６ 人	６ 人	６ 人	６ 人

（14）産後ケア事業

【 事業概要 】

出産後１年以内の母子に対して、助産師等が心身のケアや保健指導等を行い、産後の身体的回復や心理的安定を促すとともに、母子のセルフケア能力を育み、健やかな育児ができる環境を整えることを目的とする取組

【 実施状況 】

対象者の利用申請（利用者が種別・日時・実施事業所を選択）に基づき、実施しています。

利用上限は、１回の出産につき、宿泊型７日、日帰り型（相談と休息タイプ）７日、日帰り型（相談タイプ）と訪問型合わせて７回までとなっています。

【 提供体制の考え方 】

令和５年度（2023年度）は33か所、令和６年度（2024年度）は35か所の施設（助産所または助産師）が事業を受託し、宿泊型８か所、日帰り型22か所、訪問型29か所でサービスを提供しています。

令和７年度（2025年度）以降は、病床数＝ベッド数（特に宿泊型や日帰り型相談・休息タイプに対応）やスタッフ数がより確保しやすい医療機関も含め、利用者増加に対応できる提供体制を確保し、産後ケアを必要とするすべての人が利用できるよう取り組んでいきます。

●量の見込みと確保の内容

提供区域				令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
市全体	①量の見込み	宿泊型		257 日	257 日	257 日	257 日	257 日
		日帰り型（相談と休息タイプ）		300 日	300 日	300 日	300 日	300 日
		日帰り型（相談タイプ）		2,244 回	2,244 回	2,244 回	2,244 回	2,244 回
		訪問型		1,961 回	1,961 回	1,961 回	1,961 回	1,961 回
	②確保の内容	実施施設数		38 か所	38 か所	38 か所	38 か所	38 か所
			宿泊型	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所
			日帰り型（相談と休息タイプ）	23 か所	23 か所	23 か所	23 か所	23 か所
			日帰り型（相談タイプ）	25 か所	25 か所	25 か所	25 か所	25 か所
			訪問型	30 か所	30 か所	30 か所	30 か所	30 か所

（15）子育て世帯訪問支援事業

【 事業概要 】

〔養育支援訪問事業〕

養育の支援が特に必要な家庭に訪問員を派遣して、養育者の育児・家事能力を向上させるための支援を実施する取組

〔ヤングケアラーヘルパー派遣事業〕

ヤングケアラーの負担を軽減するため、家事支援等を行うヘルパーを無料で派遣する取組

【 実施状況 】

〔養育支援訪問事業〕

保健福祉センター、児童相談所等の支援機関から依頼を受けて中核機関（各区の子育て支援課）が対象家庭を訪問・調査し、養育者の同意のもと、開始決定をし、その後、訪問員を調整して派遣します。支援の内容・期間・方法の決定にあたっては、各区の要保護児童対策地域協議会に諮問を行います。

〔ヤングケアラーヘルパー派遣事業〕

ヤングケアラー支援の関係機関や本人からの依頼を受けて、こども若者応援課が対象世帯を訪問・調査し、保護者の同意のもと、支援の開始を決定します。その後、事業所を調整し、世帯にヘルパーを派遣します。

【 提供体制の考え方 】

〔養育支援訪問事業〕

令和６年（2024年）４月現在、養育支援訪問員21名のうち育児・家事援助担当の登録者数は３名となっており、量の見込み（２世帯）に対して１名で１世帯の担当ができる体制です。

引き続き、現在の実施体制を確保できるよう取り組んでいきます。

〔ヤングケアラーヘルパー派遣事業〕

令和６年（2024年）８月現在、事業所との契約数は６事業所となっています。

各事業所、同時期に最低３人のヘルパーを派遣できる体制となっているため、今後の派遣件数に応じ、契約事業所を増やし、引き続き必要な体制を確保していきます。

●量の見込みと確保の内容

〔養育支援訪問事業〕

提供区域		令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
市全体	①量の見込み	２世帯	２世帯	２世帯	２世帯	２世帯
	②確保の内容	訪問員 ２名程度	訪問員 ２名程度	訪問員 ２名程度	訪問員 ２名程度	訪問員 ２名程度

〔ヤングケアラーヘルパー派遣事業〕

提供区域		令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
市全体	①量の見込み	14世帯	16世帯	19世帯	23世帯	28世帯
	②確保の内容	委託事業所 ６者程度	委託事業所 ６者程度	委託事業所 ７者程度	委託事業所 ８者程度	委託事業所 10者程度

（16）妊婦等包括相談支援事業

【 事業概要 】

妊娠８か月頃、希望に応じて助産師が家庭を訪問し、不安・悩みに応じた個別面談・保健指導を行う取組

【 実施状況 】

妊娠７か月頃の妊婦宛てに案内通知を送付し、市内助産師会による個別面談・保健指導を実施しています。また、本市独自の取組として、子どもが１歳・２歳の誕生日を迎える月に、希望に応じて保育士等による訪問相談を実施しています。

【 提供体制の考え方 】

希望するすべての家庭に対して、個別面談・保健指導ができる提供体制を確保していきます。

●量の見込みと確保の内容

提供区域		令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
市全体	①量の見込み（妊婦）	748人	738人	729人	719人	708人
	②確保の内容（助産師）	37人	37人	37人	37人	37人

（17）児童育成支援拠点事業

【 事業概要 】

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図る取組

【 提供体制の考え方 】

令和８年度（2026年度）以降の実施に向けて検討を行います。

（18）親子関係形成支援事業

【 事業概要 】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る取組

【 提供体制の考え方 】

令和８年度（2026年度）以降の実施に向けて検討を行います。

5 幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の円滑な利用と質の向上のための取組

1 幼児期の教育・保育等の質の確保及び向上

幼児期の教育・保育の提供体制と質の確保に向けて、保育士・保育所支援センターにおける潜在保育士の就職支援や、就職フェアの開催等を通じて、就職時におけるミスマッチを防ぎ、自らが選んだ就職先で長期に働き続けられるよう支援することにより、保育士不足の解消を図ります。また、現在勤務している保育士の離職防止策として、保育補助員の雇用やICT化の推進による業務負担の軽減や給与の改善に取り組み、保育現場で働き続けられる環境整備を進めていくとともに、雇用する保育士の家賃の一部補助及び保育士資格取得等の貸付制度を行います。

また、認定こども園の普及を図るために、幼稚園教諭免許または保育士資格のどちらかを有する教育・保育従事者に対し、もう片方の免許・資格を取得できるよう支援を行います。

さらに、質の高い幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業のサービスを提供できるよう、保育士や放課後児童支援員などの子ども・子育て支援の担い手の資質向上のために必要な研修機会を確保します。特に、特別な配慮を必要とする子どもをはじめ、一人ひとりを大切にした個に応じた適切な教育・保育を提供できるよう、専門機関と連携した研修を開催するなど、職員の資質向上を図ります。

加えて、こども未来局に教育・保育に関する専門性を有する職員である指導主事（幼児教育・保育推進支援員）を配置し、各園への訪問指導を実施するとともに、幼児教育センターを中心として、保育士等の育成や支援体制の充実に取り組みます。

2　外国につながりのある幼児への支援・配慮

海外から帰国した幼児や外国籍の幼児など、外国につながりのある幼児やその保護者が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援の取組を円滑に利用できるよう、支援と配慮を行います。

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援の取組の利用にあたっては、外国につながりのある幼児の思いが伝わらないことや、生活習慣の違いなどによる戸惑いを解消するため、保育士等が生活や食事、文化の違いを理解し、その国の言葉を語りかけたり、絵カードを利用したりするなど、一人ひとりの実態に応じた配慮を行います。

また、外国籍の保護者に自国の文化に関する話をしてもらったり、遊びや料理を紹介してもらったり、外国につながりのある幼児が暮らしていた国の生活について話題にすることで、他の幼児も異なる文化に触れながら、多様性に気付き、興味や関心を高めていくことができるよう適切に援助していきます。

さらに、保護者に施設からの情報が伝わりにくいことなどを解消するため、お便りや配布物をやさしい日本語で作成するとともに、重要な部分にマーカーを引き、ローマ字等で追記するといった個別の対応を行うことにより、保護者とのコミュニケーションを図るなどの保護者支援も行います。

また、ハラール対応として、給食の食材や調理方法については、保護者と相談しながら確認を行っています。なお、クリスマスやハロウィン等宗教的背景を持つ行事への参加を希望しない場合もあるため、事前に保護者への確認を行います。

多様な文化を互いに尊重し、すべての子どもが安心して過ごせるよう支援・配慮していきます。

3　児童虐待防止対策の充実

虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を図るためには、こども家庭センターと児童相談所との連携に加えて、関係機関の間で情報や支援の方向性を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要です。

本市では、子育て支援にかかわる機関が連携を密にし、要保護児童の適切な保護や要支援児童、特定妊婦への適切な支援を図るため、児童福祉法第25条の２第１項の規定による要保護児童対策地域協議会を設置しています。

本協議会において、要保護児童等に関する情報を共有し、関係機関と連携して家庭に対して総合的な支援を行うとともに、協議会の調整機関には、児童福祉法に定める資格をもった調整担当者を配置し、関係機関との連絡調整や適切なケースの進行管理を行います。

また、母子保健と児童福祉の支援の切れ目を解消するため、保健福祉センターとこども家庭センターの連携のもと、一体的な相談支援及び継続的な支援の充実を図ります。

加えて、関係機関が児童虐待への理解を深め、対応力を向上させることができる研修会等の開催や支援体制の強化に取り組みます。

さらに、静岡県社会的養育推進計画を踏まえ、子どもが地域で安全に暮らせるための取組や、代替養育を必要とする子どもへの家庭と同様の環境における養育を推進するなど、子どもにとって最善の利益を実現するための支援を実施します。

4　ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の母や父は、子育て・仕事・家事等の日常生活全般を一人で担うことが多く、精神的または経済的負担を感じることがあります。

このような負担を少しでも軽減できるように、ひとり親家庭が抱えるさまざまな問題を解決するため、母子・父子自立支援員等が、ひとり親家庭になった背景や、自身や子どもの年齢、住居、家族、就業状況等を伺い、個々の状況に応じて、関係機関との連携を図りながら相談体制や情報提供の充実を図ります。

また、子育てに係る利用者負担の軽減や手当などの経済的な支援だけでなく、正規雇用への転職につながる資格取得支援などの就労支援や、養育費の確保の支援に取り組みます。

5　障がい児施策の充実

発達が気になる子どもや、障がいのある子どもとその家庭を支援していくためには、１歳６か月児健診における早期発見に努め、一人ひとりのニーズに沿った乳幼児から成人に至るまでの一貫した支援体制を構築し、適切に支援していくことが重要です。

特別な支援が必要な子どもへの支援の充実を図ることで、幼児・児童・生徒一人ひとりの個性を尊重し、幼児期から学校卒業後までを見通した特別支援教育を実施し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、共生社会の実現につなげていきます。

また、多様化・専門化する相談に対応できる体制の整備や、障がいのある子どもの家庭の負担を軽減する福祉サービスの提供を行うとともに、関係機関や学校と連携しながら、発達が気になる子どもや障がいのある子どもが、住み慣れた地域で自分らしく豊かで充実した人生を過ごすことができるよう支援していきます。

6　職業生活と家庭生活との両立の推進

職業生活と家庭生活との両立を推進するためは、働きながら子育てができる環境の充実を図ることが重要です。保護者が産後の休業及び育児休業後に円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、市民ニーズの把握に努めながら、保育所等及び放課後児童クラブの受け皿確保や待機児童対策等に取り組むとともに、病児保育や子育て援助活動支援の充実に取り組みます。

また、父親と母親の両方が子育てに参画できるよう、子育て世帯が希望する働き方を分析し、その結果を企業と共有することや、企業が活用できる国の助成金などの両立支援制度の周知を図ることにより、企業側の意識醸成や、勤務制度の拡充を促進し、子育て世帯が働きやすい職場環境の実現を目指します。

さらに、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画について、企業や市民向けに情報発信や啓発活動を行い、男性の子育て参加について、当事者の意識改革や周囲の理解促進に取り組みます。

7　関係機関相互の連携の推進

子ども・子育て支援を推進していくためには、行政組織、民生委員・児童委員協議会や子育てに関係する市民活動団体等との連携、そして、地域住民の協力と参加が必要です。そのため、市民に対して積極的に情報提供をしていくとともに、市と各種団体、地域住民との連携を図ります。

また、子育てに対して多様化するニーズに対応していくため、保育士、教員、保健師などの子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアなど、子育て支援を担う幅広い人材の確保・育成に努め、連携を図りながら、地域資源を活かした子育て支援の充実を図ります。

資 料 編

資料編

1 庁内会議（静岡市こども施策推進会議）組織図

【会　長】
大石副市長
（こども未来局に関する事務を担任する副市長）

【副　会　長】
吉田副市長
（他の副市長）

【事　務　局】
こども未来局こども未来課

【推進会議委員】28人	
危機管理局長	総務局長
総合政策局長	財政局長
観光文化・市民局長	市民生活統括監
駿河区長	駿河区長
清水区長	環境局長
森林経営統括監	保健福祉長寿局長
保健衛生医療統括監	こども未来局長
経済局長	海洋政策統括監
都市局長	建築統括監
建設局長	会計管理者
消防局長	上下水道局長
教育局長	選挙管理委員会事務局長
人事委員会事務局長	監査委員事務局長
農業委員会事務局長	議会事務局長

【幹　事　会】
関係課長　31 人

2 児童福祉専門分科会委員一覧

（敬称略、50音順）

No	委員名	所属	専門分野等
1	荒木　麻里子	公募市民	公募市民
2	有田　瑞恵	静岡市心身障害児福祉センター 「いこいの家」　所長	児童福祉（障害）
3	安藤　千晶	静岡県社会福祉士会 日本社会福祉士会　副会長	ヤングケアラー支援 （困難を抱える若者支援）
4	小嶌　佑弥	静岡地域労働者福祉協議会	労働者代表
5	小林　鉱史	公募市民	公募市民
6	田原　卓	静岡ガス株式会社コーポレートサービス本部 人事部　社員サポートセンター長	雇用者代表
⑦	田宮　縁	静岡大学　教育学部　教授	幼児教育・ＥＳＤ 生活科・総合的学習
8	土屋　雅裕	静岡市民生委員児童委員協議会 葵区主任児童委員代表	地域の児童福祉活動
9	坪内　和美	清水中央子育て支援センター　所長	地域の子育て支援活動
10	南條　美穂	静岡市校長会	教育（学校教育）
11	堀　弘幸	清水青少年育成推進委員会　会長	健全育成
12	増田　真理江	静岡市母子寡婦福祉会　常任理事	ひとり親家庭支援
13	宮城島　喜子	公募市民	公募市民
14	宮下　友美恵	静岡市私立幼稚園連合会　会長	教育（幼児教育）
15	森下　健二	静岡市私立保育園長会　会長	児童福祉（保育）

※１　〇印は会長　　※２　任期は令和９年３月31日まで

令和８年（2026年）６月28日まで就任。令和８年（2026年）６月29日より増田委員に交代

佐藤　和代	静岡市母子寡婦福祉会　理事長	ひとり親家庭支援

3 計画策定の経過

（1）審議会・会議等

●2023年度

日程	会議	内容
2023年 7月24日	児童福祉専門分科会①	静岡市子ども・子育てに関するニーズ調査 調査票案の確認
2023年 12月21日	児童福祉専門分科会②	静岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査 進捗状況について
2024年 3月13日	児童福祉専門分科会③	静岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査について

●2024年度

日程	会議	内容
2024年 6月27日	児童福祉専門分科会①	第３期静岡市子ども・子育て支援事業計画の 策定について
2024年 7月30日	児童福祉専門分科会②	第３期静岡市子ども・子育て支援事業計画の 策定について
2024年 9月30日	児童福祉専門分科会③	第３期静岡市子ども・子育て支援事業計画の 策定について
2024年 11月6日	児童福祉専門分科会④	第３期静岡市子ども・子育て支援事業計画の 策定について
2025年 3月5日	児童福祉専門分科会⑤	第３期静岡市子ども・子育て支援事業計画の 策定について

●2025年度

日程	会議	内容
2025年 8月27日	児童福祉専門分科会①	こどもの生活実態調査の実施について こども・若者実態調査の実施について 静岡市ひとり親家庭等自立促進計画策定に係る アンケート調査の実施について
2026年 3月4日	児童福祉専門分科会②	「こどもの生活実態調査」の中間報告について 「こども・若者実態調査」の中間報告について 「ひとり親家庭等自立促進計画策定に係る アンケート調査」の中間報告について

●2026年度

日程	会議	内容
2026年 6月23日	児童福祉専門分科会①	（仮称）静岡市こども計画の策定について 計画骨子案、施策体系案
2026年 7月21日	児童福祉専門分科会②	（仮称）静岡市こども計画案について 計画素案、意見聴取の実施概要 （アンケート、ワークショップ、フリーボード）
2026年 9月7日	児童福祉専門分科会③	（仮称）静岡市こども計画素案の確認について
2026年 9月8日	こども施策推進会議①	（仮称）静岡市こども計画　計画案の方向性について
2026年 11月11日	児童福祉専門分科会④	（仮称）静岡市こども計画 パブリックコメント前計画案の確認について
2026年 11月16日	こども施策推進会議②	（仮称）静岡市こども計画 パブリックコメント前計画案の確認について
2027年 2月4日	児童福祉専門分科会⑤	（仮称）静岡市こども計画の策定について
2027年 2月8日	こども施策推進会議③	（仮称）静岡市こども計画の策定について
2027年 3月8日	児童福祉専門分科会⑥	（仮称）静岡市こども計画の策定について

（２）意見聴取・調査

●2023年度

日程	区分	内容
2023年12月～ 2024年１月	調査	静岡市子ども・子育てに関するニーズ調査

●2024年度

日程	区分	内容
2024年４～５月	調査	静岡市版出生動向基本調査

●2025年度

日程	区分	内容
2025年10～11月	調査	こども・若者実態調査
2025年11月	調査	ひとり親家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査
2025年11～12月	調査	こどもの生活実態調査
2026年３月～４月	意見聴取	困難を抱えるこどもへのアンケート調査

●2026年度

日程	区分	内容
2026年７月～８月	意見聴取	「（仮称）静岡市こども計画」策定にかかる 市民アンケート（１回目）
2026年９月	意見聴取	こども・子育て当事者によるワークショップ（１回目）
2026年９～10月	意見聴取	フリーボード
2026年11月	意見聴取	こども・子育て当事者によるワークショップ（２回目）
2026年11月	意見聴取	大学生との意見交換
2026年11月	意見聴取	「（仮称）静岡市こども計画」策定にかかる 市民アンケート（２回目）
2026年12月	意見聴取	５歳児インタビュー
2026年12月	意見聴取	パブリックコメント

4 用語集

	用語	内容
あ行	ＩＣＴ	情報通信技術のことです。パソコンやスマートフォン、インターネットなどを使って、情報を集めたり伝えたりする技術を指します。
	アウトリーチ	学校や支援機関などが、困っている人のいる家庭や地域に出向いて、相談に乗ったり支援につなげたりすることです。こどもや家族の困りごとを理解し、信頼関係をつくりながら、学びや社会参加を後押しします。
	アセスメント	困っていることや必要な支援を把握するために、本人の状況や希望、周りの環境などを確認することです。
	アントレプレナーシップ教育	新しいことに挑戦し、自分で考えて価値を生み出す力を育てる教育です。起業だけでなく、問題を見つけて解決する姿勢を学びます。
	意見表明	こどもや若者が、自分の考えや気持ちを安心して伝えることです。大人はその声を受け止め、支援や政策に生かします。
	いじめ	同じ学校などにいる人から、悪口、無視、暴力、ネットでの嫌がらせなどを受け、本人がつらいと感じることです。
	一時預かり	保護者の用事や病気、育児疲れなどで一時的に保育が難しいとき、保育所などが乳幼児を短時間または短期間預かる事業です。
	一時保護	虐待や非行、家庭の事情などでこどもの安全をすぐに守る必要があるとき、児童相談所などが一時的にこどもを保護することです。
	医療的ケア児	日常生活で、たんの吸引や人工呼吸器などの医療的な手助けが継続して必要なこどものことです。
	インクルーシブ教育	障害の有無や特性にかかわらず、すべてのこどもが一緒に学び、必要な配慮を受けられるようにする教育です。
	インターンシップ	学生が、将来の仕事や進路を考えるために、在学中に企業や団体などで仕事を体験することです。
	ウェルビーイング	体も心も、人との関係も含めて、将来にわたり幸せで満たされた状態のことです。
	ＬＧＢＴＱ	同性を好きになる人、性別に違和感がある人など、性のあり方が多数派とは異なる人たちを表す言葉の一つです。
	延長保育	保育所などで、通常の保育時間を超えてこどもを預かる事業です。

	オンラインプラットフォーム	インターネット上で、人やサービスをつなぐ場のことです。検索サイト、SNS、ネットショップ、アプリストア、決済サービスなどが含まれます。
か行	確保方策	地域で必要な教育・保育を受けられるように、認定こども園、幼稚園、保育所などの定員をどれだけ用意するかという計画上の数です。
	キャリアプランニング	進学や就職だけでなく、結婚、出産、子育てなど将来の暮らしも含めて、自分の生き方や働き方を考えることです。
	「くるみん」認定	子育てを応援する職場づくりに取り組み、一定の基準を満たした企業に与えられる厚生労働大臣の認定です。
	結婚支援コンシェルジュ	結婚を望む人を支援する取組が地域でよりよく行われるよう、相談や調整を行う専門の担当者です。
	ゲートキーパー	悩んでいる人の変化に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な相談先や支援につなげ、見守る人のことです。
	こども基本法	こどもや若者に関する取組を進めるための基本的な考え方を定めた法律です。こどもの権利や意見を大切にすることが示されています。
	こども大綱	国がこども政策を進めるための基本方針です。こどもや若者に関する施策を、社会全体で総合的に進めるために作られました。
	こども食堂	地域の人などが、こどもに無料または安い料金で食事や安心して過ごせる場所を提供する取組です。
	こども家庭センター	妊産婦、子育て家庭、こどもが相談できる市町村の窓口です。母子保健と児童福祉の相談支援を一体的に行います。
	こどもの居場所	こどもや若者が安心して過ごせる場所や時間、人とのつながりのことです。家、学校、地域の活動、オンラインの場なども含まれます。
	こどもの権利条約	世界の国々が、こどもの人権を守るために定めた条約です。18歳未満のこどもを、守られるだけでなく権利を持つ主体として考えます。
	児童の権利に関する条約	上の「こどもの権利条約」の正式な名前です。内容は、こどもの基本的人権を守るための国際的な約束です。
	こどもの貧困率	家庭の収入を人数に応じて調整し、一定の基準より低い所得で暮らす18歳未満のこどもの割合です。
	こどもまんなか	こどもの幸せや利益を社会の中心に置き、こどもや子育て中の人を社会全体で応援しようという考え方です。
	合計特殊出生率	1人の女性が一生の間に産むこどもの数に相当する指標です。15～49歳の女性の年齢別出生率を合計して計算します。
さ行	里親	さまざまな事情で家庭で暮らせないこどもを、自分の家庭に迎えて養育する人のことです。都道府県などに登録されます。

サポートルーム	学校に行きづらい児童生徒などが、教室以外で安心して学習や相談ができる校内の居場所です。
産後ケア	出産後の母親と赤ちゃんが安心して過ごせるよう、心身の回復や育児の相談を支える取組です。自宅や医療機関などで行われます。
ジェンダー	社会や文化の中で作られてきた「男らしさ」「女らしさ」などの性別に関する考え方や役割のことです。
自己肯定感	自分にはよいところがあり、大切な存在だと思える気持ちのことです。失敗しても自分を否定しすぎず、前向きに取り組む力につながります。
児童自立生活援助事業	施設や里親家庭などを離れた若者が自立して生活できるよう、住まいでの相談、生活支援、就労支援などを行う事業です。
児童相談所	こどもに関する相談を受け、調査や判断、支援、保護などを行う専門機関です。虐待や非行、家庭の事情など幅広い相談に対応します。
児童手当	高校生年代までのこどもを育てている家庭に支給される手当です。こどもの健やかな成長と家庭生活の安定を支えるための制度です。
児童扶養手当	ひとり親家庭などの生活の安定と自立を支えるため、対象となる児童を育てている家庭に支給される手当です。
児童養護施設	保護者がいない、虐待を受けたなど、家庭で暮らすことが難しいこどもが生活し、養育や自立支援を受ける施設です。
社会的孤立	家族や地域の人との関わりがとても少なく、周囲から孤立している状態です。
社会的養護	家庭で暮らせないこどもを、里親や施設などが公的に育て、支える仕組みです。
重症心身障害児(者)	重い知的障害と重い身体の不自由が重なっている人のことです。18歳未満は重症心身障害児、18歳以上は重症心身障害者といいます。
小規模保育事業所	０～２歳の乳幼児を、少人数で保育する施設です。利用定員はおおむね６人から19人です。
食育	食事を通じて、健康な体をつくる力や食べ物を選ぶ力、感謝の気持ちなどを育てる取組です。
情報モラル	インターネットやスマートフォンを使うときのルールやマナーです。個人情報を守ること、相手を傷つけないこと、情報を確かめることなどが含まれます。
スクールカウンセラー	学校で、児童生徒や保護者の心の悩みについて相談に乗る専門職です。

	スクールソーシャルワーカー	学校や家庭、福祉機関などをつなぎ、児童生徒の困りごとを環境面から支える福祉の専門職です。
	性的マイノリティ	生まれたときの性別、好きになる相手、自分の性別の感じ方などが、多数派とは異なる人たちを表す言葉です。
	総合型地域スポーツクラブ	地域の人が中心となって運営し、年齢や目的にかかわらず、いろいろなスポーツを身近に楽しめるクラブです。
た行	待機児童	保育が必要と認められ、保育所などに申し込んだのに、定員などの理由で利用できないこどものことです。
	多文化共生社会	国籍や文化が異なる人たちが、違いを認め合い、同じ地域の一員として共に暮らしていく社会です。
	ＤＶ	配偶者や恋人など、親しい関係にある人、またはあった人から受ける暴力のことです。身体的な暴力だけでなく、心を傷つける言動なども含まれます。
	特定教育・保育施設	市町が、給付の対象となる教育・保育施設として確認した認定こども園、幼稚園、保育所のことです。
な行	認可外保育施設	認定こども園や保育所などの認可施設以外で、こどもを預かる保育施設です。
	認定こども園	幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設です。保護者が働いているかどうかにかかわらず、就学前のこどもが教育や保育を受けられます。
	妊婦健康診査	妊婦と赤ちゃんの健康状態を定期的に確認するための健診です。妊娠中の体調や赤ちゃんの成長を見守ります。
は行	バリアフリー	段差や制度、情報、意識など、生活や社会参加の妨げになるものを取り除くことです。
	伴走型支援	困りごとを抱える人と一度きりで終わらず、つながり続けながら必要な支援を一緒に考えることです。
	ビッグデータ	スマートフォンの位置情報、買い物や視聴の記録、センサー情報など、とても大量で多様なデータのことです。
	ひとり親家庭	母子家庭や父子家庭など、父または母のどちらかがこどもを育てている家庭のことです。
	非認知能力	点数やテストだけでは測りにくい力のことです。意欲、粘り強さ、協調性、自分で考える力、感情をコントロールする力などが含まれます。
	ファシリテーター	会議や話し合いで、参加者が意見を出しやすくし、話を整理して合意づくりを助ける人です。
	プッシュ型支援	困っている人から相談が来るのを待つだけでなく、行政や支援者の側から必要な情報や支援を届けに行くことです。
	フリースクール	学校に行きづらいこどもなどに、学習、相談、体験活動などの場を提供する民間の施設です。

	プレコンセプションケア	将来の妊娠や出産も見据えて、男女ともに性や健康について正しい知識を持ち、自分の体を大切にすることです。
	ヘルプマーク	外見では分かりにくい障害や病気、妊娠初期などで配慮が必要な人が、周囲に助けが必要だと知らせるためのマークです。
	保育所	保護者が働いているなどの理由で家庭で保育できない乳幼児を、保護者に代わって保育する施設です。
	放課後子供教室	地域の人の協力で、放課後や週末にこどもが安全に過ごし、学習や体験、交流ができる場所を提供する取組です。
	放課後児童クラブ	保護者が昼間家庭にいない小学生に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業です。
	包括的支援体制	地域で暮らす人の困りごとに対して、福祉、医療、教育などの支援が切れ目なく届くようにする体制です。
ま行	民間シェルター	暴力を受けた人が、緊急に安全な場所へ避難できる民間団体の施設です。安全のため、場所は公開されないことがあります。
	メンタルヘルス	こころの健康状態のことです。不安やストレスへの向き合い方、人との関係、気持ちの安定などに関わります。
や行	やさしい日本語	難しい言葉を避け、相手に伝わりやすいように言い換えた日本語です。外国人やこども、高齢者などにも分かりやすく伝えるために使います。
	ヤングケアラー	家族の世話や介護、家事、きょうだいの世話などを、本来大人が担うような形で日常的に行っている18歳未満のこどものことです。
	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、障害、言語などの違いにかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が使いやすいように設計する考え方です。
ら行	ライフステージ	乳幼児期、学童期、思春期、青年期など、人の一生をいくつかの段階に分けて考える言葉です。
	ライフデザイン	進学、就職、結婚などを含めて、自分がどのように生きたいかを考え、将来の暮らしを描くことです。
	リプロダクティブヘルス	性や妊娠・出産に関して、体も心も社会的にも健康で、自分の意思が尊重されることです。
	量の見込み	将来、認定こども園や保育所などを利用したいと見込まれる就学前のこどもの数です。
わ行	ワーク・ライフ・バランス	仕事と家庭生活、地域活動、自分の時間などを調和させ、状況に合った働き方や生き方を選べる状態です。

静岡市こども計画

発行年月：令和９年３月
発行：静岡市
編集：静岡市　こども未来局　こども未来課
〒420-8602
静岡県静岡市葵区追手町５番１号　静岡庁舎新館17階
ＴＥＬ　054-221-1169　　ＦＡＸ　054-221-5026

静岡市こども計画　検索